

# 資料編



## 目次

1	条例等	資-1
1-1	旭川市防災基本条例	資-1
1-2	旭川市防災会議条例	資-6
1-3	旭川市防災会議運営規程	資-8
1-4	旭川市災害対策本部条例	資-9
1-5	旭川市災害警戒配備要綱	資-10
2	協定一覧	資-12
2-1	旭川市における防災関係の協定締結一覧	資-12
2-2	北海道における防災関係の協定締結一覧	資-18
3	基準・様式	資-23
3-1	北海道への災害報告様式	資-23
3-2	自衛隊派遣要請の要求様式	資-27
3-3	気象に関する注意報、警報及び特別警報（気象特別警報）の種類と発表基準	資-29
3-4	災害救助法による救助の内容等	資-33
3-5	被害状況の判断基準	資-37
3-6	被災者生活再建支援法に基づく支援	資-41
3-7	緊急通行車両確認証明書の様式	資-42
3-8	即報基準	資-44
3-9	直接即報基準	資-48
3-10	災害情報等報告取扱要領（北海道）	資-49
3-11	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	資-50
3-12	北海道災害義援金募集・配分委員会会則	資-51
4	災害対策資料	資-55
4-1	災害履歴	資-55
4-2	気象概況（旭川の過去の気象観測データ）	資-61
4-3	災害危険箇所（法令指定地）における情報伝達及び避難体制等	資-62
4-4	災害危険箇所一覧	資-92
4-5	災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧	資-99
4-6	指定避難所等一覧	資-139
4-7	避難施設と要配慮者利用施設等を結ぶ避難路候補一覧	資-146
4-8	臨時ヘリポート開設予定地	資-156
4-9	関係機関連絡先一覧	資-157



# 1 条例等

## 1-1 旭川市防災基本条例

旭川市防災基本条例

平成 27 年 3 月 25 日条例第 16 号

改正 令和 3 年 11 月 10 日条例第 65 号

旭川市は、多くの川が流れる地理的条件から、かつては、度重なる水害に見舞われていましたが、治水対策が進んだことにより、市街地での水害が大幅に減少したほか、地震の発生が少ない地域であることから、現在では、自然災害が比較的少ないまちであると言われていました。

しかしながら、未曾有の被害をもたらした東日本大震災をはじめとして、想定をはるかに超える自然災害が各地で数多く発生し、私たちは、災害の脅威と防災の重要性を改めて思い知らされました。市では、これまでも関係機関と連携し、防災対策の充実強化に努めてきましたが、これらの自然災害への対応から得られた教訓を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめ、災害から市民の生命と暮らしを守るためには、自らの安全を自らで守る自助、地域において互いに助け合う共助及び市や関係機関が市民を災害から守る公助の理念に基づき、市民、事業者及び市が、それぞれの役割を十分に踏まえながら緊密に連携し、防災対策の推進に取り組むことが必要不可欠です。

ここに、市民、事業者及び市の責務を明らかにすることにより、協力して防災対策を推進し、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、防災のための対策（以下「防災対策」という。）に関し基本理念を定め、市民、事業者及び自主防災組織等（以下「市民等」という。）並びに市の責務を明らかにするとともに、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等が安全で安心して暮らすことができる災害に強いまちの実現を図ることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 防災関係機関 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関、陸上自衛隊、警察、同条第 5 号に規定する指定公共機関、同条第 6 号に規定する指定地方公共機関及び地域防災計画（法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置された旭川市防災会議が法第 42 条第 1 項の規定に基づき作成した地域防災計画をいう。以下同じ。）に定めるその他の機関をいう。
- (4) 自主防災組織等 自主防災組織（法第 2 条の 2 第 2 号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域において防災を主たる目的として自主的な防災活動を行う団体をいう。
- (5) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (6) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自

ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(基本理念)

第3条 防災対策は、自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）の理念を基本として、市民等及び市がそれぞれの責務に応じ、連携を図りながら相互に協力することにより、着実に実施されなければならない。

(地域防災計画への反映)

第4条 旭川市防災会議は、地域防災計画を修正するに当たり、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）を反映させなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 自らが居住し、又は使用する建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の耐震性の確認、耐震改修の実施その他の対策

(2) 家具の転倒防止対策

(3) 災害時における初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備

(4) 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄

(5) 外出先からの帰宅方法及び家族間の連絡方法の確認

(6) 避難所及び避難場所の位置並びに避難の経路及び方法の確認

(7) 前各号に掲げるもののほか、日常の防災対策に関し必要な事項

2 市民は、国、北海道、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

3 市民は、自主防災組織等の活動に積極的に参画するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(1) その所有し、又は管理する建築物等の耐震性の確認、耐震改修の実施その他の対策

(2) 事業活動で使用する物品、機器設備等の転倒防止対策

(3) 災害時における初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備

(4) 災害時に従業員及び事業所に来所する者（以下この項において「従業員等」という。）を一時的に避難させる場所の確保

(5) 食品、飲料水その他災害時において必要となる物資の備蓄

(6) 避難所及び避難場所の位置並びに避難の経路及び方法の確認並びに従業員等への周知

(7) 災害時における情報の収集及び伝達の方法の確認及びその手段の確保並びにその方法の従業員等への周知

(8) 前各号に掲げるもののほか、日常の防災対策に関し必要な事項

2 事業者は、国、北海道、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、災害時に、その所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員の安全の確保に努めるものとする。

4 事業者は、災害時に事業を中断しないよう、又は中断した場合においてはできるだけ早期に再

開できるよう、事業を継続する体制の整備に努めるものとする。

5 事業者は、災害時に、その有する能力を活用して、市民の安全に配慮した対策を実施するよう努めるものとする。

(自主防災組織等の責務)

第7条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域住民と協力して、地域における防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、国、北海道、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策を総合的に推進するとともに、次に掲げる施策を実施するよう努めなければならない。

- (1) 防災に関する計画の策定及び体制の整備
- (2) 国、北海道、防災関係機関及び市民等と連携した防災対策の実施
- (3) 被災者支援のための体制整備
- (4) 市民等の防災意識の高揚及び災害に対する対応力の向上のための啓発活動
- (5) 建築物等の耐震診断及び耐震改修の実施その他の対策に関する指導、助言及び支援
- (6) 市が所有する建築物の必要に応じた耐震診断及び耐震改修の実施
- (7) 市が管理する道路、橋りょう、河川、排水路施設、上下水道施設等の安全の確保
- (8) 避難者等に必要な食品、飲料水その他の物資の備蓄
- (9) 前各号に掲げるもののほか、防災対策の推進に必要な事項

## 第2章 基本方針

(基本方針)

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、防災対策を推進するよう努めなければならない。

- (1) 市民等との協働により、本市における防災体制を推進すること。
- (2) 災害時の備えを中心とした災害に強いまちづくりを推進すること。
- (3) 地域特性に応じた防災対策を推進すること。

## 第3章 災害予防

### 第1節 地域防災力の向上

(防災教育、防災訓練等の実施)

第10条 市民は、地域で開催される防災訓練、市又は防災関係機関が提供する防災に関する情報等により、防災に関する知識の習得及び家庭、職場等を通じた防災に関する意識の高揚に努めるものとする。

2 事業者は、従業員に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

3 市は、防災関係機関と連携して、防災教育、防災訓練その他市民等が防災に関する知識を習得し、又は防災に関する意識の高揚を図るための機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、防災関係機関と連携して、学校、児童福祉施設その他の施設において、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深め、及び災害時において適切に行動することができるよう、防災教育、防災訓練の実施に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自主防災組織に対する支援等)

第11条 市は、自主防災組織を育成し、及び自主防災組織の活動を支援するため、防災関係機関と連携して、必要な訓練及び研修の実施並びに自主的な防災意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、自主防災組織の活動が円滑に行われるよう指導的役割を担う人材の育成その他の必要な支援に努めなければならない。

(ボランティア活動への支援等)

第12条 市は、災害時においてボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、受入体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2節 災害に強いまちづくりの推進

(体制の整備)

第13条 市は、災害時に必要な業務を継続することができるよう、災害応急対策等の実施体制の整備に努めなければならない。

(災害に強いまちづくりの推進)

第14条 市は、道路、河川、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備その他の事業を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進するよう努めなければならない。

(避難行動要支援者情報の管理等)

第15条 市は、避難行動要支援者に対する情報の提供及び避難の支援が円滑に行われるよう、体制の整備に努めなければならない。

2 市は、自主防災組織等と連携して、避難行動要支援者が避難等の支援を受ける際に必要となる情報をあらかじめ提供することができ、かつ、その情報が適切に管理される環境づくりに努めなければならない。

(協定の締結)

第16条 市は、災害時の避難場所の提供、災害に関する情報の市民等への提供、災害時に必要とする物資又は資機材の供給、緊急輸送の確保その他災害対応対策及び災害復旧に関して、事業者との協定の締結に努めるものとする。

(防災に関する情報の提供等)

第17条 市は、国、北海道及び防災関係機関と連携して、防災に関する情報の収集及び整理を行い、その情報を市民等に適切に提供するものとする。

## 第3節 地域の特性に応じた防災対策の推進

(積雪寒冷期における防災対策の推進)

第18条 市は、積雪寒冷という本市の地域特性に応じ、国、北海道及び防災関係機関と連携し、積雪又は融雪による災害への対策を推進するための体制の整備を図るとともに、積雪寒冷期における適切な情報の提供、避難路及び避難場所の確保等の対策を進めるよう努めなければならない。

(孤立地区対策の推進)

第19条 市は、災害時に交通が途絶する地区（以下この条において「孤立地区」という。）の発生に備え、国、北海道及び防災関係機関と連携し、孤立地区に対する物資の輸送、情報の提供等の防災対策を推進するための体制の整備を図るよう努めなければならない。

## 第4章 災害応急対策

(情報の収集等)

第20条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国、北海道及び防災関係機関と連携して、当該災害に関する情報を収集し、共有するとともに、速やかに市民等に当該災害



に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(災害応急体制の確立)

第21条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国、北海道及び防災関係機関と連携して、被災者の救助その他の災害応急対策を的確に実施するために必要な体制を速やかに確立し、法令等に基づき必要な災害応急対策を実施するものとする。

(円滑な避難等)

第22条 市民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、自ら当該災害に関する情報を収集し、不要な外出の自粛、安全な場所への自主的な避難その他当該災害による危険を回避する行動をとるよう努めるものとする。

2 市民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法令等に基づき避難準備情報の発表、避難の指示又は緊急安全確保措置の指示があったときは、これに応じて速やかに避難等の行動をとるものとする。

3 事業者は、災害時に、その所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員に対し、災害時に関する情報の提供、避難の誘導その他必要な措置をとるよう努めるものとする。

4 自主防災組織等は、災害時に、安全を確保した上で、地域の住民等に対し災害時に関する情報の伝達、避難の誘導その他必要な措置をとるよう努めるものとする。

(地域における共助)

第23条 市民等は、災害時に避難が必要な場合には、避難行動要支援者その他の要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣住民への周知を行う等地域において相互に助け合うよう努めるものとする。

(ボランティアによる支援活動)

第24条 ボランティアは、災害時において、市と連携を図り、被災地の状況に応じた支援活動を実施するよう努めるものとする。

## 第5章 災害復旧

第25条 市は、災害復旧に関し、災害からの復興を視野に入れ、国、北海道及び防災関係機関と連携して、速やかに施設の復旧及び被災者の援護に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第6章 その他の施策

(災害に係る検証)

第26条 市は、市内で大規模な災害が発生した場合その他それ以外の災害に関し必要があると認める場合には、国、北海道及び防災関係機関の協力を得て、当該災害に係る防災対策等についての検証を行うものとする。

2 市は、前項の検証の結果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

(財政上の措置)

第27条 市は、防災対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる

ものとする。

附 則

この条例は、令和3年11月10日から施行する。

## 1-2 旭川市防災会議条例

### 旭川市防災会議条例

昭和38年3月29日条例第11号

改正	昭和53年4月1日条例第16号	平成12年3月31日条例第5号
	平成13年3月26日条例第5号	平成17年9月22日条例第41号
	平成24年3月23日条例第11号	平成24年9月14日条例第46号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき旭川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 旭川市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定に基づく水防計画に関し調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
- (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び旭川市消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち市長が任命する者
- (10) 市長が適当と認めて任命する者

6 前項の委員の定数は、30人とする。

7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は、そ

の前任者の残任期間とする。

- 8 前項の委員は、再任されることができる。  
(議事等)

第4条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 旭川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附 則（昭和53年4月1日条例第16号抄）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第5号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 旭川市水防協議会条例（昭和28年旭川市条例第29号）は、廃止する。

附 則（平成13年3月26日条例第5号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市防災会議条例第3条第5項の規定に基づき最初に任命される同項第8号及び第9号に規定するそれぞれの委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成1年6月30日までとする。

附 則（平成17年9月22日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市防災会議条例及び旭川市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成17年7月1日から適用する。

附 則（平成24年3月23日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市防災会議条例の規定は、平成23年12月27日から適用する。

附 則（平成24年9月14日条例第46号）

- 1 この条例は、交付の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市防災会議条例第3条第5項の規定に基づき平成26年6月30日以前に任命される同項第8号から第10号までに規定するそれぞれの委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、同日までとする。

### 1-3 旭川市防災会議運営規程

#### 旭川市防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 旭川市防災会議（以下「会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和36年政令第286号）に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会議は必要の都度防災会議の会長（以下「会長」という。）が招集し、会議の議長となる。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 旭川市防災会議条例第3条第4項の規定により会長に事故があるときは、その職務を代行する防災会議委員（以下「委員」という。）を次のとおり指名する。

(1) 防災安全部の事務を担当する副市長の職にある委員

(2) 他の事務を担当する副市長の職にある委員

(委員の代理出席)

第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理の者を出席させることができる。

(議事)

第5条 防災会議は委員（代理の者を含む。本条において同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専決処分)

第6条 会長は、会議を招集する暇がなく、その他やむを得ない事情があると認めるときは専決処分をすることができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

(委員以外の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある市職員を会議に参画させ意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、旭川市防災安全部防災課において処理する。

附 則

この規程は、昭和19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 1-4 旭川市災害対策本部条例

## 旭川市災害対策本部条例

昭和38年3月29日条例第12号

改正 平成8年3月29日 条例第4号 平成24年9月14日 条例第47号  
平成29年3月24日 条例第15号

## (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、旭川市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

## (部)

第3条 本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。

3 部には部長を置き本部長の指名する本部員がこれにあたる。

4 部長は部の事務を掌理する。

## (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

## (雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか本部に関し必要な事項は本部長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月14日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市災害対策本部条例の規定は、平成24年6月27日から適用する。

附 則（平成29年3月24日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-5 旭川市災害警戒配備要綱

### 旭川市災害警戒配備要綱

(総則)

第1条 この要綱は旭川市域において、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、災害に関する情報を収集し、災害やその発生に対処する体制について定めるものとする。

(配備の決定)

第2条 市長は、災害やその発生に対処する必要があると認められる場合、災害警戒配備の決定をし、防災安全部長へ通知する。

(配備の基準)

第3条 災害警戒配備体制をとる基準は次のとおりとする。

- (1) 市域に震度4の地震が発生したとき。
- (2) 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。
  - ア 大雨警報が発表され、かつ、洪水警報が発表された場合
  - イ 土砂災害警戒情報が発表された場合
  - ウ 暴風警報、暴風雪警報、大雪警報が発表された場合
- (3) 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。
  - ア 市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
  - イ 大規模な火災・爆発・事故が発生した場合
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(配備の連絡)

第4条 防災安全部長は市長の命を受け、災害の状況に応じ必要な部局へ災害警戒配備体制をとるよう通知する。

(配備の内容)

第5条 各部長は、災害警戒配備及び旭川市地域防災計画に定める災害対策本部の非常配備体制を迅速に行えるよう、あらかじめ配備要員等の体制を定めておくものとする。

なお、各部長は部局内の災害警戒配備体制及び非常配備体制に変更があった場合は、速やかに防災安全部長に通知するものとする。

(活動内容)

第6条 災害警戒配備体制における、主な活動は次のとおりである。処理すべき事態が発生したときは災害対策の各部事務分掌により対処するものとする。

- (1) 災害情報等の収集及び伝達
- (2) 河川、急傾斜地等の警戒、監視
- (3) 小規模な災害への応急対策活動
- (4) 住民等への情報伝達
- (5) 避難所の開設
- (6) 各部局所管施設の状況把握
- (7) 関係機関等との連絡調整

(災害対策本部への移行)

第7条 市長は、災害が拡大し、又は拡大のおそれがあり、総合的な災害対策を必要とするときは、災害対策本部体制へ移行する。

(配備の解除)

第8条 市長は、災害及び災害のおそれが解消したときは、災害警戒配備を解除する。

附 則

この要綱は、平成11年10月13日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

## 2 協定一覧

### 2-1 旭川市における防災関係の協定締結一覧

#### ア 行政機関関係

No.	協定名	締結先	概要
1	北海道広域消防相互応援協定	北海道内の市, 町, 消防の一部事務組合	消防の応援
2	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道内の市, 町, 消防の一部事務組合	消防防災ヘリコプターの応援
3	防災情報の共有に係る協定書	北海道開発局	防災情報の共有
4	北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ	北海道開発局	土木施設等の被害における応援
5	災害時の相互応援に関する協定	南さつま市	物資・資機材の提供, 職員の派遣等
6	災害時の相互応援に関する協定	北名古屋市	物資・資機材の提供, 職員の派遣等
7	旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	大雪消防組合, 北海道エアポート株式会社旭川空港事業所	消火救難活動の実施
8	北海道総合行政情報ネットワーク連絡所の管理運営に関する協定	北海道	北海道総合行政情報ネットワーク連絡所の設置, 管理, 運営及び経費負担
9	災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書	留萌市, 稚内市, 芦別市, 紋別市, 士別市, 名寄市, 深川市, 富良野市	食料・飲料水・物資・資機材の提供, 職員の派遣, 児童・生徒等の受入れ等
10	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道, 北海道市長会及び北海道町村会	食料・物資・資機材の提供, 職員の派遣, 車両等の提供, 被災者の一時収容施設の提供等
11	広域防災に係る相互応援に関する覚書	上富良野町	十勝岳噴火等の災害に関して, 平時を含めた相互応援
12	中核市災害相互応援協定	中核市各市	食料・飲料水・物資・資機材の提供, 職員の派遣等

#### イ 情報・広報対策関係

No.	協定名	締結先	概要
1	災害情報の収集及び伝達に関する協定	ハムラジオ大雪クラブ	災害情報の収集伝達
2	災害等における緊急放送に関する協定	旭川ケーブルテレビ株式会社	緊急放送の実施
3	災害等における緊急放送に関する協定	株式会社旭川シティネットワークコミュニティ放送FMりべる	緊急放送の実施
4	災害等における緊急放送に関する協定	株式会社アイケム	緊急放送の実施
5	災害等における情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害情報の発信

#### ウ 医療救護対策関係

No.	協定名	締結先	概要
1	高速自動車国道救急・救助活動等に関する協定書	一般社団法人旭川市医師会	薬剤師, 看護師及び補助職員の派遣
2	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人旭川市医師会	救護部隊の編成及び派遣



No.	協定名	締結先	概要
3	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	一般社団法人旭川歯科医師会	救護部隊の編成及び派遣
4	災害時における衛生材料等物資供給の協力に関する協定	株式会社メディセオ	医薬品・診療材料・試薬等の供給
5	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	公益社団法人北海道柔道整復師会旭川ブロック	柔道整復師による医療救護

## エ 物資等供給対策関係

No.	協定名	締結先	概要
1	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	株式会社イトーヨーカ堂	応急生活物資の供給
2	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	生活協同組合市民生協コープさっぽろ	応急生活物資の供給等
3	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	MEGA ドン・キホーテ旭川店	応急生活物資の供給
4	災害時における機器の調達に関する協定書	一般社団法人日本建設機械レンタル協会北海道支部旭川地区部会	仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機等の調達
5	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	あさひかわ農業協同組合	応急生活物資の供給等
6	災害時における物資調達に関する協定書	レンゴー株式会社旭川工場	避難所運営に必要な段ボール製品等の調達
7	災害時における介護用、福祉用具等の調達に関する協定書	日建片桐リース株式会社	車いす、介護ベッド・マットレス等の調達
8	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	応急生活物資等の供給
9	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	株式会社サッポロドラッグストア	粉ミルクの他、応急生活物資の供給
10	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	株式会社ツルハ	粉ミルクの他、応急生活物資の供給
11	災害時の物資供給及び店舗営業又は早期再開に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	被災住民等を救助するための物資の調達供給への協力
12	洪水時における緊急避難場所としての使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	イオン北海道株式会社	洪水時における指定緊急避難場所としての使用（イオン旭川西店）及び災害時の応急生活物資の円滑な供給
13	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	株式会社サンドラッグプラス	粉ミルクの他、応急生活物資の供給
14	災害時等における給電車による電力供給に関する協定	旭川トヨタ自動車株式会社、旭川トヨペット株式会社、トヨタカラー旭川株式会社、トヨタカラー道北株式会社、ネットトヨタ旭川株式会社、ネットトヨタたいせつ株式会社、株式会社トヨタレンタリース旭川	給電車による避難所等への電力の供給
15	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書	旭川レンタカー協会	輸送車両の提供
16	災害時における物資調達に関する協定書	株式会社片桐紙器	避難所運営に必要な段ボール製品等の調達

## 資料編

No.	協定名	締結先	概要
17	災害時における資機材のレンタルに関する協定書	株式会社ダイワテック	災害時における資機材の提供
18	災害時における電気自動車による電力供給に関する協定	旭川日産自動車株式会社	非常用電源として活用できる電気自動車等の貸与
19	洪水時における地域住民等の緊急避難場所としての施設使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	株式会社トライアルカンパニー	施設の緊急避難場所としての使用及び応急生活物資の供給等
20	災害時における電動車両等の貸与に関する協定	北海道三菱自動車株式会社 三菱自動車工業株式会社	非常用電源として活用できる電動車両等の貸与

## オ 燃料供給対策関係

No.	協定名	締結先	概要
1	災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書	旭川地方石油販売業協同組合	ガソリン、軽油、灯油及び重油等の供給
2	災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書	旭川地方灯油小売商組合	市が指定する施設等への灯油の供給

## カ 建築土木対策関係

No.	協定名	締結先	概要
1	災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人旭川建設業協会	水防、人命救助、交通障害物除去等
2	災害時における応急対策業務に関する協定	旭川地区舗装事業関係災害緊急対策協議会	障害物及び廃棄物の除去、応急復旧等
3	災害時における応急対策業務に関する協定	道北造園建設業協会	障害物及び廃棄物の除去、応急復旧等
4	災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人旭川建築協会	市有建築物の応急措置及び復旧、民間建築物に係る相談等
5	災害時における応急対策業務に関する協定	道北電気工事業協同組合	市が所有する施設の設備等の応急措置及び復旧
6	災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人旭川空調衛生工事業協会	市が所有する施設の設備等の応急措置及び復旧
7	災害等の発生時における旭川市と社団法人北海道エルピーガス協会上川支部の応急・復旧活動の支援に関する協定	一般社団法人北海道エルピーガス協会上川支部	LPガスに係るの被害状況、応急措置及び復旧状況の情報提供、LPガス設備の撤去等の安全対策
8	災害時協力協定書	一般財団法人北海道電気保安協会	公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動、及び電力復旧工事の監督、指導及び検査
9	災害時における応急対策業務に関する協定	上川地方建設業協会連絡協議会	上川管内の建設業者で組織する連絡協議会と管内市町村の応急対策業務に関する協定
10	災害等に係る調査業務等の災害緊急対応等の協力に関する協定	上川調査設計協会	測量等による被害調査に関する協定

## キ 輸送対策関係

No.	協定名	締結先	概要
1	災害時におけるバスによる緊急輸送の協力に関する協定書	旭川電気軌道株式会社	バス輸送

No.	協定名	締結先	概要
2	災害時におけるバスによる緊急輸送の協力に関する協定書	道北バス株式会社	バス輸送
3	災害時応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	一般社団法人旭川地区トラック協会	物資の緊急・救援輸送等
4	災害時における物資の保管等に関する協定	道北倉庫協会	物資の保管等
5	災害時における緊急輸送等に関する協定	協同組合旭川ハイヤー協会	緊急輸送等

## ク 他の応急対策関係

No.	協定名	締結先	概要
1	災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合旭川支部旭川浴場組合	避難所生活者への風呂の提供、市民が緊急に避難する場所としての建物及び敷地の提供、生活用水の市民等への提供等
2	災害時における遺体搬送等に関する協定書	一般社団法人全国霊柩自動車協会	遺体搬送等
3	災害時における動物救護活動に関する協定	北海道、札幌市、函館市、公益社団法人北海道獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会	被災動物の救護
4	災害発生時における旭川市と旭川市内郵便局の協力に関する協定	旭川市内郵便局	車両の提供、情報の相互提供、広報活動等
5	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	北海道行政書士会	被災者支援を目的とした相談窓口の開設、運営、会員の派遣等
6	災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定書	旭川市一般廃棄物許可・委託事業者連絡協議会	災害廃棄物の収集運搬
7	災害時の救護活動に関する協定	天理教災害救護ひのきしん隊北海道教区旭川支部隊	災害時における救援活動の提供
8	災害時における相談業務の応援に関する協定	旭川地域災害復興支援士業連絡会	災害時の被災者相談窓口等における応援
9	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営等

## ケ 避難所等の協力関係

No.	協定名	締結先	概要
1	避難所施設使用に関する覚書	北海道開発局旭川開発建設部旭川河川事務所	永山新川管理センターの避難所としての使用
2	福祉避難所の指定に関する協定書	社会福祉法人あかしあ労働福祉センター	福祉避難所の設置運営
3	災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社ベルコ	緊急一時避難施設としての使用
4	災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社ジュリアンヌ	緊急一時避難施設としての使用
5	避難所施設使用に関する協定書	社会福祉法人北海道療育園	福祉村地域交流ホーム youの避難所としての使用
6	福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定	旭川社会福祉施設協議会	福祉避難所の設置運営、人材派遣

No.	協定名	締結先	概要
7	災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	トーエー企業株式会社	施設の緊急避難場所としての使用 (パーラートーエー神楽店立体駐車場)
8	災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	社会福祉法人旭川松の木会	施設の緊急避難場所としての使用 (旭川宮前保育園)
9	災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	株式会社東海商事	施設の緊急避難場所としての使用 (社のSPA神楽)
10	災害時における協力に関する協定	ルートインジャパン株式会社	施設の緊急避難場所としての使用
11	福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定	医療法人道北勤労者医療協会	福祉避難所の指定及び人材の派遣
12	災害時における相互協力に関する協定書	旭川刑務所	施設の緊急避難場所としての使用
13	福祉避難所の指定に関する協定書	独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道支部 中小企業大学校旭川校	福祉避難所の設置運営
14	福祉避難所の指定に関する協定書	株式会社花さとか	福祉避難所の設置運営
15	災害時における避難所としての施設使用に関する協定	一般財団法人 道北地域旭川地場産業振興センター	施設の指定避難所としての使用
16	福祉避難所の開設に関する協定書	社会福祉法人旭川光風会	視覚障がい者を対象とした福祉避難所の設置運営 (旭川点字図書館, 旭川大成デイサービスセンター)
17	福祉避難所の開設に関する協定書	リアルケア株式会社	福祉避難所の設置運営
18	旭川市障害者福祉センターにおける福祉避難所の開設に関する覚書	特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会	福祉避難所の設置運営
19	災害時における緊急避難場所としての施設使用に関する覚書	旭川市 21 世紀の森運営協議会	21 世紀の森ログハウス等の緊急避難場所としての使用
20	福祉避難所の開設に関する協定書	上川生産農業協同組合連合会	福祉避難所の設置運営
21	災害時における緊急避難場所としての施設使用に関する協定書	イオンモール株式会社	施設の緊急避難場所としての使用 (イオンモール旭川駅前屋上駐車場)
22	福祉避難所の開設に関する協定書	旭川トヨタ自動車株式会社, 旭川トヨペット株式会社, トヨタカローラ旭川株式会社, トヨタカローラ道北株式会社, ネットトヨタ旭川株式会社, ネットトヨタたいせつ株式会社, 株式会社トヨタレンタリース旭川, トヨタL&F旭川株式会社, トヨタモビリティパーツ株式会社北海道統括支社, 北北海道ダイハツ販売株式会社, 東京海上日動火災保険株式会社旭川支店	施設の福祉避難所としての利用と避難者への物資の提供
23	福祉避難所の開設に関する協定書	株式会社長田葬祭	福祉避難所の設置運営
24	災害時における避難所としての施設使用に関する協定	学校法人旭星学園旭川理容美容専門学校	施設の指定避難所としての使用
25	災害時における宿泊施設の提供に関する協定	旭川ホテル旅館協同組合	宿泊施設を避難所として提供

No.	協定名	締結先	概要
26	旭川市の地域防災力向上に関する連携協定	損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン旭川ビルの福祉避難所としての使用等（災害時におけるドローン等調査機器による情報収集、市民の防災意識の啓発・防災知識の普及、地域防災イベントへの参画、事業者への事業計画の作成支援等）
27	災害時における福祉避難所の開設に関する協定	岩田医院	施設の福祉避難所としての使用
再掲	洪水時における緊急避難場所としての使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定（エー11）	イオン北海道株式会社	洪水時における指定緊急避難場所としての使用（イオン旭川西店）及び災害時の応急生活物資の円滑な供給
再掲	洪水時における地域住民等の緊急避難場所としての施設使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	株式会社トライアルカンパニー	施設の緊急避難場所としての使用及び応急生活物資の供給等

## コ その他

No.	協定名	締結先	概要
1	避難場所広告付看板に関する協定	NTT北海道電話帳株式会社	NTT電柱の巻き付き看板への避難場所の記載
2	避難場所広告付看板に関する協定	北電興業株式会社	北電電柱の巻き付き看板への避難場所の記載
3	浸水・誘導標識設置協定	<u>北海道電力株式会社</u>	浸水・誘導標識の設置
4	災害時における地図製品等の供給に関する協定	株式会社ゼンリン	災害時の地図等の提供
5	災害時等における相互協力に関する協定書	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	災害発生時の情報共有や復旧における相互協力等
再掲	旭川市の地域防災力向上に関する連携協定書	損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン旭川ビルの福祉避難所としての使用等（災害時におけるドローン等調査機器による情報収集、市民の防災意識の啓発・防災知識の普及、地域防災イベントへの参画、事業者への事業計画の作成支援等）

## 2-2 北海道における防災関係の協定締結一覧

(北海道 HP (R3.3.29 現在) から抜粋)

民間との協定 98 件延べ 190 企業・団体等 (内訳: 報道・放送 = 3 件 3 2 社, 団体, 医療・物資・役務提供等 = 95 件延べ 158 企業, 団体, 独法), 行政機関等 7 件

分野別	協定名	協定の相手先	担当部	備考
新聞	1 災害時における報道要請に関する協定	新聞各社(22社)		
	放送			
放送	1 災害時における放送要請に関する協定	道内放送各社(9社)	総務部	
	2 災害時における放送要請に関する協定	(一社)日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会	総務部	
医療・福祉・医薬	1 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)委託協定	日本赤十字社北海道支部	保健福祉部	
	2 災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)北海道医師会	保健福祉部	
	3 災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社)北海道歯科医師会	保健福祉部	
	4 災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	(株)スゲン愛生館営業部	保健福祉部	
	5 災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	(株)ほくやく	保健福祉部	
	6 災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	(株)モロオ	保健福祉部	
	7 災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	(株)竹山	保健福祉部	
	8 災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	(株)ムトウ	保健福祉部	
	9 災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)北海道薬剤師会	保健福祉部	
	10 北海道DMATの派遣に関する協定	北海道DMAT指定医療機関(34機関)	保健福祉部	
	11 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	保健福祉部	
	12 災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会	保健福祉部	
	13 災害時の看護職医療救護活動に関する協定	(公社)北海道看護協会	保健福祉部	
	14 災害時における医薬品等の供給に関する協定	(一社)北海道医薬品卸売業協会	保健福祉部	
	15 災害時における医療機器の供給に関する協定	北海道医療機器販売業協会	保健福祉部	
	16 災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	(公社)北海道柔道整復師会	保健福祉部	
	17 災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	北海道老人福祉施設協議会, (一社)北海道老人保健施設協議会, 北海道身体障害者福祉施設協議会, (一社)北海道知的障がい福祉協会 北海道救護施設協議会, 北海道児童施設協議会, 北海道精神障害者社会福祉事業協議会, (公社)日本認知症グループホーム協会北海道支部, (一社)北海道認知症グループホーム協会, 北海道母子生活支援施設協議会	保健福祉部	
	18 災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	総務部	
	19 航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定	旭川市, 航空自衛隊千歳基地, 帯広市, 釧路空港ビル(株)	保健福祉部	

分野別	協定名	協定の相手先	担当部	備考	
食料・飲料・生活物資の供給等	1	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	北海道生活協同組合連合会	環境生活部	
	2	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コ・ラボトリング(株)	総務部	
	3	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セコマ	総務部	帰宅者支援含む
	4	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ローソン	総務部	別掲(帰宅者支援)
	5	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ヒソノ・イルブ・ジャパン	総務部	別掲(帰宅者支援)
	6	災害時における物資の供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	総務部	
	8	災害時における飲料の供給等防災に関する協定	サントリーフーズ(株)	総務部	
	9	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	総務部	帰宅者支援含む
	10	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	DCM ホームマック(株)	総務部	帰宅者支援含む
	11	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン(株)	総務部	帰宅者支援含む
	12	災害時における物資の供給に関する協定	(株)北海道ファミリーマート, (株)ファミリーマート	総務部	
	13	災害時における物資の供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	総務部	
	14	災害時における物資の供給に関する協定	コストコホールセールジャパン(株)	総務部	
	15	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	総務部	
	16	災害時等における各種コンテナ製品等の供給に関する協定	ウォレットジャパン(株)	総務部	
	17	災害時等における段ボール製品の調達等に関する協定	合同容器(株)	総務部	
	18	災害時等における物資の供給等に関する協力協定	ファーストリテイリング	総務部	
	救助・救援等の支援	1	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO 法人日本レスキュー協会	総務部
2		災害時における隊友会の協力に関する協定	(公社) 隊友会北海道隊友会連合会	総務部	
3		災害時における動物救護に関する協定	動物救護関係の団体：(社) 北海道獣医師会, (公社) 日本愛玩動物協会	環境生活部	地方自治体: 道 札幌市, 旭川市, 函館市
4		災害時及び災害活動に関する協力協定	(公社) 日本青年会議所北海道地区協議会	総務部	
5		災害時における交通誘導業務等に関する協定	(社) 北海道警備業協会	総務部	
6		災害時における応急対策業務に関する協定	(一社) 北海道建設業協会	総務部	
7		建設管理部所管公共土木施設の災害時等における協力体制に関する協定	(一社) 北海道道路標示・標識業協会	建設部	
8		災害時等の緊急時における業務連携に関する協定	(地独) 北海道立総合研究機構	総合政策部	
9		大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	(公社) 北海道産業資源循環協会	環境生活部	
10		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社) 北海道測量設計業協会	建設部	
11		災害時における協力体制に関する基本協定	北海道地質調査業協会	建設部	

	12	土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定	ヤマト運輸(各主管支店)	水産林務部	各(総合振興局)において締結
分野別		協定名	協定の相手先	担当部	備考
救助・救援等の支援	13	災害時における協力体制に関する協定	(一社)北海道土木コンクリートブロック協会	総務部	
	14	災害時における相互協力に関する協定	北海道公立大学法人札幌医科大学	総務部	
	15	災害時における協力体制に関する基本協定	北海道維持管理業務連絡協議会	建設部	
	16	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	建設部	
	17	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	(一社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部	建設部	
	18	災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)日本砕石協会, (一社)日本砂利協会	建設部	
	19	災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部	建設部	
	20	公共土木施設災害復旧事業支援に関する協定	(一財)北海道建設技術センター	建設部	
	21	北海道と AUTHENTIC JAPAN株式会社との消防活動等の協力に関する協定	AUTHENTIC JAPAN(株)	総務部	
	22	循環型地域社会の形成に関する協定書について	太平洋セメント(株)	環境生活部	
	23	災害時における解体・撤去等に関する協定	(一社)北海道解体工事業協会	総務部	
葬祭の支援	1	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道葬祭業協同組合	総務部	
	2	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	総務部	
	3	災害時の遺体搬送等に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	総務部	
住宅の支援	1	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(社)プレハブ建築協会	建設部	
	2	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社)北海道宅地建物取引業協会	総務部	
	3	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	総務部	
	4	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	(独法)住宅金融支援機構	建設部	
	5	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定	(一社)全国木造建設事業協会	建設部	
帰宅支援	1	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)壱番屋	総務部	
	2	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ビーン・イレブン・ジャパン	総務部	
	3	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)北海道ファミリーマート	総務部	
	4	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)モスフードサービス	総務部	
	5	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ローソン	総務部	
	6	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ダスキン (ミスターナツ店)	総務部	
	7	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セコマ	総務部	(再掲)
	8	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	総務部	(再掲)
	9	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	DCM ホームマック(株)	総務部	(再掲)
	10	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	経済部	(再掲)
	11	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定(帰宅者支援)	日糧製パン(株)	総務部	(再掲)



分野別	協定名	協定の相手先	担当部	備考	
輸送・保管	1	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	(社)北海道トラック協会	総務部	
	2	災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	北海道旅客船協会	総務部	
	3	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	北海道地区レンタカー協会連合会	総務部	
	4	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	全日本空輸(株)	総務部	
	5	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	日本航空(株)・(株)エア	総務部	
	6	災害時における船舶による輸送等に関する協定	日本内航海運組合総連合会	総務部	
	7	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	(株)AIRDO	総務部	
	8	災害時における物資の保管等に関する協定	苫小牧地区倉庫協会	総務部	
	9	災害時における物資の保管等に関する協定	小樽倉庫協会	総務部	
	10	災害時における物資の保管等に関する協定	札幌倉庫協会	総務部	
	11	災害時における物資の保管等に関する協定	道北倉庫協会	総務部	
	12	災害時における物資の保管等に関する協定	室蘭地区倉庫協会	総務部	
	13	災害時における港湾荷役の支援等に関する協定	北海道港運協会	総務部	
	14	災害時における物資の保管等に関する協定	函館倉庫協会	総務部	
	15	災害時等における緊急輸送等に関する協定	(一社)北海道ハイヤー協会	総務部	
	16	災害時における物資の保管等に関する協定	道東倉庫協会	総務部	
	17	災害等における物資の保管等に関する協定	北見地区倉庫協会	総務部	
	18	災害等における電動車両等の支援に関する協定	道内三菱自動車販売会社11者、三菱自動車工業(株)	総務部	
その他	1	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	経済部	燃料、帰宅支援含む
	2	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	総務部	相談
	3	災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書	日本水道協会北海道支部	環境生活部	
	4	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	総務部	
	5	災害時における相談業務の応援に関する協定	士業7団体(弁護士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士、行政書士)	総務部	相談
	6	災害時における物資の供給に関する協定	丸玉産業株式会社	水産林務部	合板
	7	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)	総務部	
	8	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	東日本電信電話(株)北海道事業部	総務部	

分野別	協定名	協定の相手先	担当部	備考
行政関係	1 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県	総務部	
	2 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道, 東北8道県	総務部	
	3 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	道及び全道179市町村	総務部	
	4 大規模災害時の連携に係る協定	陸上自衛隊北部方面隊	総務部	
	5 災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局, 全道179市町村	総務部	
	6 北海道における災害時等の相互協力に関する協定	北海道開発局, 札幌市	建設部	
	7 大規模災害に備えた北海道と陸上自衛隊北部方面隊との連携・協力に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	総務部	
	8 災害派遣活動拠点としての道立公園の使用等二に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	総務部	

※本資料の協定先の名称は基準日時点のもの

### 3 基準・様式

#### 3-1 北海道への災害報告様式

(北海道災害情報等報告取扱要領 別表1)

災 害 情 報				
報 告 日 時	月	日	時現在	発受信日時
				月 日 時 分
発 信 機 関 (総合振興局・市町村 名等)			受 信 機 関 (総合振興局・市町村 名等)	
発 信 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所				
発 生 日 時	月	日	時 分	災害の原因
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
そ の 他				
(1)災害対策本 部等の設置 状況	(名 称)			
	(設置日時) 月 日 時 分設置			
	(名 称)			
	(設置日時) 月 日 時 分設置			
(2)災害救助法 の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難					
		高齢者等避難					
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況						
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市町村職員		名			
		消防職員		名			
		消防団員		名			
その他(住民等)			名				
	計		名				
その他	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

(北海道災害情報等報告取扱要領 別表2)

被害状況報告(速報 中間 最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名			
	職・氏名					職・氏名			
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分	
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名, 性別, 年齢, 原因は, 補足資料で報告		⑤ 土木被害	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全壊	棟				道路	箇所		
		世帯				橋梁	箇所		
		人				小計	箇所		
	半壊	棟				市町村工事	河川	箇所	
		世帯				道路	箇所		
		人				橋梁	箇所		
	一部破損	棟				小計	箇所		
		世帯				港湾	箇所		
		人				漁港	箇所		
	床上浸水	棟				下水道	箇所		
		世帯			公園	箇所			
		人			崖くずれ	箇所			
	床下浸水	棟			計	箇所			
		世帯			漁船	沈没流出	隻		
		人			破損	隻			
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	計	隻				
		その他	棟						
	半壊	公共建物	棟	漁港施設	箇所				
		その他	棟	共同利用施設	箇所				
	計	公共建物	棟	その他施設	箇所				
	その他	棟	漁具(網)	件					
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	林地	箇所		
			浸冠水	ha		治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没等	ha		林道	箇所		
			浸冠水	ha		林産物	箇所		
	農作物	田	ha	その他		箇所			
		畑	ha	小計		箇所			
	農業用施設	箇所	林地	箇所					
	共同利用施設	箇所	治山施設	箇所					
	営農施設	箇所	林道	箇所					
	畜産被害	箇所	林産物	箇所					
その他	箇所	その他	箇所						
計			小計	箇所					

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病 院	箇所		⑫社会福 祉施設等	公 立	箇所	
	個人	箇所			法 人	箇所	
	清掃施設	箇所		被害 計		箇所	
	火 葬 場	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—
計	箇所		鉄道施設		箇所		
⑨ 商工 被害	商 業	件			被害船舶(漁船除く)	隻	
	工 業	件			空 港	箇所	
	そ の 他	件			水 道	戸	—
	計	件			電 話	回線	—
⑩公 立文 教施 設被 害	小 学 校	箇所			電 気	戸	—
	中 学 校	箇所		ガ ス	戸	—	
	高 校	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	—	
	その他文教施設	箇所		都 市 施 設	箇所		
	計	箇所		計		—	
公共施設被害市町村数			団体	被災 建 物		件	
り災世帯数			世帯	発生 危 険 物		件	
り災災者数			人	発生 そ の 他		件	
消防職員出動延人数			人	消防団員出動延人数		人	
災害対 策本部 の設置 状況	道 (総合振興局又は振興局)						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名							
補足資料 (※別葉で報告)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害 (個人別の氏名, 性別, 年齢, 住所, 職業, 被災場所, 原因) →個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示等の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請, 応援活動の状況</li> <li>・消防, 水防, 救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請, 出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul>							

## 3-2 自衛隊派遣要請の要求様式

## 自衛隊災害派遣要請要求書

第 号  
年 月 日北海道知事 様  
(上川総合振興局長)

旭川市長

印

## 災害派遣要請要求について

このことについて、下記のとおり災害の状況及び派遣を要請する事由により自衛隊の災害派遣要請を要求いたします。

## 記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 時 ～ 年 月 日 時

3 派遣を希望する区域及び活動内容

区域（区域図を添付のこと）

活動内容

4 その他参考となる事項

連絡責任者 市町村名

職名

氏名

電話番号

( 課 係)

自衛隊災害派遣撤収要請要求書

第 号  
年 月 日

北海道知事 様  
(上川総合振興局長)

旭川市長

印

災害派遣撤収要請要求について

年 月 日付け 第 号をもって要請を要求した災害派遣につきましては、次の日時をもって撤収されるよう要請を要求します。

記

年 月 日 時

( 課 係)



## 3-3 気象に関する注意報、警報及び特別警報（気象特別警報）の種類と発表基準

## 1 気象注意報

種 類	発 表 基 準	
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続。	
	発表基準	表面雨量指数基準：8，土壤雨量指数基準：91
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。	
	発表基準	降雪の深さ 12時間降雪の深さ25cm
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。	
	発表基準	平均風速 12m/s（旭川地方気象台の観測値は16m/sを目安とする。）
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って司会が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予測したときには大雪注意報を発表。	
	発表基準	平均風速 10m/s（旭川地方気象台の観測値は14m/sを目安とする。） 雪による視程障害を伴う。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表。	
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。	
	発表基準	視程 200m
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表。	
	発表基準	最小湿度30%，実効湿度60%
なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表。	
	発表基準	①24時間降雪の深さ30cm以上， ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表。	
	発表基準	気温が0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると発表。	
	発表基準	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれがあると発表。	
	発表基準	最低気温 3℃以下
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表。	
	発表基準	4月～6月，8月中旬～10月：（平均気温）平年より6℃以上低い 7月～8月上旬111111111111：（気温）14℃以下が12時間以上継続 11月～3月1111111111111111：（最低気温）平年より12℃以上低い

## 2 気象警報

種 類	発 表 基 準				
大 雨 警 報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表。特に警戒すべき事項を表題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害，浸水害）」のように発表。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続。				
	発表基準	<table border="1"> <tr> <td>浸水害</td> <td>土砂災害</td> </tr> <tr> <td>表面雨量指数基準：14</td> <td>土壌雨量指数基準：145</td> </tr> </table>	浸水害	土砂災害	表面雨量指数基準：14
浸水害	土砂災害				
表面雨量指数基準：14	土壌雨量指数基準：145				
大 雪 警 報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など，大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。				
	発表基準	降雪の深さ 12時間降雪の深さ40cm			
暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。				
	発表基準	平均風速 16m/s（旭川地方気象台の観測値は22m/sを目安とする。）			
暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。暴風による重大な災害のおそれに加え，暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく，大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を発表。				
	発表基準	平均風速 16m/s（旭川地方気象台の観測値は20m/sを目安とする。） 雪による視程障害を伴う。			

## 3 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を，観測（地上の雨量計による観測）したり，解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに，発表される。

発表基準（令和元年6月4日現在）

上川・留萌地方 1時間雨量 90mm

## 4 洪水注意報及び警報

洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。 具体的には、次のいずれかを超えると予想される場合。	
	発表基準	流域雨量指数基準 内大部川流域=12, 伊野川流域=8.8, 江丹別川流域=15.2, ウッペツ川流域=7.2, 西八号川流域=3.2, 辺別川流域=19.7, 基北川流域=5, ペーパン川流域=16.1, 倉沼川流域=12, 牛朱別川流域=16.7, ポン川流域=8.9, 永山新川流域=15.8
		複合基準(表面雨量指数, 流域雨量指数の組み合わせによる基準) 石狩川流域=(5, 32.5), 江丹別川流域=(5, 15.2), ウッペツ川流域=(5, 7.2), 西八号川流域=(5, 3.2), 辺別川流域=(7, 10.9), 基北川流域=(5, 5), ペーパン川流域=(5, 15.6), 倉沼川流域=(5, 6.2), 牛朱別川流域=(5, 14.9), 忠別川流域=(5, 26.6), 美瑛川流域=(7, 17.5)
		指定河川洪水予報による基準 石狩川上流 [伊納・旭橋 (永山橋上流)・旭橋 (永山橋下流)], 忠別川 [暁橋], 美瑛川 [西神楽・西一区], 牛朱別川 [中央橋], 石狩川下流 [納内]
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。 具体的には、次のいずれかを超えると予想される場合。	
	発表基準	流域雨量指数基準 内大部川流域=15.1, 伊野川流域=11.1, 江丹別川流域=19.1, ウッペツ川流域= <u>9.1</u> , 西八号川流域=4.1, 辺別川流域=24.7, 基北川流域=6.3, ペーパン川流域=20.2, 倉沼川流域=15.1, 牛朱別川流域=20.9, ポン川流域=11.2, 永山新川流域=19.8
		複合基準(表面雨量指数, 流域雨量指数の組み合わせによる基準) 石狩川流域=(8, 48.6), ペーパン川=(6, 17.6), 牛朱別川流域=(10, 16.8)
		指定河川洪水予報による基準 石狩川上流 [伊納・旭橋 (永山橋上流)・旭橋 (永山橋下流)], 忠別川 [暁橋], 美瑛川 [西神楽・西一区], 牛朱別川 [中央橋], 石狩川下流 [納内]

5 特別警報（気象特別警報）

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、その発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて決められる。

発表にあたっては、降水量、降雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例などに照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

種 類	発 表 基 準		
暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。		
	特別警報を実施するための客観的な指標		
暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。		
	特別警報を実施するための客観的な指標		
大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。		
	特別警報を実施するための客観的な指標		
	1 確率値を用いた場合 次の①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。		
	① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。		
	② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。 ※「50年に一度の値」とは、平成3年以降の観測データを用いて、50年に一度程度の頻度で発生すると推定される降水量及び土壌雨量指数の値で、日本全国を5km四方に区切った領域（5km格子）ごとに算出している。 ※旭川市における「50年に一度の値」は、次のとおり。（令和2年5月26日現在）		
	48時間降水量	3時間降水量	土壌雨量指数
	236mm以上	89mm以上	164以上
	2 指数を用いた場合（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（1時間に概ね30 <sup>mm</sup> 以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。		
大 雪 特 別 警 報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。		
	特別警報を実施するための客観的な指標		
	50年に一度の積雪深、145cm以上。		

※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

## 3-4 災害救助法による救助の内容等

(内閣府政策統括官(防災担当)付参事官)

災害救助事務取扱要領の令和3年度災害救助基準 令和3年6月23日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置(法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置(法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考				
炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊	円	円	円	円	円	円
		全焼	夏 18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
		流失	冬 31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半壊	夏 6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
半焼	冬 9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		
床上浸水								
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上				
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の 給与	住家の全壊(焼), 流失, 半 壊(焼)又は床上浸水によ り学用品を喪失又は毀損 等により使用することが できず, 就学上支障のある 小学校児童, 中学校生徒, 義務教育学校生徒及び高 等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教 材で教育委員会に届出又はその 承認を受けて使用している教 材, 又は正規の授業で使用して いる教材実費 2 文房具及び通学用品は, 1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の 日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及 び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に 応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対 象にして実際に埋葬を実 施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日 から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であ っても対象となる。
死体の捜 索	行方不明の状態にあり, か つ, 四囲の事情によりすで に死亡していると推定さ れる者	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から10日以内	1 輸送費, 人件費は, 別途計上 2 災害発生後3日を経過したも のは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者につ いて, 死体に関する処理 (埋葬を除く。)をする。	(洗浄, 消毒等) 1 体当たり3,500円以内 一時保存: ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外: 1 体当たり 5,400円以内 検案, 救護班以外は慣行料金	災害発生の日 から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費, 人件費は, 別途計上 3 死体の一時保存にドライアイ スの購入費等が必要な場合は当該地 域における通常の実費を加算でき る。
障害物の 除去	居室, 炊事場, 玄関等に障 害物が運びこまれている ため生活に支障をきたし ている場合で自力では除 去することのできない者	市町村内において障害物の除去 を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日 から10日以内	
輸送費及 び賃金 職員等雇 上費 (法第4条 第1項)	1 被災者の避難に係る 支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が 認められる期 間以内	
輸送費及 び賃金 職員等雇 上費 (法第4条 第2項)	避難者の避難に係る支 援	当該地域における通常の実費	救助の実施が 認められる期 間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は, 高齢者・障害者等で避難行動が困難 な要配慮者の方の輸送であり,以下の 費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上 げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための 補助員など,避難支援のために必要と なる賃金職員等雇上費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費, 燃料費, 食糧費, 印刷製本費, 光熱水費, 修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は, 法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について, 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し, 各災害の当該合算した額の合計額が, 国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に, 次のイからトまでに掲げる区分に応じ, それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10</p> <p>ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</p> <p>ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</p> <p>ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</p> <p>ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</p> <p>ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</p> <p>ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p> </div>				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には, 都道府県知事等は, 内閣総理大臣に協議し, その同意を得た上で, 救助の程度, 方法及び期間を定めることができる。



## 3-5 被害状況の判断基準

(北海道の災害情報等報告取扱要領 別表4)

被害区分	判断基準
① 人的被害	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起、又は亀裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分	判 断 基 準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾 港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港 漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道 下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公園 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑥ 水産被害	漁船 動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設 外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	共同利用施設 水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	その他施設 上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	漁具（網） 定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
水産製品 加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	
⑦ 林業被害	林地 新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設 既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道 林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物 素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他 苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得金額又は復旧額とする。

被害区分		判断基準
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、養護学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑪ 社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑫ 社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港整備法第4条第1項第6号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

## 3-6 被災者生活再建支援法に基づく支援

		内容・資格・条件等																		
目的		自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	対象となる自然災害	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） ⑤ ①から③までの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、又は、2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）																		
	支給対象世帯	① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																		
支給額		支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる （※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="411 1240 1396 1361"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (上記①に該当)</th> <th>解体 (上記②に該当)</th> <th>長期避難 (上記③に該当)</th> <th>大規模半壊 (上記④に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" data-bbox="411 1397 1396 1518"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円	住宅の被害程度	全壊 (上記①に該当)	解体 (上記②に該当)	長期避難 (上記③に該当)	大規模半壊 (上記④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (上記①に該当)	解体 (上記②に該当)	長期避難 (上記③に該当)	大規模半壊 (上記④に該当)																
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																	
支給額	200万円	100万円	50万円																	
支給申請		(申請窓口) 市町村 (申請時の添付書面) ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 (申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内																		
基金と国の補助		○ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人が、都道府県の委託のもと、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。 ○ 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。																		

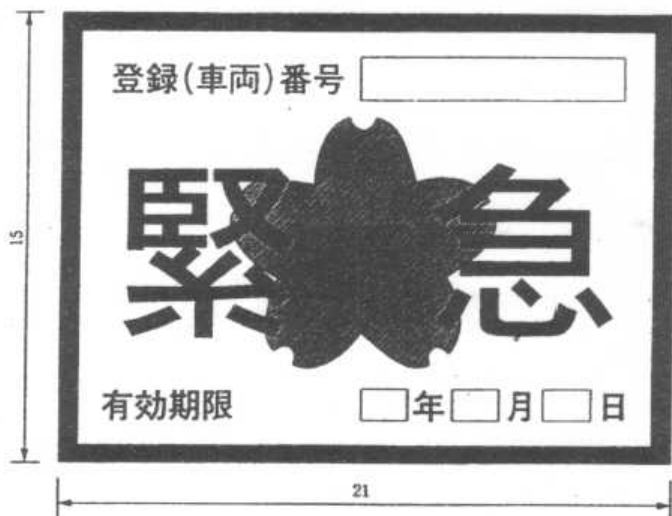
## 3-7 緊急通行車両確認証明書の様式

証明書の様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 北海道公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両 にあつては，輸送人員又は品名）			
使 用 者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は日本産業規格A5とする

標章



備考

1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両以外の車両通行止標示



備考

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

### 3-8 即報基準

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日 消防災第267号消防庁長官）

#### 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害は次のとおりとする。

##### 1 火災等即報

###### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

###### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

###### ア 火災

###### (ア)建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

###### (イ)林野火災

- a 焼損面積10ha以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

###### (ウ)交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

###### (エ)その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

- ・消防活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- (ア)危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故



(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ)危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ)特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア)死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ)負傷者が5名以上発生したもの

(ウ)周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼした  
もの

(エ)500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ)海上、河川への危険物等流出事故

(カ)高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア)原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいが  
あったもの

(イ)放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事  
故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ)原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事  
業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいが  
あったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められる  
もの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられ

る等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車，航空機，船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で，他の地域において同様の事案が発生する可能性があり，消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については，次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

（1）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害，すなわち，武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷，火事，爆発，放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

（2）国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害，すなわち，武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷，火事，爆発，放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

（武力攻撃災害即報については旭川市国民保護計画に基づき報告する。）

### 4 災害即報

災害即報については，次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### （1）一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても，全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨，津波，火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### （2）個別基準

次の災害については（1）の一般基準に該当しないものにあっても，それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

（ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

（ア）崖崩れ，地すべり，土石流等により，人的被害又は住家被害を生じたもの

- (イ)洪水，浸水，河川の溢水，堤防の決壊又は高潮等により，人的被害又は住家被害を生じたもの
  - (ウ)強風，竜巻などの突風等により，人的被害又は住家被害を生じたもの
  - エ 雪害
    - (ア)積雪，雪崩等により，人的被害又は住家被害を生じたもの
    - (イ)積雪，道路の凍結，雪崩等により，孤立集落を生じたもの
  - オ 火山災害
    - (ア)噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
    - (イ)火山の噴火により，人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
- (1)一般基準，(2)個別基準に該当しない災害であっても，報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

### 3-9 直接即報基準

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日 消防災第267号消防庁長官）

#### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

##### 1 火災等即報

###### (1) 交通機関等の火災

第2（即報基準）の1の（2）のアの（ウ）に同じ。

###### (2) 石油コンビナート等特別防災区域の事故

第2（即報基準）の1の（2）のイの（ア）、（イ）に同じ。

###### (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2（即報基準）の1の（2）のウの（ア）、（イ）に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m<sup>2</sup>程度以上の区域に影響を与えたもの。

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの。

（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地、又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

###### (4) 原子力災害等

第2（即報基準）の1の（2）のエに同じ。

###### (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

###### (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

##### 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

###### (1) 列車、航空機、船舶の衝突・転覆等による救急・救助事故

###### (2) バスの転落等による救急・救助事故

###### (3) ハイジャックによる救急・救助事故

###### (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

###### (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

##### 3 武力攻撃災害等即報

第2（即報基準）の3の（1）、（2）に同じ。

（武力攻撃災害即報については旭川市国民保護計画に基づき報告する）

##### 4 災害即報

###### (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）

###### (2) 第2（即報基準）の4の（2）のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

### 3-10 災害情報等報告取扱要領（北海道）

#### 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

#### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

#### 2 報告の種類及び内容

##### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

##### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分によりおこなうものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

##### ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

##### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

##### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

#### 3 報告の方法

(1) 災害情報及び東状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

#### 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

（別表は省略）

3-11 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要請機関名	
担当者職指名	
連絡先	TEL FAX

災害の状況・派遣理由	覚 知								
	災害発生状況								
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域		希望する活動内容							
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項								
必要とする資機材			現場での資機材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況	他に応援している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	(機関名)		(職・氏名)						
無線連絡方法			(周波数) Hz						
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

### 3-12 北海道災害義援金募集・配分委員会会則

#### 北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第15条第2項及び北海道地域防災計画第4章第2節第4に基づき、北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部（以下「日赤道支部」という。）に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集（配分）委員会会則（昭和57年9月1日制定）は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託（注）を受けている日本赤十字社北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

（注）医療・助産・死体の処理（埋葬及び死体の一時保存を除く）に関する委託協定

（昭和34年9月1日 甲 北海道知事 乙 日赤北海道支部長）

## 災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名  
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体  
北海道災害義援金募集委員会とする。  
(事務局：日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体  
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨  
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別  
募集する義援金は原則として現金とする。  
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間  
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い  
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口  
各構成団体(同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行  
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。  
ただし、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書(免税領収書)の発行手続きをとるものとする。  
(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金  
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。  
(2) 委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が指定する口座に送金するものとする。なお、募集期間が長期に及ぶ場合は、募集期間終了前であっても、北海道災害義援金配分委員会と協議の上送金することができるものとする。
- 11 広報・周知  
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においても、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。  
(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 12 義援品の取り扱い  
義援品は原則として取扱わない。
- 13 経費  
各構成団体が義援金を募集するに当たって必要とする諸経費については、その団体が負担する。
- 14 その他  
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。



## 北海道災害義援金配分委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、北海道地域防災計画第32節災害義援金募集(配分)計画に基づき北海道における災害義援金の募集並びに配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は北海道保健福祉部福祉局福祉援護課(以下「北海道」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、北海道保健福祉部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めるとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(配分要綱等)

第7条 義援金配分要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は北海道において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

## 災害義援金配分事業要綱骨子

北海道災害義援金配分委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金配分要綱名  
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金配分要綱」とする。
- 2 実施主体  
北海道災害義援金配分委員会とする。  
(事務局：北海道保健福祉部福祉局地域福祉課)
- 3 構成団体  
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨  
都度委員会において定める。
- 5 配分方法  
北海道災害義援金募集委員会から送金された義援金（預金利子を含む）は、速やかに委員会を開催し協議の上、公正・適正に被災市町村等に配分する。
- 6 広報・周知  
義援金配分結果については、その都度委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて公表する。
- 7 経費  
各構成団体が義援金の配分結果について公表する諸経費については、その団体が負担する。  
(2) 被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行わない。
- 8 その他  
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

## 4 災害対策資料

## 4-1 災害履歴

年 月 日	災害要因	被 害 状 況			河川名
1898（明治31）年 9月5日～8日	大雨	人的被害 住家被害 農業被害	溺死 流失 床上浸水 床下浸水	6名 37世帯 365世帯 数百世帯 数百町歩	忠別川 石狩川 牛朱別川他各河川
1901（明治34）年 4月3日～5日 9月4日～7日	大雨	住家被害 農業被害	流失 床上浸水 床下浸水	8世帯 290世帯 数百世帯 283町歩	石狩川 牛朱別川 忠別川 オサラッペ川他
1902（明治35）年 5月22日	大雨	住家被害 農業被害 土木被害	流失 床上浸水 床下浸水 落橋	8世帯 310世帯 121世帯 296町歩 2箇所	牛朱別川 忠別川他
1904（明治37）年 6月30日 7月11日	大雨	住家被害 農業被害 土木被害 7月11日分 人的被害 住家被害 土木被害	流失 床上浸水 床下浸水 橋流失 破損 死者 全壊 床上浸水 床下浸水 橋流失 破損	2世帯 20世帯 200世帯 1,700町歩 4箇所 2箇所 1名 7戸 475世帯 530世帯 4箇所 4箇所	忠別川他
1911（明治44）年 4月27日	大雨				石狩川他
1912（大正元）年 8月14日	大雨	住家被害	床上浸水 床下浸水	11世帯 299世帯	石狩川他
1913（大正2）年 8月28日	大雨	農業被害		36,900坪	石狩川 忠別川他
1915（大正4）年 7月21日～23日	大雨	住家被害 農業被害 土木被害	流失 床上浸水 床下浸水 橋流失 道路	15戸 343世帯 1,642世帯 166町歩 1箇所 23箇所	忠別川他
1919（大正8）年 7月27日	大雨	住家被害 農業被害 土木被害	流失 床上浸水 床下浸水 橋破損 道路流失	6戸 477世帯 279世帯 400町歩 5箇所 被害大	牛朱別川 ウッベツ川他
1922（大正11）年 8月25日	台風	住家被害	流失 床上浸水 床下浸水	2戸 435世帯 294世帯	美瑛川 忠別川他
1930（昭和5）年 7月25日	大雨	住家被害	床上浸水 床下浸水	49世帯 296世帯	牛朱別川他
1931（昭和6）年 8月21日	大雨	被害不明			石狩川他

年 月 日	災害要因	被 害 状 況	河川名
1932（昭和7）年 9月11日	大雨	住家被害 床上浸水 15世帯 床下浸水 209世帯	石狩川他
1933（昭和8）年 7月26日	大雨	住家被害 浸水家屋 75世帯 その他不詳	牛朱別川他
1953（昭和28）年 7月19日	大雨	住家被害 床上浸水 50世帯 床下浸水 300世帯	忠別川 下水道及び用水路 他
1953（昭和28）年 8月1日	大雨	人的被害 死者 2名 負傷者 10名 住家被害 流失 2戸 床上浸水 350世帯 床下浸水 280世帯 農業被害 665町歩	石狩川 忠別川他
1955（昭和30）年 8月10日	大雨	住家被害 床上浸水 320世帯 床下浸水 1,163世帯 750町歩 農業被害 土木被害 橋梁流失他	江丹別川 ウップツ川他
1955（昭和30）年 8月17日	大雨	人的被害 死者 3名 負傷者 5名 住家被害 流失 2戸 床上浸水 505世帯 床下浸水 3,373世帯 5,353町歩 農業被害 土木被害 橋梁道路破損他 54箇所	伊野川，基北川他
1963（昭和38）年 8月3日	大雨	住家被害 浸水家屋 1,500世帯 農業被害 350ha	
1964（昭和39）年 8月15日～17日	大雨	中小河川が氾濫し，田畑の冠水及び土砂崩れ等発生	
1970（昭和45）年 7月31日～8月1日	大雨	人的被害 負傷者 2名 住家被害 流失 1世帯 床上浸水 951世帯 床下浸水 4,288世帯 農業被害 農地流失，埋没 23ha 農作物 345ha 農業施設 19箇所 土木被害 河川決壊 43箇所 道路損壊 23箇所 橋流失破損 30箇所	市内各河川
1975（昭和50）年 8月23日～24日	大雨	人的被害 負傷者 1名 住家被害 流失 1世帯 破損 1世帯 床上浸水 442世帯 床下浸水 3,029世帯 農業被害 農地流失，埋没 4.5ha 農作物 875.1ha 農業施設 19箇所 土木被害 河川決壊 170箇所 道路損壊 56箇所 橋流失破損 31箇所	忠別川 ウップツ川 オサラッペ川 他市内各河川
1975（昭和50）年 9月6日～8日	大雨	住家被害 床上浸水 30世帯 床下浸水 371世帯 農業被害 農地 3.55ha 農作物 788ha 農業施設 15箇所 土木被害 河川 2箇所 道路損壊 5箇所 橋 1箇所	市内各河川

年 月 日	災害要因	被 害 状 況		河川名	
1981（昭和56）年 8月3日～6日	大雨	住家被害	一部破損 床上浸水 床下浸水	1世帯 58世帯 607世帯	美瑛川他市内各河川
		農業被害	農地 農作物 農業施設	2.71ha 1,436.0ha 37箇所	
		土木被害	河川 道路 橋 河川公園	45箇所 43箇所 11箇所 10箇所	
1988（昭和63）年 8月25日～26日	大雨	住家被害	床上浸水 床下浸水	2世帯 4世帯	内大部川，江丹別川，オロエン川，西里川，伊野川，拓北川他
		農業被害	農作物 農業施設	138ha 5箇所	
		土木被害	河川 道路 橋	8箇所 3箇所 1箇所	
1989（平成元）年 8月23日	大雨	住家被害	床上浸水 床下浸水	4世帯 2世帯	江丹別6線川
		農業被害	農作物 稲 畑 農業施設	5.5ha 102.2ha 4箇所	
		土木被害	河川 道路 土砂くずれ	1箇所 1箇所 6箇所	
1990（平成2）年 9月3日～4日	大雨	住家被害	床上浸水 床下浸水	7世帯 11世帯	5号川（春光台） 井上の沢川 （神居古潭）
		農業被害	農作物 稲 畑 農業施設	266.1ha 264.2ha 11箇所	
		土木被害	河川 道路	2箇所 19箇所	
1991（平成3）年 9月6日	大雨	住家被害	床上浸水	1工場 2世帯	キムクハイシュベツ川，江丹別6線川
		農業被害	床下浸水 農作物 稲 畑	12世帯 0.5ha 123.9ha	
		土木被害	河川	2箇所	
1992（平成4）年 7月30日～31日	大雨	住家被害	床下浸水	3世帯	江丹別6線川
		農業被害	農地 農作物	1.45ha 17.0ha	西五号川
		土木被害	河川 道路	2箇所 1箇所	
1994（平成6）年 8月14日～15日	大雨	住家被害	床下浸水	6世帯	倉沼川，米飯川
		農業被害	農地 農作物	0.03ha 30.7ha	
		土木被害	河川 道路	6箇所 18箇所	
2000（平成12）年 7月25日～27日	大雨 突風	人的被害	負傷者（軽傷）	2名	
		住家被害	一部破損 床上浸水 床下浸水	11世帯 7世帯 13世帯	
		非住家被害	半壊	10棟	
		農業被害	ビニールハウス損壊 農地等 水稲 畑 牧草	139棟 6.4ha 402.9ha 290.0ha	

年 月 日	災害要因	被 害 状 況			河川名
2000（平成12）年 9月1日	大雨	住家被害	床下浸水	1世帯	江丹別川
2001（平成13）年 9月9日～11日	大雨	住家被害 農業被害 土木被害	床下浸水 農作物水稲 畑 河川 道路 通行止	5世帯 11.2ha 8.65ha 3ヶ所 1ヶ所 3ヶ所	
2004（平成16）年 9月8日	突風	人的被害 住家被害 非住家被害 農業被害 林業被害 衛生被害 商工被害 公立文教被害 社会教育施設被害 社会福祉施設被害	負傷者（重症） 負傷者（軽症） 全壊 半壊 一部破損 全壊 半壊 農作物 田 畑 営農施設 一般民有林	3名 13名 8世帯 100世帯 1,112世帯 3棟 2棟 5,597ha 1,212ha 3,141ヶ所 247ヶ所 69ヶ所 162ヶ所 84ヶ所 10ヶ所 36ヶ所	
2005（平成17）年 8月21日～22日	大雨	住家被害 農業被害 土木被害	床上浸水 床下浸水 農作物 田 農業用施設 河川 道路 崖崩れ	1世帯 2世帯 0.09ha 5カ所 3ヶ所 7ヶ所 1カ所	
2006（平成18）年 8月17日～19日	大雨	農業被害 土木被害 社会福祉施設被害 その他	農作物 田 畑 農業用施設 河川 道路 下水道 公園 空港 ブロック塀等	0.02ha 0.5ha 10カ所 9カ所 29カ所 6カ所 2カ所 2カ所 2カ所 2カ所	倉沼川
2006（平成18）年 10月6日～8日	突風	住家被害 公立文教被害 社会教育施設被害 その他	一部破損 電気 倒木	3世帯 157カ所 1カ所 731戸 8箇所	
2009（平成21）年 7月18日～19日	大雨	住家被害 非住家被害 土木被害 農業被害	一部破損 全壊 道路 下水道 公園 農作物畑	1世帯 1棟 11箇所 2箇所 1箇所 4ha	

年 月 日	災害要因	被 害 状 況	河川名
2010（平成22）年 3月21日	突風	住家被害 一部破損 5世帯 非住家被害 半壊 13棟 土木被害 道路 14箇所 公園 10箇所 農業被害 営農施設 537箇所 公立文教被害 12箇所 社会教育施設被害 2箇所 その他 電気 856戸 空港 1箇所 鉄道 1箇所	
2010（平成22）年 8月24日	大雨	住家被害 床下浸水 3世帯 農業被害 農地 田 0.3ha 畑 1.38ha 土木被害 河川 3箇所 道路 16箇所 公園 3箇所 林業被害 林道 2箇所	辺別川
2011（平成23）年 9月2日	大雨	住家被害 床上浸水 1世帯 床下浸水 2世帯 非住家被害 床下浸水 1箇所 農業被害 農作物 田 2～3ha 農作物 畑 5ha 農業用施設 11箇所 土木被害 河川 6箇所 道路 76箇所 下水道 1箇所 公園 16箇所 その他 7箇所 林業被害 林道 2箇所 社会教育施設被害 1箇所 その他 空港 4箇所 ブロック塀等 1箇所 避難指示 江丹別町中園地区 4世帯9名 避難勧告 西神楽1線32号付近 17世帯78名	江丹別川
2016（平成28）年 8月20日～21日	台風 大雨	住家被害 床上浸水 7世帯 床下浸水 15世帯 農業被害 農作物 田 45.593ha 農作物 畑 11.6ha 農業用施設 1箇所 土木被害 河川 4箇所 道路 29箇所 橋梁 3箇所 下水道 2箇所 公園 5箇所 避難準備情報 土砂災害土砂災害警 戒区域（7地区），近 文地区 8地区	石狩川 辺別川

年 月 日	災害要因	被 害 状 況			河川名
2016（平成28）年 8月22日～23日	台風 大雨	住家被害	床下浸水	2世帯	
		農業被害	農作物 田	65.62ha	
			農作物 畑	7.737ha	
農業用施設		5箇所			
土木被害	河川	5箇所			
	道路	7箇所			
	下水道	1箇所			
避難準備情報	東旭川町日の出 ほか	5地区			
避難勧告	西神楽就実地区	1地区			
2018（平成30）年 7月3日	大雨	住家被害	床上浸水	15世帯	
			床下浸水	59世帯	
		農業被害	農地 田	33.08ha	
			農地 畑	4.911ha	
			農作物 田	202.6ha	
			農作物 畑	1,303.1ha	
		営農施設		31箇所	
		土木被害	河川	19箇所	
			道路	145箇所	
			橋梁	6箇所	
			下水道	6箇所	
			公園	11箇所	
		衛生施設	水道	1箇所	
避難準備・高齢者等避難開始					
	東旭川町米原 ほか	7地区			
	神居町神居古潭				
	江丹別町春日	2地区			



## 4-2 気象概況（旭川の過去の気象観測データ）

項目 年次	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	降雪量 (cm)	平均風速 (m/s)
	最 高	最 低	平 均					
平成3年	31.2	-22.6	7.5	76	1,004.5	72	435	1.8
平成4年	31.0	-20.6	6.8	77	1,272.5	95	706	1.8
平成5年	32.1	-17.7	6.8	75	988.0	80	627	1.8
平成6年	34.5	-24.9	7.5	75	1,206.5	125	912	1.9
平成7年	32.2	-24.1	7.4	76	1,042.0	70	493	1.7
平成8年	31.9	-20.4	6.5	74	1,110.0	97	670	1.7
平成9年	34.6	-19.5	7.2	74	927.0	112	759	1.7
平成10年	31.2	-25.0	6.9	77	1,166.5	81	503	1.8
平成11年	34.3	-20.4	7.4	79	1,027.5	136	937	1.9
平成12年	35.3	-24.9	6.8	欠測	1,538.0	112	737	1.8
平成13年	30.7	-25.6	6.2	76	1,226.5	112	743	1.9
平成14年	31.4	-21.8	7.1	75	951.5	79	598	1.8
平成15年	30.4	-23.0	6.8	74	828.0	96	633	1.7
平成16年	33.8	-19.8	7.6	74	1,028.5	117	624	2.4
平成17年	32.9	-23.3	6.7	77	973.0	95	660	3.1
平成18年	32.9	-21.1	7.1	77	1,101.0	92	685	3.1
平成19年	34.2	-20.2	7.3	75	883.0	56	570	3.0
平成20年	33.0	-25.7	7.2	75	779.0	82	601	2.9
平成21年	32.7	-18.4	7.2	75	1,146.5	73	679	3.1
平成22年	33.9	-18.9	7.8	75	1,032.5	67	737	3.2
平成23年	33.4	-20.7	7.1	76	1,330.5	67	515	2.9
平成24年	33.1	-24.4	7.2	77	1,251.5	94	559	2.9
平成25年	33.5	-21.2	7.2	77	1,185.5	108	576	3.1
平成26年	35.9	-21.8	7.2	75	1,284.5	89	553	3.1
平成27年	31.1	-22.0	7.9	76	1,005.5	51	364	3.0
平成28年	33.3	-20.8	7.2	77	1,377.5	77	482	3.2
平成29年	33.6	-22.5	7.1	77	1,064.0	79	584	3.1
平成30年	34.1	-20.4	7.4	78	1,434.0	98	573	3.0
令和元年	34.3	-21.1	7.7	77	994.0	84	540	3.1
令和2年	34.6	-25.7	7.9	78	974.0	65	402	2.9
令和3年	37.9	-22.5	8.3	76	981.0	109	528	3.1

## 4-3 災害危険箇所（法令指定地）における情報伝達及び避難体制等

## 1 土砂災害警戒区域等指定区域

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく指定）

## 各警戒区域共通事項

項目	内容
土砂災害に関する情報の収集・伝達	風水害・雪害・火山災害対策編 第2章第2節第1「2 気象情報の収集・伝達」土砂災害警戒区域への伝達経路（土砂災害に関する情報）及び第2章第2節第2「1 災害情報の収集・整理」(1)～(3)による。
土砂災害に関する予報・警報の発令及び伝達	風水害・雪害・火山災害対策編 第2章第8節第1「2 避難情報の発令」(1)避難情報の種類と発令，(2)避難情報の発令により住民に求める行動，(4)土砂災害の避難情報の発令判断基準，(5)屋内での待機等の指示及び(6)避難情報の伝達による。
避難	風水害・雪害・火山災害対策編 第2章第8節第1「3 避難誘導」による。
救助	風水害・雪害・火山災害対策編 第2章第6節「第1 救助・救急活動」による。
警戒避難体制に関する事項	風水害・雪害・火山災害対策編 第2章第2節第2「1 災害情報等の収集・整理」(2)警戒・巡視活動による。

## 警戒区域個別事項

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
1	旭川緑が丘東1条2丁目（I-4-14-2157）			旭川市緑が丘東1条2丁目		
法に基づく指定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H20.3.4	第135号	0.25ha	0.11ha	急傾斜地の崩壊
避難所	旭川医科大学，緑が丘小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の伝達方法	テレビ，ラジオ，広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	特別養護老人ホーム 緑が丘あさひ園					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
2	旭川神岡3（I-4-4-2147）			旭川市神居9条7・8丁目		
法に基づく指定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H20.3.4	第135号	1.61ha	0.61ha	急傾斜地の崩壊
避難所	神居小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の伝達方法	テレビ，ラジオ，広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	—					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
3	旭川高砂台7丁目 (Ⅱ-4-11-1527)			旭川市高砂台7丁目		
法に基づく指定 状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因 急傾斜地の崩壊
	北海道	H21.5.1	第345号	0.599ha	0.2154ha	
避難所		神居小学校				
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法			テレビ, ラジオ, 広報車等			
区域内の要配慮者利用施設			-			

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
4	旭川神岡4 (Ⅰ-4-5-2148)			旭川市神居町神岡		
法に基づく指定 状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因 急傾斜地の崩壊
	北海道	H21.5.1	第345号	0.0794ha	0.0169ha	
避難所		神居小学校				
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法			テレビ, ラジオ, 広報車等			
区域内の要配慮者利用施設			-			

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
5	旭川旭岡5丁目 (Ⅱ-4-14-1530)			旭川市旭岡5丁目		
法に基づく指定 状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因 急傾斜地の崩壊
	北海道	H21.5.1	第345号	0.1719ha	0.0548ha	
避難所		近文小学校 (水害時使用できない場合有り), 北光小学校				
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法			テレビ, ラジオ, 広報車等			
区域内の災害時要援護者利用施設			-			

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
6	旭川神楽岡9条1丁目 (Ⅱ-4-19-1535)			旭川市神楽岡9条1丁目		
法に基づく指定 状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因 急傾斜地の崩壊
	北海道	H21.9.4	第626号	0.0428ha	0.0124ha	
避難所		神楽岡地区センター, 神楽岡小学校 (水害時使用できない場合有り)				
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法			テレビ, ラジオ, 広報車等			
区域内の要配慮者利用施設			-			

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号				所在地		
7	豊里川(I-41-0470)				旭川市神居町豊里		
法に基づく指定 状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因	
	北海道	H22.6.1	第449号	11.7193ha	- ha	土石流	
避難所	旧神居古潭小学校(併設 旧神居古潭中学校)						
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等						
区域内の要配慮者利用施設	セルプ豊里(旧豊里小中学校)						

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号				所在地		
8	旭川旭神3条1丁目(II-4-21-1537)				旭川市旭神3条1丁目		
法に基づく指定 状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因	
	北海道	H22.6.1	第450号	1.4624ha	0.5454ha	急傾斜地の崩壊	
避難所	緑新小学校						
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等						
区域内の要配慮者利用施設	-						

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号				所在地		
9	旭川台場2条6丁目1(II-4-8-1524)				旭川市台場2条6丁目1		
法に基づく指定 状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因	
	北海道	H22.6.1	第450号	0.5367ha	0.1589ha	急傾斜地の崩壊	
避難所	台場小学校						
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等						
区域内の要配慮者利用施設	-						

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号				所在地		
10	旭川台場2条5丁目(II-4-7-1523)				旭川市台場2条5丁目		
法に基づく指定 状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因	
	北海道	H22.6.1	第450号	0.6244ha	0.2637ha	急傾斜地の崩壊	
避難所	台場小学校						
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等						
区域内の要配慮者利用施設	-						

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
11	旭川台場2条4丁目(Ⅱ-4-6-1522)			旭川市台場2条4丁目		
法に基づく指定 状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因 急傾斜地の崩壊
	北海道	H22.6.1	第450号	0.0715ha	0.0244ha	
避難所		台場小学校				
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法			テレビ, ラジオ, 広報車等			
区域内の要配慮者利用施設			-			

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
12	里沢川(I-41-0060)			旭川市江丹別町西里		
法に基づく指定 状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因 土石流
	北海道	H23.6.17	第429号	4.88ha	- ha	
避難所		江丹別小中学校				
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法			テレビ, ラジオ, 広報車等			
区域内の要配慮者利用施設			-			

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
13	旭川神楽岡10条1丁目(I-4-9-2152)			旭川市神楽岡10条1丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因 急傾斜地の崩壊
	北海道	H23.6.17	第430号	0.2018ha	0.0496ha	
避難所		神楽岡地区センター, 緑新小学校				
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法			テレビ, ラジオ, 広報車等			
区域内の要配慮者利用施設			-			

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
14	旭川神岡1(I-4-2-2145)			旭川市神居町神岡		
法に基づく指定 状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因 急傾斜地の崩壊
	北海道	H23.6.17	第430号	0.6691ha	0.2181ha	
避難所		神居東小学校, 神居住民センター				
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法			テレビ, ラジオ, 広報車等			
区域内の要配慮者利用施設			-			

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
15	旭川旭岡 6 丁目 (II-4-6-1531)			旭川市旭岡 6 丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H23. 6. 17	第430号	0. 1578ha	0. 0608ha	急傾斜地の崩壊
避難所	近文小学校, 北光小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
16	旭川神楽岡 1 条 4 丁目 3 (I-4-11-2154)			旭川市神楽岡 1 条 4 丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H24. 4. 20	第282号	0. 6607ha	- ha	急傾斜地の崩壊
避難所	緑新小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
17	旭川神楽岡 1 条 4 丁目 2 (II-4-20-1536)			旭川市神楽岡 1 条 4 丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H24. 4. 20	第282号	0. 5458ha	- ha	急傾斜地の崩壊
避難所	緑新小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
18	旭川神楽岡 1 条 4 丁目 1 (I-4-10-2153)			旭川市神楽岡 1 条 4 丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H24. 4. 20	第282号	0. 4477ha	- ha	急傾斜地の崩壊
避難所	緑新小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
19	旭川神居古潭 2 (Ⅱ-4-2-1518)			旭川市神居町神居古潭		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H24. 4. 20	第283号	0. 2438ha	0. 0397ha	急傾斜地の崩壊
避難所	旧神居古潭小中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
20	旭川旭岡 4 丁目 (Ⅱ-4-13-1529)			旭川市旭岡 4 丁目, 鷹栖町 8 線西 2 号		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H24. 4. 20	第283号	0. 6046ha	0. 3122ha	急傾斜地の崩壊
避難所	近文小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
21	富岡大沢 (Ⅱ-41-0400)			旭川市神居町富岡		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H24. 4. 20	第282号	2. 8729ha	- ha	土石流
避難所	台場小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
22	旭川近文 5 線 3 号 (Ⅰ-4-7-2150)			旭川市字近文 5 線 3 号		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H25. 3. 29	第216号	0. 6011ha	0. 2564ha	急傾斜地の崩壊
避難所	北星中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
23	旭川緑が丘南2条2丁目(I-4-84-3108)			旭川市緑が丘南2条2丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H25.3.29	第216号	0.2727ha	0.0639ha	急傾斜地の崩壊
避難所	緑が丘中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
24	旭川緑が丘1条4丁目(I-4-13-2156)			旭川市緑が丘1条4丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H25.3.29	第216号	0.2829ha	0.0969ha	急傾斜地の崩壊
避難所	緑が丘中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
25	旭川緑が丘1条3丁目(I-4-12-2155)			旭川市緑が丘1条3丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H25.3.29	第216号	0.4061ha	0.1054ha	急傾斜地の崩壊
避難所	緑が丘住民センター					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
26	旭川神岡5(I-4-78-3102)			旭川市神居町神岡		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H25.3.29	第216号	0.1317ha	0.0410ha	急傾斜地の崩壊
避難所	神居中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					



番号	土砂災害警戒区域の箇所番号				所在地		
27	旭川旭神3条3丁目(I-4-83-3107)				旭川市旭神3条3丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因	
	北海道	H25.3.29	第216号	0.5293ha	0.0988ha	急傾斜地の崩壊	
避難所	緑が丘住民センター						
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等						
区域内の要配慮者利用施設	-						

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号				所在地		
28	旭川旭神3条2丁目(II-4-22-1538)				旭川市旭神3条2丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因	
	北海道	H25.3.29	第216号	0.1464ha	0.0405ha	急傾斜地の崩壊	
避難所	緑が丘住民センター						
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等						
区域内の要配慮者利用施設	-						

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号				所在地		
29	旭川忠和1(I-4-6-2149)				旭川市神居町忠和		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因	
	北海道	H26.2.21	第139号	2.3314ha	0.8109ha	急傾斜地の崩壊	
避難所	忠和小学校						
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等						
区域内の要配慮者利用施設	-						

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号				所在地		
30	旭川台場東1丁目(II-4-9-1525)				旭川市台場東1丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因	
	北海道	H26.2.21	第139号	0.1851ha	0.0731ha	急傾斜地の崩壊	
避難所	台場小学校						
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等						
区域内の要配慮者利用施設	-						

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
31	旭川忠和9条4丁目(I-4-80-3104)			旭川市忠和9条4丁目, 南が丘3丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H27.3.20	第204号	0.5665ha	- ha	急傾斜地の崩壊
避難所	神居小学校, 神居中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
32	旭川忠和8条4丁目(I-4-81-3105)			旭川市忠和8条4丁目, 南が丘3丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H27.3.20	第204号	0.3136ha	- ha	急傾斜地の崩壊
避難所	忠和小学校, 忠和中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
33	旭川忠和2(III-4-3-562)			旭川市神居町忠和		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H27.3.20	第205号	1.6071ha	0.7149ha	急傾斜地の崩壊
避難所	忠和小学校, 忠和中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
34	旭川嵐山2(II-4-4-1520)			旭川市江丹別町嵐山		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H27.3.20	第205号	1.3089ha	0.5272ha	急傾斜地の崩壊
避難所	嵐山小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
35	旭川嵐山1(Ⅱ-4-3-1519)			旭川市江丹別町嵐山		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H27.3.20	第205号	0.4208ha	0.1927ha	急傾斜地の崩壊
避難所	嵐山小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
36	旭川旭岡2丁目2(Ⅱ-4-12-1528)			旭川市旭岡2丁目, 鷹栖町		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H27.3.31	第239号	0.3604ha	0.1505ha	急傾斜地の崩壊
避難所	近文小学校, 北門中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
37	旭川旭岡2丁目1(Ⅲ-4-4-563)			旭川市旭岡2丁目, 鷹栖町		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H27.3.31	第239号	0.5062ha	0.1928ha	急傾斜地の崩壊
避難所	近文小学校, 北門中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
38	旭川神居9条1丁目2(I-4-79-3103)			旭川市神居9条1丁目, 高砂台3丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H28.2.23	第133号	0.6386ha	0.1566ha	急傾斜地の崩壊
避難所	神居小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
39	旭川神居9条1丁目1(Ⅱ-4-67-2383)			旭川市神居9条1丁目, 高砂台3・4丁目, 神居町神岡		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H28.2.23	第133号	0.1526ha	0.0394ha	急傾斜地の崩壊
避難所	神居小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
40	旭川忠和6条1丁目(I-4-82-3106)			旭川市忠和6条1丁目, 神居町忠和		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H28.2.23	第133号	0.4544ha	0.0749ha	急傾斜地の崩壊
避難所	忠和小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
41	旭川台場東4丁目(I-4-77-3101)			旭川市台場東4丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H28.2.23	第133号	1.3122ha	0.0432ha	急傾斜地の崩壊
避難所	台場小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
42	旭川台場東3丁目(I-4-76-3100)			旭川市台場東2・3丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H28.2.23	第133号	0.5589ha	- ha	急傾斜地の崩壊
避難所	台場小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
43	旭川台場2条6丁目(I-4-75-3099)			旭川市台場2条6丁目, 神居町台場		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H28.2.23	第133号	1.4119ha	0.5054ha	急傾斜地の崩壊
避難所	台場小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法			テレビ, ラジオ, 広報車等			
区域内の要配慮者利用施設			-			

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
44	ポン雨紛川(III-41-020)			旭川市神居町雨紛		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	1.4758ha	0.0185ha	土石流
避難所	西神楽中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法			テレビ, ラジオ, 広報車等			
区域内の要配慮者利用施設			-			

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
45	ハイイ沢川(II-41-0370)			旭川市神居町神華		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	3.0205ha	0.086ha	土石流
避難所	西神楽中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法			テレビ, ラジオ, 広報車等			
区域内の要配慮者利用施設			-			

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
46	鱒取小沢川(III-41-001)			旭川市江丹別町春日		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第221号	1.0323ha	- ha	土石流
避難所	台場小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法			テレビ, ラジオ, 広報車等			
区域内の要配慮者利用施設			-			

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
47	追分(2)(4-5-227)			旭川市東旭川町豊田, 東桜岡		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第221号	43.2400ha	- ha	地すべり
避難所	びあふる岩山					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
48	追分(4-2-224)			旭川市東旭川町豊田, 米原, 東桜岡		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第221号	132.89ha	- ha	地すべり
避難所	びあふる岩山					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
49	豊田追分小沢川(Ⅲ-41-016)			旭川市東旭川町豊田, 東桜岡		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	4.9728ha	0.1158ha	土石流
避難所	びあふる岩山					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
50	第五線大沢川(Ⅲ-41-006)			旭川市江丹別町共和		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第221号	2.3427ha	- ha	土石流
避難所	嵐山小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
51	第二線南小沢川(Ⅲ-41-027)			旭川市神居町春志内		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	1.2071ha	0.0586ha	土石流
避難所	台場小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法				テレビ, ラジオ, 広報車等		
区域内の要配慮者利用施設				-		

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
52	福島川(Ⅲ-41-018)			旭川市東旭川町瑞穂		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	4.5471ha	0.0047ha	土石流
避難所	旭川第1小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法				テレビ, ラジオ, 広報車等		
区域内の要配慮者利用施設				-		

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
53	神竜小沢川(Ⅲ-41-028)			旭川市神居町春志内		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	1.1741ha	0.1980ha	土石流
避難所	西神居会館					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法				テレビ, ラジオ, 広報車等		
区域内の要配慮者利用施設				-		

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
54	神居第六線川(Ⅲ-41-029)			旭川市神居町神居古潭		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	1.1568ha	0.0539ha	土石流
避難所	旧神居古潭小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法				テレビ, ラジオ, 広報車等		
区域内の要配慮者利用施設				-		

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
55	瑞穂小沢川(Ⅲ-41-019)			旭川市東旭川町瑞穂		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	3.4252ha	0.1369ha	土石流
避難所	旭川第1小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
56	江丹別川左一号沢川(Ⅱ-41-0030)			旭川市江丹別町嵐山		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第221号	2.5533ha	- ha	土石流
避難所	嵐山小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
57	江丹別二の沢川(Ⅱ-41-0040)			旭川市江丹別町嵐山		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第221号	5.1698ha	- ha	土石流
避難所	嵐山小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
58	江丹別三の沢川(Ⅲ-41-005)			旭川市江丹別町嵐山		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第221号	1.7ha	- ha	土石流
避難所	嵐山小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					



番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
59	桐生右沢(Ⅱ-41-0350)			旭川市西神楽南13号		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第221号	1.1465ha	- ha	土石流
避難所	西神楽中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
60	桐生内川(Ⅱ-41-0340)			旭川市西神楽南13号		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	1.3945ha	0.0913ha	土石流
避難所	西神楽中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
61	春日の沢川(Ⅱ-41-0020)			旭川市江丹別町春日		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第221号	0.8297ha	- ha	土石流
避難所	台場小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
62	春日の南沢川(Ⅲ-41-002)			旭川市江丹別町春日		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	1.3173ha	0.0257ha	土石流
避難所	台場小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
63	春志内西沢川(Ⅲ-41-026)			旭川市神居町春志内		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	1.6055ha	0.1694ha	土石流
避難所	台場小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
64	春志内東沢川(Ⅲ-41-025)			旭川市神居町春志内		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	2.5792ha	0.0158ha	土石流
避難所	台場小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
65	旭川近文5線5号(I-4-8-2151)			旭川市字近文5線5号		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	2.62ha	0.6064ha	急傾斜地の崩壊
避難所	末広小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
66	旭川春日(Ⅱ-4-5-1521)			旭川市江丹別町嵐山		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	0.2624ha	0.0878ha	急傾斜地の崩壊
避難所	嵐山小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
67	旭川倉沼(Ⅱ-4-24-1540)			旭川市東旭川町倉沼		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	0.7187ha	0.2327ha	急傾斜地の崩壊
避難所	旭川小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
68	嵐山神社の沢川(Ⅱ-41-0050)			旭川市江丹別町嵐山		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第221号	2.5234ha	- ha	土石流
避難所	嵐山小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
69	土取場の沢川(Ⅲ-41-003)			旭川市江丹別町嵐山		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	1.3881ha	0.216ha	土石流
避難所	嵐山小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
70	古潭神社の沢川(Ⅲ-41-030)			旭川市神居町神居古潭		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第221号	1.9691ha	- ha	土石流
避難所	西神居会館					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
71	上米飯山小沢川(Ⅲ-41-017)			旭川市東旭川町瑞穂		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	6.6189ha	0.2169ha	土石流
避難所	旭川第1小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
72	上南部一の沢(Ⅱ-41-0290)			旭川市東旭川町瑞穂		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H29.3.28	第222号	7.2393ha	0.2170ha	土石流
避難所	旭川第1小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
73	ヤジリの沢川(Ⅱ-41-0420)			旭川市神居町神居古潭		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	2.3092ha	0.1296ha	土石流
避難所	西神居会館					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
74	オンネナイ南沢川(Ⅲ-41-022)			旭川市神居町富岡		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第115号	3.5275ha	- ha	土石流
避難所	富沢小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
75	オンネナイ北沢川(Ⅲ-41-023)			旭川市神居町富岡		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第115号	3.2652ha	- ha	土石流
避難所	富沢小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
76	雨紛中央沢(I-41-0380)			旭川市神居町雨紛		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第115号	2.3542ha	- ha	土石流
避難所	神居東中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
77	豊里四の沢川(Ⅱ-41-0490)			旭川市神居町豊里		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第115号	4.2593ha	- ha	土石流
避難所	旧神居古潭小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
78	豊里二の沢川(Ⅱ-41-0460)			旭川市神居町豊里		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	11.7712ha	2.1673ha	土石流
避難所	旧神居古潭小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
79	豊里三の沢川(Ⅱ-41-0480)			旭川市神居町豊里		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第115号	1.8558ha	- ha	土石流
避難所	旧神居古潭小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
80	豊里一の沢川(Ⅱ-41-0450)			旭川市神居町西丘・豊里		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	5.5618ha	1.2495ha	土石流
避難所	旧神居古潭小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
81	西丘の沢川(Ⅱ-41-0440)			旭川市神居町西丘		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	6.9028ha	0.4573ha	土石流
避難所	旧神居古潭小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
82	神豊小沢川(Ⅲ-41-031)			旭川市神居町豊里		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第115号	4.2287ha	- ha	土石流
避難所	旧神居古潭小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
83	神居一の沢川(Ⅱ-41-0430)			旭川市神居町神居古潭・西丘		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	8.8573ha	0.4860ha	土石流
避難所	旧神居古潭小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
84	石北の沢川(Ⅲ-41-024)			旭川市神居町富岡		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	3.3210ha	0.0014ha	土石流
避難所	富沢小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
85	旭川高砂台5丁目(Ⅱ-4-66-2382)			旭川市高砂台5丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	0.3699ha	0.1383ha	急傾斜地の崩壊
避難所	富沢小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
86	旭川西神楽南14号(Ⅱ-4-23-1539)			旭川市西神楽南14号		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	0.4007ha	0.1299ha	急傾斜地の崩壊
避難所	西神楽中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
87	旭川緑が丘1条4丁目2(Ⅲ-4-6-565)			旭川市緑が丘1条4丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	0.1120ha	0.0394ha	急傾斜地の崩壊
避難所	緑が丘中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
88	旭川神岡2(I-4-3-2146)			旭川市神居町神岡		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	2.0255ha	0.9123ha	急傾斜地の崩壊
避難所	神居小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
89	旭川神居古潭1(Ⅱ-4-1-1517)			旭川市神居町神居古潭		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	0.2931ha	0.1444ha	急傾斜地の崩壊
避難所	旧神居古潭小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
90	旭川東鷹栖5線10号(Ⅲ-4-5-564)			旭川市末広6・7条12丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	0.1304ha	0.0521ha	急傾斜地の崩壊
避難所	末広北小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					



番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
91	旭川東山(Ⅱ-4-16-1532)			旭川市東山		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	0.0457ha	0.0132ha	急傾斜地の崩壊
避難所	近文第2小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
92	旭川末広7条4丁目(Ⅱ-4-68-2384)			旭川市末広7条4丁目, 末広8条3丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	0.8325ha	0.3418ha	急傾斜地の崩壊
避難所	末広小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
93	旭川富沢3(Ⅱ-4-18-1534)			旭川市神居町富沢		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	0.4694ha	0.1915ha	急傾斜地の崩壊
避難所	神居東中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
94	旭川富沢2(Ⅱ-4-17-1533)			旭川市神居町富沢		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	0.1394ha	0.0758ha	急傾斜地の崩壊
避難所	神居東中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
95	旭川富沢 1 (Ⅲ-4-2-561)			旭川市高砂台 6 丁目, 神居町台場, 神居町富沢		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	2.4581ha	0.9819ha	急傾斜地の崩壊
避難所	富沢小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
96	旭川台場 (Ⅲ-4-1-560)			旭川市神居町台場, 台場東 2 丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	1.0416ha	0.4079ha	急傾斜地の崩壊
避難所	台場小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
97	富沢神社の沢川 (Ⅲ-41-021)			旭川市神居町富沢		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第115号	3.7799ha	- ha	土石流
避難所	富沢小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
98	富岡小沢 (Ⅱ-41-0410)			旭川市神居町富岡		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	2.5559ha	0.0326ha	土石流
避難所	台場小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
99	二十三号南沢川(Ⅲ-41-014)			旭川市東鷹栖9線23号		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第115号	1.9023ha	- ha	土石流
避難所	東鷹栖公民館第三分館					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
100	二十三号北沢川(Ⅲ-41-013)			旭川市東鷹栖9線23号		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第115号	2.1363ha	- ha	土石流
避難所	東鷹栖公民館第三分館					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
101	二十一丁目沢(Ⅱ-41-0390)			旭川市神居5条21丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第115号	2.8062ha	- ha	土石流
避難所	神居東中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
102	中央南沢川(Ⅲ-41-009)			旭川市江丹別町中央		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第116号	1.8183ha	0.2945ha	土石流
避難所	江丹別小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
103	中央北沢川(Ⅲ-41-008)			旭川市江丹別町中央		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第115号	2.2484ha	- ha	土石流
避難所	江丹別小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
104	三角山沢(Ⅱ-41-0100)			旭川市東鷹栖9線22号		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.2.13	第115号	3.7332ha	- ha	土石流
避難所	東鷹栖公民館第三分館					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
105	旭川神楽岡1条5丁目(Ⅱ-4-21-1537-2)			旭川市神楽岡1条4・5丁目, 旭神2・3条1丁目		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H30.5.1	第340号	1.2188ha	0.4385ha	急傾斜地の崩壊
避難所	緑新小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
106	旭川神居古潭3(I-4-1-2144)			旭川市神居町神居古潭		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	R2.10.13	第147号	0.1342ha	0.0705ha	急傾斜地の崩壊
避難所	西神居会館					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
107	旭川瑞穂(Ⅲ-4-7-566)			旭川市東旭川町瑞穂		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	R2. 10. 13	第147号	0. 4143ha	0. 1667ha	急傾斜地の崩壊
避難所	旭川第1小学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
108	南秋葉の沢川(Ⅲ-41-004)			旭川市江丹別町嵐山		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	H2. 10. 13	第147号	0. 6328ha	- ha	土石流
避難所	嵐山小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
109	近文(4-3-225)			旭川市東鷹栖7線20号, 21号, 東鷹栖8線20号, 21号, 緑台		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	R2. 10. 13	第147号	33. 0358ha	- ha	地すべり
避難所	東鷹栖公民館第3分館					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
110	旭川共和(4-4-226)			旭川市江丹別町共和		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	R2. 10. 13	第147号	56. 1028ha	- ha	地すべり
避難所	嵐山小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法	テレビ, ラジオ, 広報車等					
区域内の要配慮者利用施設	-					

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
111	豊里(<3>-4-204-204-0003)			旭川市神居町豊里, 西丘		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	R2. 10. 13	第147号	111. 2261ha	- ha	地すべり
避難所	旧旭川神居古潭小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法			テレビ, ラジオ, 広報車等			
区域内の要配慮者利用施設			-			

番号	土砂災害警戒区域の箇所番号			所在地		
112	神居(4-49-473)			旭川市神居町神居古潭, 西丘, 豊里, 深川市音江町 字更進, 字内園		
法に基づく指 定状況	指定機関	指定日	告示番号	面積(警戒)	面積(特別)	予想される原因
	北海道	R3. 11. 10	第691号	828. 7694ha	- ha	地すべり
避難所	旧旭川神居古潭小・中学校					
土砂災害に関する情報・予報・警報の 伝達方法			テレビ, ラジオ, 広報車等			
区域内の要配慮者利用施設			セルフ豊里			

## 2 急傾斜地崩壊危険区域

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定地)

区域の現況		法に基づく指定状況		
区域名	区域面積	指定機関	指定日	指定番号
旭川市神岡2	0.27ha	北海道	S53.5.27	1653号
情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集：援護部、消防部の警戒・巡視による状況把握</li> <li>・伝達：電話、無線を利用・広報車による情報の広報</li> </ul>			
災害に関する予警報の発令及び伝達	受援・広報部の広報車及び消防車両による広報			
避難路・避難場所	神居旭山線～神居通線、神居小学校			
避難指導・救助担当	消防部、消防団第16分団			

区域の現況		法に基づく指定状況		
区域名	区域面積	指定機関	指定日	指定番号
旭川市神岡3	1.2689ha	北海道	H22.6.11	481号
情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集：土木部、消防部の警戒・巡視による状況把握</li> <li>・伝達：電話、無線を利用・広報車による情報の広報</li> </ul>			
災害に関する予警報の発令及び伝達	受援・広報部の広報車及び消防車両による広報			
避難路・避難場所	神居旭山線～神居通線、神居小学校			
避難指導・救助担当	消防部、消防団第16分団			

区域の現況		法に基づく指定状況		
区域名	区域面積	指定機関	指定日	指定番号
旭川旭神3条1丁目	1.1797ha	北海道	H26.8.12	567号
情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集：援護部、消防部の警戒・巡視による状況把握</li> <li>・伝達：電話、無線を利用・広報車による情報の広報</li> </ul>			
災害に関する予警報の発令及び伝達	受援・広報部の広報車及び消防車両による広報			
避難路・避難場所	東神楽線～神楽岡1号線、緑新小学校			
避難指導・救助担当	消防部、消防団第3分団			

## 4-4 災害危険箇所一覧

## 1 地すべり危険箇所（平成19年12月26日調査結果）

番号	箇所名 (地区名)	場所	危険区域 面積 (ha)	備考
A	豊里	神居町豊里	5	地すべり法によりS52.2.21指定
1	近文	大字(東鷹栖7-8線21号)	24	
2	旭川共和	大字江丹別(共和)	22	
3	神居	大字西岡(神居町西丘)	675	
4	鬼斗牛山	東鷹栖(緑台)	11	
5	春日	江丹別町春日	5	
6	豊里	神居町豊里	5	
7	瑞穂	東旭川町瑞穂(96林班)	30	
8	下瑞穂	東旭川町瑞穂(82林班)	15	

## 2 急傾斜地崩壊危険箇所（平成19年12月26日・平成30年12月17日調査結果）

番号	箇所名 (地区名)	場所	危険区域面積 (ha)	備考
1	神居古潭 3	神居町神居古潭		
2	高砂台 1 丁目	高砂台 1 丁目		
3	瑞穂	東旭川町瑞穂		
4	前の山 3	江丹別町拓北	3	
5	楠木の沢 2	江丹別町富原	1	
6	富原団地 3	江丹別町富原	2	
7	楠木の沢 3	江丹別町富原	1	
8	ダムの沢 1	江丹別町富原	2	
9	ダムの沢 2	江丹別町富原	2	
10	横山の沢	江丹別町	1	
11	和田の沢	江丹別町富原	1	
12	前の山 1	江丹別町拓北	2	
13	前の山 2	江丹別町拓北	5	
14	楠木の沢	江丹別町富原	1	
15	事業所の沢	江丹別町富原	1	
16	西里団地	江丹別町西里	2	
17	神社団地	江丹別町芳野	2	
18	西田の沢	東鷹栖7線22号	1	
19	水路の沢	東鷹栖6線21号	1	
20	墓地の沢 1	江丹別町中園	1	
21	墓地の沢 2	江丹別町中園	1	
22	中園団地	江丹別町中園	1	
23	開明団地	江丹別町中園	2	
24	射撃場団地 1	江丹別町共和	1	
25	射撃場団地 2	江丹別町共和	2	



番号	箇所名 (地区名)	場所	危険区域面積 (ha)	備考
26	睦の沢 1	江丹別町共和	1	
27	睦の沢	江丹別町共和	1	
28	共和団地	江丹別町共和	1	
29	山下の沢	江丹別町共和	1	
30	共和団地	江丹別町共和	1	
31	古田の沢 1	江丹別町共和	1	
32	古田の沢 2	江丹別町共和	1	
33	嵐山団地 1	江丹別町嵐山	1	
34	嵐山団地 2	江丹別町嵐山	1	
35	近文台団地 1	近文	1	
36	近文台団地 2	近文	1	
37	三角山団地	東旭川町桜岡	1	
38	射的の山団地	永山町16丁目	1	
39	春日橋団地 1	江丹別町春日	1	
40	春日橋団地 2	江丹別町春日	1	
41	トンネル団地 1	江丹別町春日	1	
42	トンネル団地 2	江丹別町春日	1	
43	トンネル団地 3	江丹別町春日	1	
44	伊納団地 1	江丹別町春日	2	
45	伊納団地 2	江丹別町春日	1	
46	台場団地 1	神居町台場	1	
47	台場団地 2	神居町台場	1	
48	大学団地	神居町忠和	1	
49	大学団地 2	神居町忠和	1	
50	忠和団地	神居町忠和	1	
51	サンバレー団地	神居町富岡	2	
52	鷹栖公園団地 1	春光 7 条(旧 4 区)	2	
53	鷹栖公園団地 2	春光 7 条(旧 4 区)	1	
54	旭山公園	東旭川町倉沼	2	
55	第 2 伊納トンネル	江丹別町春日	3	
56	公園 1	神楽岡	2	
57	公園 2	神楽岡	3	
58	大正橋	旭神町	2	
59	サイクリングロード 1	江丹別町春日	3	
60	サイクリングロード 2	江丹別町春日	1	
61	サイクリングロード 3	江丹別町春日	2	
62	上雨紛	神居町神華	4	
63	小竹地先	神居町神華	3	
64	広瀬地先	神居町神華	3	
65	清水の沢	神居町神華	2	
66	新開団地	西神楽	3	
67	栄橋地先	西神楽	2	
68	刑務所 1	西神楽	2	
69	刑務所 2	西神楽	2	
70	刑務所 3	西神楽	2	
71	新開地先 1	西神楽	2	

番号	箇所名 (地区名)	場所	危険区域面積 (ha)	備考
72	新開地先 2	西神楽	2	
73	小沢地先	千代ヶ岡	2	
74	秋山地先	千代ヶ岡	2	
75	遠藤地先	千代ヶ岡	3	
76	木村地先	千代ヶ岡	3	
77	山田地先	千代ヶ岡	2	
78	スミ地先	千代ヶ岡	2	
79	21世紀の森(民有)	瑞穂	1	
80	21世紀の森(道有)	東旭川町瑞穂(85林班)	1	
81	音の沢(道有)	東旭川町瑞穂(88林班)	1	
82	右音の沢(道有)	東旭川町瑞穂(85林班)	1	
83	ポンペーパン沢(道有)	東旭川町瑞穂(82林班)	1	
84	万朶崖	江丹別町春日(304林班)	2	H30.12.17
85	博物館崖	江丹別町春日(304林班)	2	H30.12.17
86	こぶしの崖	江丹別町春日(305林班)	3	H30.12.17
87	金堀沢	江丹別町春日(312林班)	4	H30.12.17
88	夫婦崖	神居古潭(286林班)	1	H30.12.17
89	神居古潭入口崖	神居古潭(286林班)	1	H30.12.17
90	南山前崖	神居古潭(289林班)	1	H30.12.17

### 3 土石流危険溪流（平成19年12月26日・平成30年12月17日調査結果）

番号	場所	河川名	溪流名	備考
1	江丹別町春日	石狩川	伊納の沢川	
2	西神楽2線30号	辺別川	美神沢	
3	神居町神華	新開14号川	新開14号川右股川	
4	江丹別町嵐山	江丹別川	半面西沢川	
5	東鷹栖3線20号	ヨンカシュッペ川	刑務所の沢川	
6	東鷹栖町	普通17号川	4線の沢	
7	東鷹栖町	普通17号川	刑務所の沢	
8	東鷹栖町	普通19号川	西田の沢	
9	江丹別町共和	江丹別川	共和の沢A	
10	江丹別町共和	江丹別川	共和の沢B	
11	江丹別町共和	江丹別川	射撃場の沢	
12	江丹別町西里	西里川	西里の沢	
13	江丹別町清水	江丹別川	清水の沢	
14	江丹別町嵐山	江丹別川	学校の沢	
15	江丹別町嵐山	江丹別川	高橋の沢	
16	江丹別町嵐山	江丹別川	柴下の沢	
17	江丹別町春日	石狩川	小柴の沢	
18	江丹別町春日	石狩川	商業の沢	
19	江丹別町春日	石狩川	春日川A	
20	江丹別町春日	石狩川	春日川B	

番号	場 所	河 川 名	溪 流 名	備 考
21	江丹別町富原	富原ダム	富原の沢	
22	神居町富沢	雨紛1号川	土田の沢	
23	神居町富沢	伊野川	神音霊園の沢	
24	神居町西丘	内大部川	福井の沢	
25	神居町西丘	内大部川	林の沢	
26	神居町西丘	内大部川	伊端の沢	
27	神居町豊里	内大部川	無名川支流	
28	神居町神岡	神居川	野村の沢	
29	神居町神岡	神居川	神社の沢	
30	神居町雨紛	雨紛1号川	橋本の沢	
31	神居町雨紛	伊野川	伊野川支流	
32	神楽町辺溪郎	横山川	秋山の沢	
33	神楽町辺溪郎	辺別川	木村の沢	
34	神楽町辺溪郎	就実川	福田の沢	
35	神楽町辺溪郎	就実川	竹内の沢	
36	神楽町辺溪郎	就実川	佐野の沢	
37	神楽町辺溪郎	辺別川	前田の沢	
38	東旭川町豊田	福島川	ダムの沢	
39	千代ヶ岡	辺別川	寺林の沢	
40	千代ヶ岡	辺別川	藤田の沢	
41	千代ヶ岡	八千代川	寺林分家の沢	
42	千代ヶ岡	辺別川	米山の沢	
43	千代ヶ岡	辺別川	柏木の山	
44	上雨紛	美瑛川	競馬場の沢	
45	神華	ポン雨紛川	加藤の沢	
46	東旭川町瑞穂(78林班)	福島川	菊田の沢	
47	東旭川町瑞穂(79林班)	ペーパン川	松浦の沢	
48	東旭川町瑞穂(79林班)	ペーパン川	瑞穂の沢	
49	東旭川町瑞穂(94林班)	ペーパン川	ポンペーパン沢	
50	東旭川町瑞穂(82林班)	ペーパン川	ペーパン第2支流	
51	東旭川町瑞穂(85林班)	ペーパン川	音の沢	
52	東旭川町瑞穂(90林班)	ペーパン川	ペーパン第3支流	
53	東旭川町瑞穂(79林班)	ペーパン川	オンコの沢	
54	東旭川町瑞穂(93林班)	ペーパン川	大沢	
55	東旭川町瑞穂(92林班)	ペーパン川	滝の沢	
56	東旭川町瑞穂(91林班)	ペーパン川	ラリシマナイ沢	
57	東旭川町瑞穂(85林班)	ペーパン川	右音の沢	
58	東旭川町瑞穂(87林班)	ペーパン川	左音の沢	
59	東旭川町瑞穂(94林班)	ペーパン川	94林班の沢	
60	東旭川町瑞穂(87林班)	ペーパン川	左音の沢支流	
61	東旭川町瑞穂(96林班)	ペーパン川	96林班の沢	
62	江丹別(108林班)	鱒取川	アイドラシュナイ左沢	H30. 12. 17
63	下江丹別(109林班)	秋葉の沢川	オンウシュナイ沢	H30. 12. 17
64	上江丹別(117林班)	ローベツ川	老別沢	H30. 12. 17
65	上江丹別(119林班)	ローベツ川	ルオベツ沢	H30. 12. 17
66	江丹別町(124林班)	ポンベツ川	奥の沢	H30. 12. 17
67	江丹別町(126林班)	西里川	雨の沢	H30. 12. 17

番号	場 所	河 川 名	溪 流 名	備 考
68	江丹別町 (133林班)	拓北支川	最上流沢	H30. 12. 17
69	江丹別町 (134林班)	拓北支川	最上沢支流	H30. 12. 17
70	西神楽 (227・228林班)	オイチャンヌンペ川	オイチャン川	H30. 12. 17
71	西神楽 (新開230林班)	新開15号川	新開沢	H30. 12. 17
72	神居町上雨紛 (236～245林班)	雨紛川	雨紛川本流	H30. 12. 17
73	神居町雨紛 (245～250林班)	石灰川	石灰沢	H30. 12. 17
74	伊の沢 (253～255林班)	伊野川	伊の沢	H30. 12. 17
75	伊の沢 (256林班)	伊野川	赤松沢左股	H30. 12. 17
76	伊の沢 (257林班)	伊野川	赤松沢右股	H30. 12. 17
77	伊の沢 (259～262林班)	伊野川支流	逆川	H30. 12. 17
78	伊の沢 (263～264林班)	伊野川	東海沢	H30. 12. 17
79	神居町富岡 (265林班)	伊野川	生娘沢	H30. 12. 17
80	神居町富岡 (266林班)	伊野川	送電沢	H30. 12. 17
81	神居町春志内 (267林班)	石狩川	恩根内	H30. 12. 17
82	神居町春志内 (268～270林班)	神居第1川	西オンネナイ沢	H30. 12. 17
83	神居町春志内 (271～272林班)	神居第2川	楽水沢	H30. 12. 17
84	神居町春志内 (273～276林班)	神居第3線川	盤水沢	H30. 12. 17
85	神居町春志内 (277～285林班)	神居第4線川	春志内川	H30. 12. 17
86	神居町春志内 (287林班)	神居第5線川	夫婦沢	H30. 12. 17
87	神居古潭 (288林班)	神居第6線川	砂金沢	H30. 12. 17
88	神居古潭 (290林班)	石狩川	ニッケル沢	H30. 12. 17
89	西丘 (292林班)	内大部川	永山沢	H30. 12. 17
90	西丘 (292林班)	石狩川	西丘沢	H30. 12. 17
91	豊里 (293～301林班)	オロエン川	オロエン川	H30. 12. 17
92	豊里 (301林班)	オロチョン川	つつじ沢	H30. 12. 17
93	豊里 (302林班)	オロチョン川	時雨沢	H30. 12. 17
94	神居古潭 (304林班)	石狩川	第1大川	H30. 12. 17
95	神居古潭 (305～308林班)	江丹別第8線川	第3大川	H30. 12. 17
96	神居古潭 (310林班)	石狩川	第3銀の沢	H30. 12. 17
97	神居古潭 (310林班)	石狩川	第1銀の沢	H30. 12. 17
98	春日 (311～312林班)	石狩川	金堀沢	H30. 12. 17

## 4 防災重点ため池

番号	ため池名称	場 所	備 考
1	東桜岡第1ダム	東旭川町東桜岡	
2	東桜岡第2ダム	東旭川町東桜岡	
3	下南部貯水池	東旭川町米原	
4	聖台ダム	上川郡美瑛町	

## 5 雪崩危険箇所（平成17年1月現在）

番号	箇 所 名	場 所	備考（箇所番号）
1	神岡1	神居町神岡	1-861
2	神岡2	神居町神岡	1-862
3	神岡3	神居町神岡	1-863
4	神岡4	神居町神岡	1-864
5	神岡5	神居9条1丁目	1-865
6	忠和	神居町忠和2	1-866
7	神居古潭2	神居町神居古潭	1-2317
8	台場2条6丁目	台場2条6丁目	1-2318
9	忠和9条4丁目	忠和9条4丁目	1-2319
10	忠和8条4丁目	忠和8条4丁目	1-2320
11	近文5線3号	字近文5線3号	1-2321
12	緑が丘1条4丁目	緑が丘1条4丁目	1-2322

## 6 市内一級河川（管理者別）

## (1) 国土交通大臣

No.	河 川 名	市域延長 km
1	石狩川 (イシカリガワ)	32.4
2	忠別川 (チュウベツガワ)	15.6
3	美瑛川 (ビエイガワ)	18.0
4	辺別川 (ベベツガワ)	9.7
5	牛朱別川 (ウシュベツガワ)	14.0
6	永山新川 (ナガヤマシンカワ)	5.7
7	オサラッペ川 (オサラッペガワ)	0.0

## (2) 北海道知事

No.	河 川 名	指定区間 km
1	内大部川 (ナイダイブガワ)	16.0
2	オロエン川 (オロエンガワ)	1.5
3	伊野川 (イノガワ)	12.6
4	神居川 (カムイガワ)	2.0
5	江丹別川 (エタンベツガワ)	23.5
6	秋葉の沢川 (アキバノサワガワ)	0.2
7	西里川 (ニシサトガワ)	6.4
8	拓北川 (タクホクガワ)	4.0
9	ヨンカシュッペ川 (ヨンカシュッペガワ)	5.7
10	ハイシュベツ川 (ハイシュベツガワ)	8.5
11	キムクシュハイシュベツ川 (キムクシュハイシュベツガワ)	1.9
12	ウッベツ川 (ウッベツガワ)	9.4
13	オホーツナイ川 (オホーツナイガワ)	2.1
14	南校川 (ナンコウガワ)	1.3
15	五号川 (ゴゴウガワ)	2.0
16	雨紛川 (ウブンガワ)	4.6
17	西八号川 (ニシハチゴウガワ)	3.6
18	十五号川 (ジュウゴゴウガワ)	1.1
19	千代ヶ岡川 (チヨガオカガワ)	1.2
20	アイヌ川 (アイヌガワ)	6.1
21	東光川 (トウコウガワ)	2.1
22	栄川 (サカエガワ)	0.6
23	近文オホーツナイ川 (チカブミオホーツナイガワ)	0.6
24	基北川 (キホクガワ)	6.8
25	ポンウシベツ川 (ポンウシベツガワ)	5.4
26	ポンウシベツ川分水路 (ポンウシベツガワブンスイロ)	0.4
27	小股川 (コマタガワ)	4.3
28	永山二号川 (ナガヤマニゴウガワ)	1.8
29	永山三号川 (ナガヤマサンゴウカワ)	1.0
30	小股川分水路 (コマタガワブンスイロ)	0.3
31	難波田川 (ナンパタガワ)	2.1
32	愛宕新川 (アタゴシンカワ)	5.1
33	難波田川分水路 (ナンパタガワブンスイロ)	0.4
34	ペーパン川 (ペーパンガワ)	22.4
35	倉沼川 (クラヌマガワ)	20.0
36	ペーパン第二支川 (ペーパンダイニシセン)	0.5
37	ペーパン第三支川 (ペーパンダイサンシセン)	0.3
38	近文内川 (チカブナイガワ)	3.8
39	桜川 (サクラガワ)	1.5

## 4-5 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

## 1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(※オサラッペ川, 当麻川, 比布川には, 該当施設なし)

## (1) 西地区

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川	江丹別川	
高齢者施設	旭川ケアセンターそよ風	3条西5丁目1番18号	①	②		○	○		○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホームハッピーヴィラ しんまち	6条西1丁目1番2号	①	②	③	○	○		○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 結心	6条西3丁目1485番地の219	①	②	③	○	○		○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム さくらんぼ西	6条西8丁目1番10号	①	②	③	○	○		○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 結心7条	7条西4丁目2番21号	①	②		○	○		○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホームもうひとつの家族	7条西7丁目1番7号	①	②	③	○	○		○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホームあけぼの	亀吉1条1丁目2番1号	①	②	③	○	○		○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム ころ	亀吉2条2丁目3番5号	①	②	③	○	○		○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	メディケアホームあけぼの	亀吉3条1丁目1番6号	①	②	③	○	○		○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	メディケアホームあけぼのⅡ	亀吉3条1丁目1番12号	①	②	③	○	○		○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	メディケアホームあけぼのⅢ	亀吉3条1丁目1番10号	①	②	③	○	○		○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム あけぼのⅡ	曙2条6丁目1番1号	①	②		○	○		○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	メディケアホーム曙2条5丁目	曙2条5丁目2番15号	①	②	③	○	○		○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム あけぼのⅣ	曙3条6丁目1番14号	①	②	③	○	○		○								福祉保険部(長寿)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部		
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川	江丹別川
障害児・者施設	旭川就労継続支援B型事業所あーる	1条通5丁目77番地	①	②	③		○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ワークサポート ぼけっと	2条通3丁目260番地の2	③	①	②	○	○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	第2サポートハウスもも	3条通4丁目1003番地の2	—	—	—		○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	かがやき工房	5条通5丁目1690番地の1	①	②	③	○										福祉保険部(障害)
障害児・者施設	デイサービス めぐみ	亀吉2条2丁目3番5号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	いころ	宮下通1丁目391番地1ポルト	②	③	①	○										福祉保険部(障害)
障害児・者施設	オアシス2・7	曙1条7丁目	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(障害)
高齢者施設	喜族の架け橋	5条西5丁目	①	②	③	○	○	○								建築部
高齢者施設	エバーグリーン宮下	宮下通5丁目2番11号	①	②	③		○									建築部
高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅 旭川透析タウン 夢みらい	曙北2条5丁目1番2号	①	②	③	○	○	○								建築部
保育所	旭川頌栄保育園	2条西3丁目1番6号	①	②	③	○	○	○								子育て支援部
認定こども園	幼保連携型認定こども園 旭川隣保会第一こども園	6条通3丁目左3号	①	②	③	○	○	○								子育て支援部
保育所	風の子保育園	7条西1丁目1番3号	①	②	③	○	○	○								子育て支援部
認定こども園	幼稚園型認定こども園 旭川別院附属大谷さくら幼稚園	宮下通2丁目1463番地	①	②	③	○										子育て支援部
保育所	旭川赤十字保育園	曙1条1丁目	①	②	③	○	○									子育て支援部



施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川		倉沼川	ポソ川	江丹別川
小学校	新町小学校	4条西3丁目	—	—	—	○	○		○							学校教育 部
小学校	青雲小学校	曙1条2丁目	—	—	—	○	○									学校教育 部
高齢者施設	老人保健施設 さくら館	4条西4丁目2番1号	①	②	③	○	○		○							保健所
病院	医療法人社団慶友会 吉田病院	4条西4丁目1番2号	①	②	③	○	○		○							保健所
病院	旭川赤十字病院	曙1条1丁目1番1号	①	②	③	○	○									保健所
病院	医療法人順真会 メイプル病院	曙1条8丁目2番29号	①	②	③	○	○		○							保健所
診療所	医療法人社団腎愛会 だてクリニック	曙1条5丁目1番2号	①	②	③	○	○		○							保健所
高等支援学校	北海道旭川高等支援学校	5条西5丁目	—	—	—	○	○		○							上川教育 局

## (2) 中央地区

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川		倉沼川	ポソ川	江丹別川
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム らむね	1条通6丁目83番地の2	—	—	—		○									福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	グループホーム 陽(ひざし)	9条通8丁目2486番地の25	①	②	③	○			○							福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	9条ひだまり	9条通10丁目2191番地	①	②		○			○							福祉保険 部(長寿)
障害児・者施設	希望の杜の会 就労継続支援B型事業所 なつみかん	10条通9丁目975番地の82 ダイアナ常盤ヒルズ		①	②	○			○							福祉保険 部(障害)
障害児・者施設	ぱすてるオレンジ	1条通2丁目右8号	③	①	②	○										福祉保険 部(障害)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポソ川	江丹別川	
障害児・者施設	グループホーム あいる	6条通6丁目28番地の3	①	②	③	○			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	株式会社あおい SORA ジョブタス旭川6条通事業所	6条通6丁目27番地の10	③	①	②	○			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	株式会社HSS B型事業所	7条通7丁目33番地の15	①	②	③	○			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ひだまり	7条通8丁目38番地の4	②	①	③	○			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ピースーズ	8条通8丁目41番地の9	①	②	③	○			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム 結	中常盤町3丁目1977番地の127		①	②	○			○								福祉保険部(障害)
認定こども園	認定こども園わんぱく保育園北彩都園	宮下通11丁目	—	—	—		○										子育て支援部
保育所	ホテルルートイン Grand 旭川駅前	宮下通8丁目1962-1		①	②		○										子育て支援部
小学校	日章小学校	6条通5丁目	—	—	—	○	○										学校教育部
診療所	産婦人科内科 あベクリニック	1条通8丁目右7号 西武パーキングビル5階	①	②			○										保健所
病院	医療法人社団功和会 佐久間病院	5条通7丁目左7号	①	②	③	○											保健所
病院	医療法人社団弘和会 森産科婦人科病院	7条通7丁目左2号	①	②	③	○			○								保健所
病院	医療法人修彰会 沼崎病院	8条通8丁目43番地	①	②	③	○			○								保健所
病院	医療法人 仁友会 北彩都病院	宮下通9丁目2番1号	—	—	—		○										保健所

## (3) 大成地区

施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部				
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パン 川		倉 沼 川	ポ ン 川	江 丹 別 川	
高齢者施 設	有料老人ホーム自由 未来	10条通15丁目24番 地	①	②	③				○								福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	住宅型有料老人ホーム シルバーハウス テンダネス	10条通15丁目24番 地の205	①	②	③				○								福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	ケアホーム介援隊	7条通16丁目77番 地25	①	②	③				○								福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	グループホーム プ ランタンV	9条通15丁目24番 地	①	②	③				○								福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	グループホーム プ ランタンIII	9条通16丁目24番 地	①	②	③				○								福祉保険 部(長寿)
中学校	中央中学校	10条通11丁目	—	—	—	○			○								学校教育 部
小学校	知新小学校	8条通13丁目	—	—	—				○								学校教育 部
病院	社会医療法人 元生 会 森山病院	宮前2条1丁目1番 6号	①	②	③		○										保健所

## (4) 東地区

施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部				
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パン 川		倉 沼 川	ポ ン 川	江 丹 別 川	
高齢者施 設	リビングケア・シーズ ン憩	11条通20丁目1番6 号	①	②	③				○								福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	住宅型有料老人ホーム 共済	11条通21丁目1番 地の7	①	②	③				○								福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	旭光園	7条通17丁目83番 地の12	①	②	③				○								福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	住宅型有料老人ホーム ナーシングリビング グ ゆあん	7条通19丁目120番 地の42	①	②	③				○								福祉保険 部(長寿)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部		
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川	江丹別川
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ナーシングリビング エイム	7条通19丁目120番地の47	①	②	③				○							福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホームそよかぜ	旭神2条3丁目1番5号	①	②									○		福祉保険部(長寿)	
高齢者施設	グッドケア・旭神	旭神2条4丁目10番4号	①	②									○		福祉保険部(長寿)	
高齢者施設	有料老人ホーム ひなた	旭神2条1丁目1番4号	①	②	③								○		福祉保険部(長寿)	
高齢者施設	グループホーム 太陽と緑	旭神町19番地の36	①	②	③								○		福祉保険部(長寿)	
高齢者施設	ケアハウス リバーサイド	旭神町22番地	①	②	③								○		福祉保険部(長寿)	
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 令花	豊岡12条1丁目4番14号	①	②	③				○						福祉保険部(長寿)	
障害児・者施設	音の森あさひかわ	10条通20丁目3番地の9	②	①	③				○						福祉保険部(障害)	
障害児・者施設	就労継続支援事業所きずな2	7条通18丁目92番地の2	②	①	③				○						福祉保険部(障害)	
障害児・者施設	タンプリングセカンド	8条通17丁目85番地の7	①	②	③				○						福祉保険部(障害)	
障害児・者施設	多機能型事業所きずな	8条通18丁目93番地の34	②	①	③				○						福祉保険部(障害)	
障害児・者施設	バリアフリー	8条通18丁目93番地の8		①					○						福祉保険部(障害)	
障害児・者施設	就労継続支援B型事業所ぽっかぽか	旭神2条3丁目6番25号	—	—	—								○		福祉保険部(障害)	
障害児・者施設	障害者生活介護施設いちもく南	南5条通22丁目1975番地326	—	—	—		○								福祉保険部(障害)	
障害児・者施設	げんきファクトリー	豊岡12条2丁目3番19号	③	①	②				○						福祉保険部(障害)	
障害児・者施設	げんきファクトリー NEO	豊岡13条5丁目	③	①	②				○						福祉保険部(障害)	

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名										担当部		
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川	ポン川	江丹別川			
保育所	旭川十条病院 アイケー保育園	9条通 21 丁目	①	②	③				○									子育て支援部
放課後児童クラブ	豊岡第二放課後児童クラブ	豊岡 11 条 3 丁目豊岡地区センター内	—	—	—				○									子育て支援部
保育所	みどり保育園	旭神 2 条 2 丁目 5 番 32 号	①	②	③											○		子育て支援部
保育所	旭川あゆみ幼稚園 附属保育園	旭神町 22 番地の 71	①	②	③											○		子育て支援部
保育所	小規模保育室あゆみ	旭神町 22 番地の 54	①	②	③											○		子育て支援部
幼稚園	旭川あゆみ幼稚園	旭神町 22 番地の 65	①	②	③											○		子育て支援部
保育所	うれしば保育園宮下	宮下通 19 丁目 1110 番地		①	②			○										子育て支援部
保育所	旭川啓明保育園	南 6 条 通 24 丁目 1976 番地	①	②	③			○										子育て支援部
病院	旭川脳神経外科循環器内科病院	10 条通 21 丁目 2 番地の 11	①	②	③				○									保健所
病院	旭川十条病院	9 条通 21 丁目 2 番地の 8	①	②					○									保健所
診療所	医療法人社団 みどり野クリニック	旭神 2 条 5 丁目 8 番 9 号	①	②												○		保健所
高齢者施設	介護老人保健施設 フェニックス	豊岡 13 条 1 丁目 1 番 17 号	①	②	③				○									保健所

## (5) 新旭川地区

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名										担当部		
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川	ポン川	江丹別川			
高齢者施設	住宅型有料老人ホームすみれ	新富 2 条 1 丁目 2 番 10 号	①	②	③	○												福祉保険部(長寿)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ボン川	江丹別川	
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム スローライフ	新富2条2丁目1番16号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム スローライフⅡ	新富2条2丁目1番17号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	新富宏生苑ショートステイ	新富3条1丁目506番地の13	①	②	③	○			○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	地域密着型特別養護老人ホーム 新富宏生苑	新富3条1丁目506番地の13	①	②	③	○			○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ポルテ大雪	大雪通5丁目495番地の4	①	②					○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループハウス リポーズⅦ	東3条1丁目2番1号	①	②	③	○			○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	東4条の金さん銀さん2号館	東4条8丁目2番12号	①	②	③	○			○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	東4条の金さん銀さん1号館	東4条8丁目2番15号	①	②	③	○			○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム 殿	東6条10丁目1番22号	①	②	③	○			○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	新旭川の金さん銀さん	東6条4丁目2番14号	①	②	③	○			○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	東6条の金さん銀さん	東6条6丁目1番3号	①	②	③	○			○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ぐるーぷりびんぐ ゆかる	東6条8丁目1番13号	①	②	③	○			○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	有料老人ホーム オアシス東7条	東7条10丁目2番1号	①	②	③	○			○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム みつばちの郷	東8条5丁目1番14号	①	②	③	○			○								福祉保険部(長寿)
障害児・者施設	就労継続支援事業所ハーモニー	新富2条1丁目2番13号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	タンブリング	新富2条2丁目9番2号	①	②	③	○											福祉保険部(障害)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川	江丹別川	
障害児・者施設	就労支援事業所フィオーレ旭川	東1条1丁目1番2号	②	①	③	○			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	多機能型事業所ファブリカ	東3条1丁目2番8号	①	②	③	○			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	スマイルプラネット相談支援 スマイルプラネットショートステイ	東6条2丁目1番14号	①	②	③	○			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム ひびき	東8条1丁目2番19号		①	②	○			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	かがやきホーム短期入所 かがやきホーム	東8条2丁目3番11号		①	②	○			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	希望の杜の会 就労移行支援事業所 なつみかん	東8条3丁目1番20号 旭川地方たばこ会館	①	②	③				○								福祉保険部(障害)
高齢者施設	ブルーテラス大雪	大雪通7丁目506番地の16	①	②	③				○								建築部
保育所	さらな保育園	金星町1丁目3番5号	①	②	③	○			○								子育て支援部
保育所	市立旭川病院 たけのこ保育園	金星町1丁目	①	②	③	○			○								子育て支援部
幼稚園	みどり幼稚園	金星町1丁目3番5号	①	②	③	○			○								子育て支援部
放課後児童クラブ	新富第二放課後児童クラブ	新富1条3丁目9番15号	—	—	—	○											子育て支援部
保育所	旭川市立新旭川保育所	大雪通7丁目	①	②	③	○			○								子育て支援部
保育所	キララ保育園	東1条3丁目3番9号	①	②	③	○			○								子育て支援部
認定こども園	認定こども園新富保育園	東5条11丁目1番1号	①	②	③	○											子育て支援部
放課後児童クラブ	東5条第二放課後児童クラブ	東5条6丁目1番8号タケダビル1-C	—	—	—	○			○								子育て支援部

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部				
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川		倉沼川	ポソ川	江丹別川	
保育所	東六条保育園	東6条6丁目4番15号	①	②	③	○			○								子育て支援部
保育所	保育園 げんき!	東6条6丁目2番17号	①	②	③	○			○								子育て支援部
小学校	正和小学校	大雪通8丁目	—	—	—	○											学校教育部
小学校	新富小学校	新富2条2丁目	—	—	—	○											学校教育部
小学校	東五条小学校	東5条6丁目	—	—	—	○			○								学校教育部
中学校	明星中学校	東5条1丁目	—	—	—	○											学校教育部
病院	市立旭川病院	金星町1丁目1番65号	①	②	③	○			○								保健所

## (6) 北星地区

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部				
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川		倉沼川	ポソ川	江丹別川	
高齢者施設	軽度者専用住宅型 有料老人ホーム 樹Ⅱ	旭町1条13丁目688番地の22	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ぐっちょんぱⅠ	旭町1条19丁目2156番地	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ぐっちょんぱⅡ	旭町1条19丁目2173番地	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	小規模多機能型居 宅介護事業所 かが やき	旭町2条9丁目25番地の178	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム かがやき	旭町2条9丁目25番地の178	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	けあらいふ花咲館	花咲町7丁目2407番地の17	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)



施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パン 川	倉 沼 川		ポ ン 川	江 丹 別 川	
高齢者施設	グループホームひまわり	錦町 18 丁目 2150 番地	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム めぐみ	錦町 19 丁目 2166 番地の 149	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	小規模多機能型居宅介護事業所 すまいる	錦町 17 丁目 2660 番地の 1	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	ケアハウス ふれあい	錦町 19 丁目 2150 番地	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	有料老人ホーム ありがとう錦町	錦町 16 丁目 2965 番地の 29	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム アマデウス	錦町 19 丁目 2166 番地の 287	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループハウス 桜の木	錦町 19 丁目 2166 番地の 234	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	ラ・ナシカあさひかわ	近文町 17 丁目 2784 番地	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループハウス 向日葵	近文町 24 丁目 1178 番地の 28	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	短期入所生活介護事業所 エテルナ	近文町 13 丁目 2917 番地 2	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	特別養護老人ホーム エテルナ	近文町 13 丁目 2917 番地 2	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム 愛あい	川端町 2 条 5 丁目 2 番 3 号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム あい	川端町 4 条 8 丁目 2 番 18 号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	新橋の金さん銀さん	川端町 4 条 5 丁目 1 番 22 号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループハウス光	川端町 4 条 6 丁目 3 番 14 号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	短期入所生活介護事業所ヴィラ・プラタナス	大町 1 条 18 丁目 134 番地の 6	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川	江丹別川	
高齢者施設	地域密着型特別養護老人ホーム ヴィラ・プラタナス	大町1条18丁目134番地の6	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム おおまち	大町1条3丁目14番地の7号 オークビル2階	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	大町の金さん銀さん	大町1条9丁目181番地の95	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 樹	大町1条15丁目231番地の165	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	こんにちは金さん銀さん	大町2条12丁目66番地	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム つながり	北門町9丁目2644番地の36	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム ななかまど	緑町19丁目2656番地の1	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	多機能ケアセンター さざなみ緑町館	緑町20丁目2164番地の66	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム アラン	緑町12丁目3860番地の2	①	②		○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	ぐるーぶはうす共済	緑町15丁目3029番地の4	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	有料老人ホーム グループハウス美々	緑町16丁目2898番地の14	①	②		○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループハウス 月のあかり	緑町16丁目2898番地の24	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	健康型有料老人ホーム きょうさい 緑町	緑町16丁目3007番地の9		①		○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム クローバーライフ	緑町18丁目3037番地の6	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループハウス 結	緑町18丁目3037番地の5	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 来夢館Ⅲ	緑町18丁目3037番地の16	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			F A X	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川	江丹別川	
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 来夢館	緑町 19 丁目 2811 番地	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	有料老人ホーム ファミリーハウス連緑町	緑町 20 丁目 2164 番地の 66	①	②		○											福祉保険部(長寿)
障害児・者施設	わおんグループホーム旭川	旭町 1 条 5 丁目 2593 番地の 82	—	—	—	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム太陽の光	旭町 1 条 11 丁目 2205 番地の 11	—	—	—	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	共同生活援助事業所なないろ	川端町 5 条 8 丁目 3 番 13 号	—	—	—	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	放課後等デイサービス事業所ともに	錦町 17 丁目 2660 番地 16	—	—	—	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	げんきファクトリー旭町	旭町 1 条 9 丁目 841 番 70	③	①	②	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	フィオーレ旭町	旭町 1 条 13 丁目 2146 番地の 58	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホームあかしあ旭町	旭町 2 条 11 丁目 98 番地の 94	①	②	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	キャリアエスコート	旭町 2 条 7 丁目 12 番地の 107	③	①	②	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	就労支援事業所むつみ・共同生活援助事業所むつみ	旭町 2 条 8 丁目 25 番地の 42 マイネビル 1F	—	—	—	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	旭川福祉園	花咲町 1 丁目 2232 番地	③	①	②	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	第二旭川福祉園	花咲町 1 丁目 2232 番地	③	①	②	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム花咲	花咲町 4 丁目 2272 番地の 9	③	①	②	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム 絆	錦町 12 丁目 2999 番地の 5		①	②	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ケアホームトムテ	錦町 20 丁目 2166 番地の 135	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホームみるきい	近文町 25 丁目 999 番地の 131	②	①	③	○											福祉保険部(障害)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			F A X	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川	江丹別川	
障害児・者施設	就労継続支援センター きらら	大町2条1丁目5番地の103		①	②	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	生活介護かがやき	大町2条1丁目6番地の13	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	医療法人社団志恩会 第一志恩寮	大町2条15丁目	①	②	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	サポートハウスみるる	大町2条17丁目234番地の38	③	①	②	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	はなまるホーム	北門町15丁目2159番地の11	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
高齢者施設	スコール大町	大町3条4丁目3639番地の3	①	②	③	○											建築部
放課後児童クラブ	近文第二放課後児童クラブ	錦町15丁目2980番地の23	—	—	—	○											子育て支援部
幼稚園	さくらおか幼稚園	旭町1条16丁目	①	②	③	○											子育て支援部
放課後児童クラブ	大有放課後児童クラブ	旭町1条6丁目大有小学校敷地内	—	—	—	○											子育て支援部
認定こども園	北星おおぞら認定こども園	旭町2条6丁目	①	②	③	○											子育て支援部
保育所	旭川医療センターどんぐり保育園	花咲町7丁目	①	②	③	○											子育て支援部
幼稚園	旭川藤幼稚園	花咲町6丁目	①	②	③	○											子育て支援部
保育所	ジョイフルキッズプリスクール	川端町1条4丁目	①	②	③	○											子育て支援部
保育所	らんけい保育園	川端町3条4丁目1番6号	①	②	③	○											子育て支援部
保育所	さぼーとナビ保育園	川端町4条6丁目2番7号	①	②	③	○											子育て支援部
保育所	みずほ通り保育園	大町1条3丁目14番地の7	①	②	③	○											子育て支援部
幼稚園	旭川みその幼稚園	大町1条5丁目14番地の114	①	②	③	○											子育て支援部

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			F A X	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポソ川	江丹別川	
幼稚園	旭川天使幼稚園	大町1条10丁目	①	②	③	○											子育て支援部
認定こども園	大町のぞみこども園	大町2条12丁目66番地の21	①	②	③	○											子育て支援部
保育所	わかば保育園	北門町9丁目	①	②	③	○											子育て支援部
保育所	旭川隣保会乳児保育所	本町2丁目473番地の80	①	②	③	○											子育て支援部
保育所	旭川市立近文保育所	緑町16丁目	①	②	③	○											子育て支援部
放課後児童クラブ	近文放課後児童クラブ	緑町17丁目近文小学校隣接	—	—	—	○											子育て支援部
小学校	大有小学校	旭町1条6丁目	—	—	—	○											学校教育部
小学校	北光小学校	旭町1条16丁目	—	—	—	○											学校教育部
中学校	北門中学校	錦町15丁目	—	—	—	○											学校教育部
小学校	大町小学校	大町1条1丁目	—	—	—	○											学校教育部
小学校	近文小学校	緑町17丁目	—	—	—	○											学校教育部
病院	医療法人清陵会 藤井病院	旭町1条3丁目841番地の138	①	②	③	○											保健所
病院	社会医療法人元生会 森山メモリアル病院	旭町2条1丁目31番地	①	②	③	○											保健所
病院	独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター	花咲町7丁目4048番地	①	②	③	○											保健所
高齢者施設	旭川老人保健施設 ふれあい	錦町18丁目2150番地の4	①	②	③	○											保健所
診療所	医療法人社団 にしきまち通りクリニック	錦町16丁目2661番8	①	②	③	○											保健所
病院	医療法人社団 志恩会 相川記念病院	大町2条14丁目92番地の20	①	②	③	○											保健所

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川		倉沼川	ポソ川	江丹別川
診療所	医療法人社団 真口 内科小児科医院	緑町 17 丁目 2148 番 地 48	①	②	③	○										保健所
盲学校	北海道旭川盲学校	旭町 2 条 15 丁目	—	—	—	○										上川教育 局

## (7) 春光地区

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川		倉沼川	ポソ川	江丹別川
高齢者施設	有料老人ホーム ハ ート末広	末広 2 条 1 丁目 3 番 4 号	—	—	—	○										福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホー ム こぶし	春光 2 条 9 丁目 3 番 2 号	①	②	③	○										福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	春光の金さん銀さん	春光 3 条 7 丁目 7 番 20 号	①	②	③	○										福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホー ム エレナ	春光 3 条 9 丁目 1 番 8 号	①	②	③	○										福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	グループホームあじ さい	春光 4 条 9 丁目 6 番 12 号	①	②	③	○										福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	グループホーム春光	春光 5 条 6 丁目 5 番 20 号	①	②	③	○										福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	介護付有料老人ホー ム貴	春光 5 条 7 丁目 11 番 16 号	①	②		○										福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	有料老人ホーム ア イケア春光	春光 5 条 1 丁目 5 番 17 号	①	②	③	○										福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	小規模多機能型ホー ム アイケア春光	春光 6 条 1 丁目 6 番 3 号	①	②	③	○										福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホー ム えがお	末広 1 条 3 丁目 3 番 21 号	①	②	③	○										福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	パールハウス2号館	末広 3 条 3 丁目 2 番 20 号	①	②	③	○										福祉保険 部(長寿)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポソ川	江丹別川	
高齢者施設	グループホームかがやき	末広5条2丁目4番1号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	ライフサポート かがやきの里	末広5条2丁目3番1号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	ふれあいの里 グループホーム まごころの贈り物	末広東1条3丁目2番27号ケアサポート末広2F・3F	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	介護付有料老人ホーム マーズガーデン	末広東2条2丁目108-1	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
障害児・者施設	あかしあ障害者総合相談支援センター	住吉4条1丁目5番26号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ぶかぶか	住吉6条1丁目11番15号	③	②	①	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	旭川市愛育センター	春光2条7丁目2番41号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	しらかば	春光3条6丁目1番8号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	じゃんぶ春光	春光4条4丁目4番20号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	春光のぶかぶか	春光5条8丁目7-958ビル1階	③	②	①	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム 春	春光5条9丁目2番31号	③	②	①	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	重度障がい児支援 花色	春光6条4丁目3番5号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム 光	春光6条5丁目7番3号	③	②	①	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ワークハウスひまわり	末広1条1丁目5番14号	①	②	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホームつばさ	末広1条1丁目7番12号		①		○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム ういず	末広1条1丁目3番29号	②	①		○											福祉保険部(障害)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポソ川	江丹別川	
障害児・者施設	グループホーム ひまわり	末広1条2丁目2番32号	①	②	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム ひまわりⅡ	末広1条2丁目2番31号	①	②	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	生活介護ひまわり	末広1条1丁目3番20号	①	②	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	フィオーレ末広	末広1条2丁目1番28号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	創房みなみな	末広2条3丁目1番18号	①	②	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	フレディ	末広4条1丁目2番18号	③	①	②	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	就労継続支援B型事業所じよぶぶれいす桜	末広5条1丁目2番8号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホームしおん	末広東2条2丁目4番6号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	上川更生ハイム末広デイセンター	末広東3条3丁目2番24号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	さぽーとnavi末広デイサービス	末広東3条3丁目3番12号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	さぽーとnaviこどもセンター	末広東3条3丁目2番18号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
高齢者施設	シルバーハイツ春光	春光5条6丁目5番20号	①	②	③	○											建築部
保育所	はちみつ保育園	末広3条1丁目	—	—	—	○											子育て支援部
放課後児童クラブ	春光放課後児童クラブ	末広東1条1丁目6番37号	—	—	—	○											子育て支援部
放課後児童クラブ	春光第二放課後児童クラブ	末広東1条1丁目6番37号	—	—	—	○											子育て支援部
認定こども園	鉄道弘済会旭川認定こども園	春光2条8丁目1番3号	①	②	③	○											子育て支援部



施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポソ川	江丹別川	
保育所	ほのぼの保育園	春光3条7丁目7番45号	①	②	③	○											子育て支援部
認定こども園	保育所型認定こども園 旭川隣保会第三こども園	春光4条4丁目2番24号	①	②	③	○											子育て支援部
保育所	こぐま保育園	春光5条8丁目	①	②	③	○											子育て支援部
幼稚園	北海道教育大学附属旭川幼稚園	春光5条2丁目1番1号	①	②	③	○											子育て支援部
幼稚園	めいほう幼稚園	春光6条6丁目4番33号	①	②	③	○											子育て支援部
認定こども園	保育所型認定こども園旭川蘭契こども園	末広1条2丁目2番21号	①	②	③	○											子育て支援部
幼稚園	あすなろ幼稚園	末広3条3丁目44239	①	②	③	○											子育て支援部
保育所	こうさぎ保育園	末広5条3丁目8番9号	①	②	③	○											子育て支援部
小学校	向陵小学校	住吉5条1丁目	—	—	—	○											学校教育部
中学校	北星中学校	住吉5条1丁目	—	—	—	○											学校教育部
中学校	啓北中学校	春光2条7丁目	—	—	—	○											学校教育部
小学校	北鎮小学校	春光6条6丁目	—	—	—	○											学校教育部
小学校	春光小学校	末広1条1丁目	—	—	—	○											学校教育部
中学校	六合中学校	末広3条2丁目	—	—	—	○											学校教育部
診療所	医療法人社団 並木通りクリニック	春光3条7丁目7番1号	①	②		○											保健所
病院	医療法人社団博彰会 佐野病院	末広3条3丁目1番15号	①	②	③	○											保健所
診療所	医療法人社団利信会 上村産科婦人科医院	末広東1条3丁目1番5号	①	②	③	○											保健所

施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部			
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川		倉 沼 川	ポ ン 川	江 丹 別 川
診療所	医療法人社団真佑 会 旭川消化器肛門 クリニック	末広東1条3丁目1 番6号	①	②		○										保健所
聾学校	北海道旭川聾学校	住吉5条2丁目8番 20号	—	—	—	○										上川教育 局
小学校	北海道教育大学附 属旭川小学校	春光4条1丁目	—	—	—	○										—
中学校	北海道教育大学附 属旭川中学校	春光4条2丁目	—	—	—	○										—

## (8) 神居地区

施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部			
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川		倉 沼 川	ポ ン 川	江 丹 別 川
高齢者施 設	住宅型有料老人ホー ム みんなの丘	忠和6条8丁目14 番211	—	—	—	○										福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	有料老人ホーム フ ァミリーハウス漣	神居2条11丁目3 番8号	①	②	③	○	○									福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	住宅型有料老人ホー ム もなか	神居2条17丁目1 番15号	①	②	③	○	○									福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	有料老人ホーム太雅	神居3条4丁目2番 15号	①	②	③	○	○	○								福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	住宅型有料老人ホー ムえんじゅ	神居3条21丁目60 番地の1	①	②	③			○								福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	グループリビング癒 神居	神居3条8丁目2番 1号	①	②	③			○								福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	有料老人ホーム夕焼 け小やけ Kamui	神居4条12丁目2 番19号	①	②	③			○								福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	介護付有料老人ホー ム カムイ	神居6条12丁目1 番15号	①	②	③			○								福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	グループハウス 家 族だんらん神居	神居7条8丁目2番 9号	①	②				○								福祉保険 部(長寿)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部		
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川	江丹別川
高齢者施設	グループハウス 家族いっしょ神居	神居7条8丁目2番6号	①	②				○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム いこいの里旭川	台場1条5丁目2番6号	①	②	③	○										福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム 忠和	忠和1条4丁目3番21号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	有料老人ホーム忠和	忠和1条4丁目3番21号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム家族えんまん忠和	忠和2条6丁目1番7号	①	②		○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム わらく	忠和2条6丁目1番5号	①	②		○		○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム きらく	忠和2条6丁目331番地の1	①	②	③	○		○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	ケアハウス忠和	忠和3条7丁目2番12号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	有料老人ホーム夕焼け小やけ	忠和3条6丁目3番17号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	特別養護老人ホーム旭川ねむのきの華	忠和4条2丁目10番23号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	短期入所生活介護事業所 旭川ねむのきの華	忠和4条2丁目10番23号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 凜	忠和4条1丁目1番23号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ロイヤルライフほのぼの	忠和4条6丁目3番22号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	ウェルフェアホーム 5.1下宿	忠和5条1丁目6番4号	①	②		○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	メディケアホームちゅうわ	忠和5条6丁目17番8号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	高齢者グループホーム はる	忠和6条1丁目4番20号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部		
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポソ川	江丹別川
高齢者施設	グループホーム あけぼのⅢ	忠和6条6丁目2番24号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループハウス ライフ・イン	忠和6条2丁目1番8号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ライフ・イン	忠和6条2丁目1番9号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループハウス はる	忠和6条5丁目1番21号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	メディケアホーム ちゅうわⅡ	忠和6条6丁目2番1号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	有料老人ホーム ぽっかぽかⅠ	忠和6条6丁目3番5号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	有料老人ホーム ひだまり館	忠和6条8丁目1番11号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	メディケアホーム 忠和6条	忠和6条8丁目1番47号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム ぶどうの木	忠和7条3丁目4番31号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	有料老人ホーム ぽっかぽかⅡ	忠和7条7丁目3番22号	①	②		○	○	○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	有料老人ホーム ぽっかぽかⅢ	忠和7条7丁目3番20号	①	②		○	○	○								福祉保険部(長寿)
障害児・者施設	多機能型事業所きらり「放課後等デイサービス」	神居1条1丁目1番10号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	フィオーレ旭川神居	神居1条14丁目2番15号	③	①	③	○	○	○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	児童発達支援センターねむのき	神居1条10丁目1番21号	—	—	—	○		○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのき第4グループホーム A・B	神居2条11丁目44201 サンハイム B-1・B-2	②	①	③	○		○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのき第11グループホーム	神居2条5丁目1番4号	②	①	③	○	○	○								福祉保険部(障害)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川	江丹別川	
障害児・者施設	ねむのき第10グループホーム	神居2条5丁目1番4号エステート神居102号	②	①	③	○	○	○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	障害者多機能型施設いちもく神居	神居2条9丁目2番12号	②	①	③			○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	いちふくⅢ	神居2条19丁目77-44	③	①	②			○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	いちもくガーデンカムイショート	神居2条9丁目2番6号	②	①	③			○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	いちもくガーデンカムイ	神居2条9丁目2番6号	②	①	③			○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのき福祉センター	神居3条6丁目1番6号	③	①	②			○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのき第12グループホーム	神居3条20丁目67番地の173	②	①	③			○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのき第7グループホーム	神居4条9丁目1番18号	②	①	③			○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	エスペランサ神居事業所	神居5条14丁目1番11号	②	①	③			○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム 明り	神居6条2丁目468番地の27	③	②	①	○	○	○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのき第9グループホーム	神居6条16丁目5番11号	②	①	③			○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのき第8グループホーム	神居6条16丁目1番14号	②	①	③			○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのき第6グループホーム	神居6条18丁目3番5号	②	①	③			○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのきグループホーム	神居6条18丁目3番7号	②	①	③			○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのきケアホームA	神居6条19丁目	②	①	③			○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのきケアホームB	神居6条19丁目	②	①	③			○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのきケアホームC	神居6条19丁目	②	①	③			○									福祉保険部(障害)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部		
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポソ川	江丹別川
障害児・者施設	ねむのきケアホームD	神居6条19丁目	②	①	③			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのきワークセンター	神居6条19丁目44番地の5	②	①	③			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのき第5グループホーム	神居7条14丁目1番5号メゾンドアリア201号室	②	①	③			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	いちふくI	神居7条13丁目1番2号	③	①	②			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	いちふくII	神居7条13丁目1番1号	③	①	②			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのき第3グループホームA・B	神居7条14丁目1番5号メゾンドアリア102号室	②	①	③			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	放課後等デイサービスカムカム	神居8条6丁目1番2号	②	①	③			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	かがやきホーム神居	神居9条1丁目7番26号	②	①	③	○	○	○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ねむのき神居	神居町雨紛160番地の9	②	①	③			○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	こどもデイサービスセンターこころ	忠和3条7丁目3番8号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	弁当工房 縁(ゆかり) 事業所	忠和4条7丁目1番2号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	就労継続支援B型事業所アイランド	忠和4条4丁目4番9号		①	②	○	○	○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	障害福祉サービス共同生活援助事業所カメラア	忠和6条1丁目1番33号		①	②	○	○	○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム ダソーロ	忠和6条6丁目1番23号		①	②	○	○	○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	放課後等デイサービスぽっかぽか忠和	忠和6条6丁目3番25号	③	①	②	○	○	○								福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ちゅうわ22	忠和7条5丁目4番22号	①	②	③	○	○	○								福祉保険部(障害)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			F A X	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川	江丹別川	
障害児・者施設	生活介護ひまわり	忠和7条5丁目10番5号467 ひまわりと同一建物	②	①	③	○	○	○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ひまわり	忠和7条5丁目10番5号466 生活介護向日葵と同一建物	①	②	③	○	○	○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ちゅうわ27	忠和7条6丁目6番21号		①	②	○	○	○									福祉保険部(障害)
認定こども園	認定こども園旭川ねむのき保育園	神居1条9丁目	①	②	③	○		○									子育て支援部
放課後児童クラブ	神居東第二放課後児童クラブ	神居2条16丁目ブラザハヤシ1階	—	—	—			○									子育て支援部
保育所	旭川保育園	神居3条16丁目	①	②	③			○									子育て支援部
放課後児童クラブ	神居放課後児童クラブ	神居4条6丁目神居小学校敷地内	—	—	—			○	○								子育て支援部
放課後児童クラブ	神居第二放課後児童クラブ	神居5条7丁目2番3号	—	—	—			○									子育て支援部
幼稚園	ユリアナ幼稚園	神居6条19丁目44番地	①	②	③			○									子育て支援部
保育所	旭川市立雨紛保育所(休止中)	神居町雨紛479	①	②				○									子育て支援部
保育所	忠和保育園	忠和2条5丁目	①	②	③	○	○	○									子育て支援部
幼稚園	旭川こばと幼稚園	忠和3条8丁目1番8号	①	②	③	○	○	○									子育て支援部
認定こども園	認定こども園ひとみ幼稚園	忠和4条1丁目6番5号	①	②	③	○	○	○									子育て支援部
放課後児童クラブ	忠和放課後児童クラブ	忠和4条4丁目忠和小学校敷地内	—	—	—	○	○	○									子育て支援部
保育所	旭川つばさ保育園	忠和6条6丁目2番7号	①	②	③	○	○	○									子育て支援部
保育所	ぽっかぽか保育園	忠和6条6丁目	①	②	③	○	○	○									子育て支援部
小学校	神居東小学校	神居1条17丁目	—	—	—			○									学校教育部

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川		倉沼川	ポソ川	江丹別川
小学校	神居小学校	神居4条6丁目	—	—	—		○	○								学校教育 部
中学校	神居中学校	神居4条5丁目	—	—	—	○	○	○								学校教育 部
中学校	神居東中学校	神居4条19丁目	—	—	—			○								学校教育 部
小学校	雨紛小学校	神居町雨紛380	—	—	—			○								学校教育 部
中学校	忠和中学校	忠和1条4丁目	—	—	—	○	○	○								学校教育 部
小学校	忠和小学校	忠和4条4丁目	—	—	—	○	○	○								学校教育 部

## (9) 永山地区

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川		倉沼川	ポソ川	江丹別川
高齢者施設	パルタージュ永山	永山7条1丁目3番8号	—	—	—				○							福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム あいりい	永山10条3丁目1番20号	①	②	③				○	○						福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	グループホーム スマイルプラン	永山11条2丁目2番2号	①	②	③				○	○						福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	グループホーム ほふ旭川	永山12条2丁目5番1号	①	②	③				○	○						福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	グループホーム ファミリー	永山1条11丁目2番38号	①	②	③	○										福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	グループホーム シャイニング	永山1条11丁目2番39号	①	②	③	○										福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 穂の花	永山1条4丁目3番31号	①	②	③	○										福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム アウル	永山1条4丁目3番27号	①	②	③	○										福祉保険 部(長寿)



施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポソ川	江丹別川	
高齢者施設	グループハウス美空	永山1条6丁目1番17号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	ピース	永山1条11丁目2番11号	①	②		○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	ナーシング グレイス 永山	永山1条11丁目2番29号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム・圭	永山3条3丁目1番5号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 善	永山3条4丁目3番3号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	ニチケアセンター 旭川北	永山3条7丁目1番25号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム ゆとり	永山4条3丁目1番20号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム せせらぎⅠ	永山4条4丁目9番1号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム ライラック	永山4条6丁目2番2号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	静療館3	永山6条1丁目1番18号	①	②	③				○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム せせらぎⅡ	永山7条4丁目2番1号	①	②	③	○			○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループハウス 静療館	永山7条3丁目1番28号	①	②	③	○			○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム あんじゅ一番館	永山7条4丁目2番1号	①	②	③	○			○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	プレジール永山	永山7条1丁目3番9号	①	②	③				○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	ひだまり館	永山8条1丁目1番27号	①	②	③				○								福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループハウス養刻館	永山9条2丁目1番28号	①	②	③				○								福祉保険部(長寿)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部	
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川
高齢者施設	短期入所生活介護事業所 養生の杜カムイ	永山町5丁目136番地の1	①	②	③				○	○					福祉保険部(長寿)
高齢者施設	特別養護老人ホーム 養生の杜カムイ	永山町5丁目136番地の1	①	②	③				○	○					福祉保険部(長寿)
高齢者施設	地域密着型特別養護老人ホーム 養生の杜カムイ	永山町5丁目136番地の1	①	②	③				○	○					福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム κ 館	永山町5丁目135番地の2	①	②	③				○	○					福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム アテナ	永山町5丁目135番地の11	①	②	③				○	○					福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ミエル	永山北2条11丁目20番地38	①	②	③				○						福祉保険部(長寿)
障害児・者施設	共同生活援助グループホームりっく	秋月2条2丁目10番2号	—	—	—	○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	パワーズ303	永山11条2丁目4番11号ライフアート南永山	②	①	③				○	○					福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ニムビングループホームA	永山5条8丁目2番10号	②	①	③	○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ニムビングループホームB	永山5条8丁目2番10号	②	①	③	○									福祉保険部(障害)
障害児・者施設	音の森あさひかわ永山	永山8条5丁目6番11号	②	①	③				○						福祉保険部(障害)
障害児・者施設	パワーズ304	永山8条3丁目1番8号 amiB 203号室	②	①	③				○	○					福祉保険部(障害)
障害児・者施設	旭川ヒューマンサービスセンター	流通団地2条3丁目44番地	②	①	③	○									福祉保険部(障害)
高齢者施設	ガーデナス南永山	永山8条1丁目1番23号	①	②	③				○						建築部
高齢者施設	のぞみグリーンコート永山	永山9条3丁目1番5号	①	②	③				○						建築部

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部		
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川	江丹別川
保育所	永山こどもの杜保育園	永山11条4丁目	①	②	③				○							子育て支援部
放課後児童クラブ	永山南第四放課後児童クラブ	永山11条4丁目119番地の49 パワーズαビル2階	—	—	—				○							子育て支援部
保育所	まこと保育園	永山3条3丁目1番24号	①	②	③	○										子育て支援部
保育所	医療法人社団杏仁会 大雪病院託児室	永山3条7丁目		①		○										子育て支援部
保育所	旭川三愛病院 保育施設もく馬	永山5条6丁目		①	②	○										子育て支援部
認定こども園	認定こども園せせらぎ保育園	永山8条6丁目2番4号	①	②	③				○							子育て支援部
保育所	永山ほたる保育園	永山町5丁目125番地の8	①	②	③				○							子育て支援部
保育所	旭川市立あすか保育所	永山町11丁目	①	②						○						子育て支援部
幼稚園	くりの木幼稚園	永山町4丁目142番地の27	①	②	③				○							子育て支援部
保育所	あすく保育園	秋月2条2丁目	①	②	③	○										子育て支援部
認定こども園	幼保連携型認定こども園秋月こども園	秋月2条2丁目3番16号	①	②	③	○										子育て支援部
小学校	永山南小学校	永山9条6丁目	—	—	—				○							学校教育部
中学校	永山南中学校	永山町5丁目	—	—	—				○							学校教育部
病院	医療法人社団杏仁会 大雪病院	永山3条7丁目1番5号	①	②	③	○										保健所
高齢者施設	介護老人保健施設旭泉苑	永山4条6丁目3番24号	①	②	③	○										保健所
病院	医療法人社団旭豊会 旭川三愛病院	永山4条6丁目3番24号	①	②	③	○										保健所

## (10) 江丹別地区

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部			
			F A X	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川		倉沼川	ポソ川	江丹別川
保育所	旭川市立江丹別保育所	江丹別町中央	①	②											○	子育て支援部

## (11) 東旭川地区

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部			
			F A X	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川		倉沼川	ポソ川	江丹別川
高齢者施設	ショートステイ緑苑	東旭川町上兵村 229 番地の 8	①	②	③							○				福祉保険部(長寿)
高齢者施設	特別養護老人ホーム 宏生苑ショートステイ	東旭川町上兵村 556 番地の 4	①	②	③							○				福祉保険部(長寿)
高齢者施設	特別養護老人ホーム 旭川緑苑	東旭川町上兵村 229 番地の 8	①	②	③							○				福祉保険部(長寿)
高齢者施設	ユニット型特別養護老人ホーム 旭川緑苑	東旭川町上兵村 229 番地の 8	①	②	③							○				福祉保険部(長寿)
高齢者施設	特別養護老人ホーム 宏生苑	東旭川町上兵村 556 番地の 4	①	②	③							○				福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム やすらぎ	東旭川町上兵村 32 番地の 2	①	②	③							○				福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム プランタン	東旭川町上兵村 464 番地の 1	①	②	③							○				福祉保険部(長寿)
高齢者施設	ケアハウス フォルテ	東旭川町上兵村 557 番地の 32	①	②	③							○				福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム やすらぎⅡ	東旭川町下兵村 254 番地の 3	①	②	③							○				福祉保険部(長寿)
高齢者施設	有料老人ホーム プランタン	東旭川町上兵村 464 番地の 1	①	②	③							○				福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム えがおの花	東旭川南 1 条 7 丁目 10 番 10 号	①	②	③							○				福祉保険部(長寿)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部	
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム あすか	東旭川南2条3丁目1番16号	①	②	③							○			福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム まごころ館	東旭川南2条3丁目2番19号	①	②	③							○			福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム プランタンⅡ	東旭川北1条4丁目15番26号	①	②	③							○			福祉保険部(長寿)
高齢者施設	高齢者向け共同住宅 グランデⅢ本館	東旭川北1条4丁目15番26号	①	②	③							○			福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 里日和	東旭川北1条5丁目9番13号	①	②								○			福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループハウス リポージⅡ	東旭川北1条5丁目6番5号	①	②	③							○			福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループハウス リポージⅢ	東旭川北2条5丁目8番16号	①	②	③							○			福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループハウス リポージⅤ	東旭川北2条5丁目8番16号	①	②	③							○			福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループハウス リポージⅥ	東旭川北3条5丁目1番30号	①	②	③							○			福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 希望のつぼみ豊岡	豊岡14条5丁目2番2号	①	②	③							○			福祉保険部(長寿)
高齢者施設	小規模多機能型居宅介護 旭山なかまの家	豊岡15条7丁目3番18号	①	②	③							○			福祉保険部(長寿)
障害児・者施設	さくら館101	東旭川北1条7丁目11番15号	—	—	—							○			福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム旭川旭親会	東旭川町下兵村425番地の1	—	—	—							○			福祉保険部(障害)
障害児・者施設	圭泉ホーム び〜い	東旭川町上兵村31番地の1		①	②							○			福祉保険部(障害)
障害児・者施設	旭川通勤寮さぽーと22	東旭川町上兵村226番地の6		①	②							○			福祉保険部(障害)
障害児・者施設	圭泉ホーム	東旭川町下兵村246番地		①	②							○			福祉保険部(障害)

施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部		
			F A X	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川	江丹別川
障害児・ 者施設	宿泊型自立訓練事 業所 なかま	東旭川町下兵村 251 番地の 13		①	②								○			福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	ぴあふる岩山	東旭川町豊田 296 番 地の 1	②	①	③							○				福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	6条館202	東旭川北 1 条 4 丁目 15 番 6 号リハティ		①	②							○				福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	6条館203	東旭川北 1 条 4 丁目 15 番 6 号リハティ		①	②							○				福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	ダイゼン505	東旭川北 1 条 5 丁目 7 番 10 号ぺんぎん館		①	②							○				福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	きりん館606	東旭川北 1 条 5 丁目 7 番 10 号ぺんぎん館		①	②							○				福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	さくら館404	東旭川北 1 条 6 丁目 8 番 5 号		①	②							○				福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	白くま館707	東旭川北 1 条 7 丁目 9 番 27 号		①	②							○				福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	ツインズ404	東旭川北 1 条 7 丁目 11 番 12 号グランコート 1.7	①	②	③							○				福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	ツインズ405	東旭川北 1 条 7 丁目 11 番 12 号グランコート 1.7		①	②							○				福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	さくら館202	東旭川北 1 条 7 丁目 11 番 14 号		①	②							○				福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	さくら館203	東旭川北 1 条 7 丁目 11 番 14 号		①	②							○				福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	さくら館303	東旭川北 1 条 7 丁目 11 番 15 号		①	②							○				福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	さくら館505	東旭川北 1 条 7 丁目 4 番 10 号-2		①	②							○				福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	ZOO101	東旭川北 1 条 7 丁目 1 番 22 号		①	②							○				福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	就労継続支援 B 型 事業所 オリーブの 樹	豊岡 14 条 6 丁目 8 番 6 号		①	②							○				福祉保険 部(障害)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部		
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川	江丹別川
障害児・者施設	児童発達支援・放課後等デイサービスでこぼこ	豊岡 14 条 7 丁目 3 番 8 号	—	—	—								○			福祉保険部(障害)
障害児・者施設	すてっぷ豊岡	豊岡 15 条 7 丁目 3 番 2 号神田ビル豊岡 1F	②	①	③								○			福祉保険部(障害)
高齢者施設	まごころ館	東旭川南 2 条 6 丁目 1 番 2 号	①	②	③								○			建築部
高齢者施設	サービス付き高齢者住宅 みやびの森	東旭川北 1 条 4 丁目 2 番 5 号	①	②	③								○			建築部
保育所	旭川市立日の出倉沼保育所	東旭川町日ノ出 612	①	②									○			子育て支援部
幼稚園	旭川幼稚園	東旭川町下兵村 424 番地	①	②	③								○			子育て支援部
認定こども園	認定こども園ののほな保育園	東旭川南 1 条 4 丁目 4 番 11 号	①	②	③								○			子育て支援部
認定こども園	幼保連携型認定こども園 東旭川こども園	東旭川南 1 条 6 丁目 8 番 5 号	①	②	③								○			子育て支援部
保育所	さくらんぼ保育園	東旭川北 3 条 5 丁目 1 番 36 号	①	②	③								○			子育て支援部
小学校	旭川第 1 小学校	東旭川町米原 713	—	—	—								○			学校教育部
小学校	旭川小学校	東旭川南 1 条 6 丁目	—	—	—								○			学校教育部
中学校	旭川中学校	東旭川南 1 条 6 丁目	—	—	—								○			学校教育部
病院	医療法人社団 慈成会 東旭川病院	東旭川町下兵村 254 番 5	①	②	③								○			保健所
高齢者施設	介護老人保健施設 ことぶき	東旭川町上兵村 35 番地の 5	①	②	③								○			保健所
高齢者施設	介護老人保健施設 みやびの森	東旭川町下兵村 320 番地の 18	①	②	③								○			保健所
病院	医療法人社団 旭川圭泉会病院	東旭川町下兵村 252 番地	①	②	③								○			保健所

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部		
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川		倉沼川	ポソ川
診療所	医療法人社団東旭川宏生会 林医院	東旭川南1条5丁目8番20号	①	②	③								○		保健所
診療所	医療法人社団 とくひろ整形外科クリニック	豊岡14条7丁目4番5号	①	②	③								○		保健所

## (12) 神楽地区

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部		
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川		倉沼川	ポソ川
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 希望のつぼみ花人街道	神楽岡13条3丁目3番8号	—	—	—		○	○	○						福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム ひだまり	神楽4条1丁目3番5号	①	②	③		○	○	○						福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム ひだまりの家	神楽4条1丁目2番4号	①	②	③		○	○	○						福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム かぐら	神楽5条11丁目3番10号	①	②	③		○	○	○						福祉保険部(長寿)
高齢者施設	高齢者グループホーム なごみ	神楽6条11丁目1番26号	①	②	③		○	○	○						福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ゆり神楽	神楽7条11丁目6番5号	①	②			○	○	○						福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム グループハウス 太陽と花	神楽岡11条4丁目1番5号	①	②	③			○							福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム 和の里	神楽岡12条3丁目1番16号	①	②	③		○	○	○						福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム いきいき和の里	神楽岡12条3丁目4番3号	①	②	③		○	○	○						福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 風花	神楽岡12条5丁目2番4号	①	②	③		○	○	○						福祉保険部(長寿)



施設 区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部		
			F A X	電 話	E メ ー ル	石 狩 川	忠 別 川	美 瑛 川	牛 朱 別 川	辺 別 川	永 山 新 川	ペ ー パ ン 川	倉 沼 川		ポ ン 川	江 丹 別 川
高齢者施 設	SOMPO ケア旭川神 楽岡 小規模多機能	神楽岡 14 条 3 丁目 3 番 1 号	①	②	③		○	○	○							福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	有料老人ホーム タ 焼けの丘	神楽岡 14 条 5 丁目 1 番 5 号	①	②	③		○	○	○							福祉保険 部(長寿)
高齢者施 設	住宅型有料老人ホー ム ほがらか	西御料 4 条 3 丁目 1 番 8 号	①	②	③			○								福祉保険 部(長寿)
障害児・ 者施設	ケンセイシャレバレッ ジ	神楽 5 条 1 丁目 2 番 9 号	—	—	—		○	○	○							福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	児童発達支援事業 所ネト	神楽岡 14 条 6 丁目 2 番 16 号	—	—	—		○	○	○							福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	生活介護事業所じゃ もん	神楽岡 14 条 6 丁目 2 番 16 号	—	—	—		○	○	○							福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	放課後等デイサービ スにいろ	神楽岡 14 条 6 丁目 2 番 16 号	—	—	—		○	○	○							福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	ケアホームに一な	神楽岡 14 条 6 丁目 2 番 17 号	—	—	—		○	○	○							福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	ショートステイに一な	神楽岡 14 条 6 丁目 2 番 17 号	—	—	—		○	○	○							福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	ケアホームに一わ	神楽岡 14 条 6 丁目 2 番 18 号	—	—	—		○	○	○							福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	ショートステイに一わ	神楽岡 14 条 6 丁目 2 番 18 号	—	—	—		○	○	○							福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	唐島Ⅰ, 唐島Ⅱ	神楽 5 条 4 丁目 4 番 17 号	③	①	②		○	○	○							福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	らいらっく	神楽 5 条 4 丁目 4 番 16 号 アリーナハイ ツ		①	②		○	○	○							福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	旭コーポ	神楽 5 条 7 丁目 2 番 24 号	③	①	②		○	○	○							福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	すきっぷ神楽2	神楽 5 条 11 丁目 2 番 8 号		①	②		○	○	○							福祉保険 部(障害)
障害児・ 者施設	神楽のぷかぷか	神楽 5 条 14 丁目 2 番 13 号 クレスト514 1 階左	③	②	①		○	○	○							福祉保険 部(障害)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部	
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポン川
障害児・者施設	サンハウス	神楽6条4丁目2番8号	③	①	②		○	○	○						福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ピア・こすもす	神楽6条5丁目6番4号		①	②		○	○	○						福祉保険部(障害)
障害児・者施設	すきっぷ神楽	神楽6条11丁目1番4号	③	①	②		○	○	○						福祉保険部(障害)
障害児・者施設	すぴか	神楽7条8丁目1番7号	③	①	②		○	○	○						福祉保険部(障害)
障害児・者施設	COLOR PIECE	神楽岡16条4丁目4番3号		①	②		○	○	○						福祉保険部(障害)
高齢者施設	ブルーテラス神楽	神楽2条9丁目2番27号	①	②	③		○	○							建築部
高齢者施設	けあらいふ神楽館	神楽3条8丁目2番15号	①	②	③		○	○	○						建築部
保育所	旭川のびろ保育園	神楽2条5丁目1番19号	①	②	③		○	○							子育て支援部
保育所	旭川市立神楽保育所	神楽4条8丁目	①	②	③		○	○	○						子育て支援部
放課後児童クラブ	神楽放課後児童クラブ	神楽5条8丁目神楽小学校敷地内	—	—	—		○	○	○						子育て支援部
放課後児童クラブ	神楽第二放課後児童クラブ	神楽5条8丁目2番1号エステイ神楽1階	—	—	—		○	○	○						子育て支援部
幼稚園	旭川白百合幼稚園	神楽6条1丁目1番2号	①	②	③		○	○	○						子育て支援部
放課後児童クラブ	神楽岡第二放課後児童クラブ	神楽岡14条3丁目2番11号	—	—	—		○	○	○						子育て支援部
保育所	神楽岡保育園	神楽岡14条4丁目44277	①	②	③		○	○	○						子育て支援部
小学校	神楽小学校	神楽5条8丁目	—	—	—		○	○	○						学校教育部
中学校	神楽中学校	神楽6条12丁目	—	—	—		○	○	○						学校教育部

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川		倉沼川	ポン川	江丹別川
小学校	神楽岡小学校	神楽岡 14 条 3 丁目	—	—	—		○	○		○						学校教育 部
高齢者施設	老人保健施設 かたくりの郷	神楽 3 条 4 丁目 2 番 14 号	①	②	③		○	○		○						保健所
高齢者施設	老人保健施設 グリーンライフ	神楽岡 14 条 7 丁目 1 番 1 号	①	②	③		○	○		○						保健所
病院	医療法人社団創成旭川南病院	神楽岡 14 条 7 丁目 1 番 1 号	①	②	③		○	○		○						保健所

## (13) 西神楽地区

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名							担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川		倉沼川	ポン川	江丹別川
高齢者施設	小規模多機能型居宅介護事業所 ホタル	西神楽南 2 条 2 丁目 699 番地の 1	①	②	③			○		○						福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	西神楽ナーシングホームほーぷ	西神楽南 2 条 2 丁目 250 番地の 31	①	②				○		○						福祉保険 部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム のあ	西神楽北 1 条 2 丁目 693 番地の 1	①	②	③			○		○						福祉保険 部(長寿)
認定こども園	幼保連携型認定こども園西神楽宮前こども園	西神楽南 1 条 1 丁目	—	—	—			○								子育て支 援部
中学校	西神楽中学校	西神楽南 2 条 4 丁目	—	—	—			○								学校教育 部
小学校	西神楽小学校	西神楽北 2 条 3 丁目	—	—	—			○		○						学校教育 部

## (14) 東鷹栖地区

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			F A X	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポソ川	江丹別川	
高齢者施設	ナーシング ナチュラル	東鷹栖 1 条 3 丁目 635 番地の 155	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホームぞう	末広 1 条 13 丁目 2 番 10 号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 大地	末広 1 条 11 丁目 1 番 12 号	①	②		○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ひすい	末広 2 条 5 丁目 5 番 7 号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	有料老人ホーム ありがとう末広	末広 2 条 13 丁目 1 番 20 号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム あんしん館 1	末広 2 条 14 丁目 1 番 19 号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム あんしん館 2	末広 2 条 14 丁目 1 番 22 号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホームらい鳥	末広 4 条 7 丁目 5 番 5 号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホームきれんじゃく	末広 5 条 7 丁目 1 番 11 号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	有料老人ホームあおぞら	末広 5 条 7 丁目 1 番 11 号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	短期入所生活介護事業所 末広たいせつの郷	末広東 1 条 13 丁目 2 番 34 号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	特別養護老人ホーム 末広たいせつの郷	末広東 1 条 13 丁目 2 番 34 号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム あるく	末広東 1 条 6 丁目	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
高齢者施設	グループホーム いちご畑	末広東 2 条 13 丁目 1 番 10 号	①	②	③	○											福祉保険部(長寿)
障害児・者施設	指定共同生活援助 パザパ	末広 3 条 12 丁目 3 番 15 号	—	—	—	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム心彩	末広 4 条 7 丁目 2 番 6 号	—	—	—	○											福祉保険部(障害)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ポソ川	江丹別川	
障害児・者施設	グループホーム あかしあ	東鷹栖 1 条 3 丁目 635 番地の 78	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	多機能型事業所リガール	東鷹栖 1 条 3 丁目 635 番地の 155	③	①	②	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	旭川アルム	東鷹栖 3 条 2 丁目 636 番地の 241	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム あかしあ末広	末広 2 条 6 丁目 10 番 6 号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	あかしあ労働福祉センター第 1 作業所	末広 2 条 13 丁目 6 番 17 号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	あかしあ労働福祉センター第 2 作業所	末広 2 条 13 丁目 6 番 17 号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	あかしあ労働福祉センター第 3 作業所	末広 2 条 13 丁目 6 番 17 号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ディアクティビティセンターあかしあ	末広 2 条 13 丁目 6 番 18 号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	せるぶコーポあかしあ	末広 2 条 13 丁目 7 番 4 号	①	②	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	せるぶコーポあかしあⅡ	末広 2 条 13 丁目 7 番 11 号	①	②	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	GENKIYA	末広 2 条 13 丁目 7 番 4 号	①	②	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	つばさ	末広 2 条 13 丁目 1156 番地の 271	②	③	①	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	晴れるやホーム	末広 3 条 4 丁目 11 番 15 号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	晴れるや	末広 3 条 4 丁目 7 番 11 号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	ショートステイつばさ	末広 4 条 7 丁目 264 番地の 61	②	③	①	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム ゆうわ	末広 5 条 6 丁目 3 番 12 号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)
障害児・者施設	グループホーム あゆむ	末広 5 条 6 丁目 2 番 13 号	②	①	③	○											福祉保険部(障害)

施設区分	施設名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			河川名								担当部			
			FAX	電話	Eメール	石狩川	忠別川	美瑛川	牛朱別川	辺別川	永山新川	ペーパン川	倉沼川		ボン川	江丹別川	
高齢者施設	SKたいせつの郷	末広東1条13丁目2番34号	—	—	—	○											建築部
認定こども園	しらかば認定こども園	末広2条8丁目1番11号	①	②	③	○											子育て支援部
認定こども園	幼保連携型認定こども園末広こまどり	末広2条13丁目1番8号	①	②	③	○											子育て支援部
放課後児童クラブ	末広北第二放課後児童クラブ	末広5条11丁目5番6号	—	—	—	○											子育て支援部
認定こども園	旭川あかしあ認定こども園	末広東2条9丁目1番5号	①	②	③	○											子育て支援部
小学校	陵雲小学校	末広1条7丁目	—	—	—	○											学校教育部
中学校	広陵中学校	末広2条7丁目	—	—	—	○											学校教育部
小学校	末広北小学校	末広5条11丁目3番7号	—	—	—	○											学校教育部
診療所	松本呼吸器・内科クリニック	末広1条10丁目1番25号	①	②	③	○											保健所
高齢者施設	医療法人社団博彰会 末広中央介護医療院	末広3条4丁目1番5号	①	②	③	○											保健所
診療所	フクダ クリニック	末広5条7丁目1番1号	①	②		○											保健所

## 2 土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段 (優先順)			担当部
			FAX	電話	Eメール	
高齢者施設	特別養護老人ホーム 緑が丘あさひ園	緑が丘東1条2丁目1番21号	①	②	③	福祉保険部 (長寿)
高齢者施設	特別養護老人ホーム 緑が丘あさひ園(ユニット型)	緑が丘東1条2丁目1番21号	①	②	③	福祉保険部 (長寿)
障害児・者施設	セルブ豊里	神居町豊里130番地の1	①	②	③	福祉保険部 (障害)

## 4-6 指定避難所等一覧

## 指定避難所

地区名	施設名	所在地	洪水時	備考
西	日章小学校	6条通5丁目	2階以上	
	新町小学校	4条西3丁目	3階以上	
	青雲小学校	曙1条2丁目	2階以上	
	旭川高等支援学校	5条西5丁目	3階以上	
	旭川商業高等学校	曙3条3丁目	2階以上	
大成	旭川東高等学校	6条通11丁目		
	旧北都中学校	7条通16丁目	2階以上	
	知新小学校	8条通13丁目	2階以上	
	中央中学校	10条通11丁目	2階以上	家屋倒壊等氾濫想定区域
	旭川理容美容専門学校	4条通12丁目		
東	朝日小学校	5条通21丁目		
	東部住民センター	東光5条2丁目		
	東光中学校	東光8条2丁目		
	千代田小学校	東光8条3丁目		
	東町小学校	豊岡3条1丁目		
	光陽中学校	豊岡3条1丁目		
	旭川龍谷高等学校	豊岡5条4丁目		
	豊岡小学校	豊岡10条3丁目		
	豊岡地区センター	豊岡11条3丁目		
	啓明小学校	南2条通22丁目		
	啓明地区センター	南5条通25丁目		
東旭川	東栄小学校	東光4条6丁目		
	旭川第3小学校	東光8条8丁目		
	東明中学校	東光16条7丁目		
	東光小学校	東光17条6丁目		
	東陽中学校	豊岡2条7丁目		
	共栄小学校	豊岡2条10丁目		
	愛宕東小学校	豊岡7条9丁目		
	愛宕小学校	豊岡8条6丁目		
	愛宕中学校	豊岡8条10丁目		
	旭川小学校	東旭川南1条6丁目		
	東旭川農村環境改善センター	東旭川町上兵村		
	旧旭川第2中学校	東旭川町共栄		
	旧旭川第2小学校	東旭川町旭正		
	ぴあふる岩山(旧旭川第4小学校)	東旭川町豊田		家屋倒壊等氾濫想定区域
	旭川第5小学校(併設 桜岡中)	東旭川町東桜岡		
	東旭川公民館日の出分館	東旭川町日ノ出		
	東旭川公民館瑞穂分館	東旭川町瑞穂		家屋倒壊等氾濫想定区域 ※土砂災害時使用不可
	旭川第1小学校	東旭川町米原	使用不可	
	旭川中学校	東旭川南1条6丁目		

地区名	施設名	所在地	洪水時	備考
北星	大有小学校	旭町1条6丁目	2階以上	
	北光小学校	旭町1条16丁目		
	北星地区センター	旭町2条8丁目		
	大町小学校	大町1条1丁目	2階以上	家屋倒壊等氾濫想定区域
	旭川西高等学校	川端町5条9丁目	3階以上	
	北門中学校	錦町15丁目	2階以上	
	旭川北高等学校	花咲町3丁目	2階以上	
	旭川藤星高等学校	花咲町6丁目	3階以上	
	北海道教育大学旭川校	北門町9丁目	2階以上	
	旭川明成高等学校	緑町14丁目	2階以上	
	近文小学校	緑町17丁目	3階以上	
春光	啓北中学校	春光2条7丁目		
	北海道教育大学附属旭川小学校	春光4条1丁目		
	北海道教育大学附属旭川中学校	春光4条2丁目		
	北部住民センター	春光5条4丁目		
	北鎮小学校	春光6条6丁目		
	高台小学校	春光台4条4丁目		
	旭川工業高等専門学校	春光台2条2丁目		
	春光台地区センター	春光台3条5丁目		
	春光台中学校	春光台5条3丁目		
	福祉村地域交流ホーム YOU	春光台3条10丁目		
	春光小学校	末広1条1丁目	2階以上	
	六合中学校	末広3条2丁目	2階以上	
	末広小学校	末広6条2丁目		
	旭川実業高等学校	末広8条1丁目		
	北星中学校	住吉5条1丁目		
	向陵小学校	住吉5条1丁目		
東鷹栖	陵雲小学校	末広1条7丁目		
	末広地区センター	末広2条4丁目		
	広陵中学校	末広2条7丁目		
	末広地域活動センター	末広東2条9丁目	使用不可	
	末広北小学校	末広5条11丁目		
	東鷹栖中学校	東鷹栖4条5丁目		
	近文第1小学校	東鷹栖3線10号		
	近文第2小学校	東鷹栖4線16号		
	東鷹栖農村活性化センター	東鷹栖10線16号		
東鷹栖公民館第3分館	東鷹栖10線21号			



地区名	施設名	所在地	洪水時	備考
新旭川	新富小学校	新富2条2丁目		
	正和小学校	大雪通8丁目	2階以上	
	明星中学校	東5条1丁目	3階以上	家屋倒壊等氾濫想定区域
	東五条小学校	東5条5丁目	2階以上	
	新旭川地区センター	東6条4丁目	2階以上	
永山	旭川大学・旭川大学短期大学部	永山3条23丁目		
	永山小学校	永山5条18丁目		
	永山住民センター	永山7条4丁目		
	永山西小学校	永山7条11丁目		
	旭川大学高等学校	永山7条16丁目		
	永山中学校	永山7条19丁目		
	永山南小学校	永山9条6丁目		
	旭川永嶺高等学校	永山町3丁目		
	永山南中学校	永山町5丁目		
	永山東小学校	永山町13丁目		
	永山新川管理センター	永山町13丁目		
	旭川農業高等学校	永山町14丁目		
神楽	神楽小学校	神楽5条8丁目	3階以上	
	神楽中学校	神楽6条12丁目	3階以上	
	道北地域旭川地場産業振興センター	神楽4条6丁目	使用不可	
	緑新小学校	神楽岡4条5丁目		
	神楽岡地区センター	神楽岡12条2丁目	2階以上	
	神楽岡小学校	神楽岡14条3丁目	2階以上	
	西御料地小学校	西御料1条2丁目		
	緑が丘住民センター	緑が丘3条3丁目		
	緑が丘小学校	緑が丘3条4丁目		
	緑が丘中学校	緑が丘3条4丁目		
	旭川医科大学	緑が丘東2条1丁目		
	旭川南高等学校	緑が丘東3条3丁目		
	旭川工業高等学校	緑が丘東4条1丁目		
西神楽	旧聖和小学校	西神楽1線18号	使用不可	家屋倒壊等氾濫想定区域
	西神楽公民館就実分館	西神楽1線31号		
	旧千代ヶ岡小学校	西神楽3線25号	2階以上	
	西神楽小学校	西神楽北2条3丁目	2階以上	
	西神楽市民交流センター	西神楽南2条3丁目	使用不可	
	西神楽中学校	西神楽南2条4丁目	2階以上	

地区名	施設名	所在地	洪水時	備考
神居	神居東小学校	神居1条17丁目	2階以上	
	神居住民センター	神居2条17丁目	2階以上	
	神居中学校	神居4条5丁目	2階以上	
	神居小学校	神居4条6丁目	2階以上	
	神居東中学校	神居4条19丁目	2階以上	
	旧雨紛中学校	神居町雨紛		
	雨紛小学校	神居町雨紛		
	神居公民館上雨紛分館	神居町上雨紛		
	西神居会館	神居町神居古潭		
	旧神居古潭小学校（併設 旧神居古潭中）	神居町神居古潭		
	台場小学校	神居町台場		
	富沢小学校	神居町富沢		
	セルブ豊里（旧豊里小中学校）	神居町豊里		土砂災害時の使用不可
	旧旭川北都商業高等学校	台場2条1丁目	2階以上	家屋倒壊等氾濫想定区域
	忠和中学校	忠和1条4丁目	使用不可	家屋倒壊等氾濫想定区域
	忠和小学校	忠和4条4丁目	使用不可	
忠和地区センター	忠和5条5丁目	使用不可		
江丹別	嵐山小学校（併設 嵐山中）	江丹別町嵐山		
	江丹別小学校（併設 江丹別中）	江丹別町中央		
	江丹別市民交流センター	江丹別町中央		
	嵐山中央会館	江丹別町嵐山		
	若者の郷	江丹別町中央		

## 指定福祉避難所

市立小学校・中学校の各保健室

## 指定緊急避難場所（一時避難場所（屋外））

地区名	施設名	所在地	対象とする事象等				
			洪水	内水 氾濫	土砂 災害	大規模 火災等	地震
大成	大成公園	8条通14丁目	×	○	○	○	○
大成・東	宮前公園	宮前2条1丁目～3丁目	×	○	○	○	○
東	きほく公園	9条通22丁目	×	×	○	○	○
	東光ふれあい公園	東光6条4丁目	○	○	○	○	○
	豊岡公園	豊岡6条3丁目	○	○	○	○	○
新旭川	新富公園	新富3条2丁目	×	○	○	○	○
	金星公園	東3条6丁目	×	×	○	○	○
北星	旭岡公園	旭岡5丁目	○	○	○	○	○
春光	春光園	春光5条7丁目	×	○	○	○	○
	千代の山公園	春光台3条3丁目	○	○	○	○	○
	春の台公園	春光台5条1丁目	○	○	○	○	○
	鷹実公園	末広8条3丁目	○	○	○	○	○
神居	かむい中央公園	神居2条7丁目	×	×	○	○	○
	神居東公園	神居4条20丁目	×	○	○	○	○
	はず池公園	神居9条6丁目及び神居町神岡	○	○	○	○	○
永山	永山しらかば公園	永山9条1丁目	×	×	○	○	○
	永山公園	永山9条8丁目	×	○	○	○	○
	永楽公園	永山北4条6丁目	×	○	○	○	○
	いこい公園	流通団地3条4丁目	○	○	○	○	○
東旭川	日ノ出公園	工業団地3条2丁目	×	×	○	○	○
	日ノ出北公園	工業団地5条2丁目	×	×	○	○	○
	東光公園	東光1・2条8丁目	○	○	○	○	○
	共栄公園	東光6条10丁目	○	○	○	○	○
	千代田公園	東光13条8丁目	○	○	○	○	○
	東部中央公園	東光18条4丁目及び東光20～22条5丁目	○	○	○	○	○
	豊岡東公園	豊岡10条9丁目	○	○	○	○	○
	旭山公園	東旭川町倉沼	○	○	○	○	○
神楽	東旭川屯田公園	東旭川南1条6丁目	×	×	○	○	○
	旭神中央公園	旭神1条4丁目	×	×	○	○	○
	忠別公園	神楽1条6丁目	×	×	○	○	○
	クリスタルパーク	神楽3条7・8丁目	×	×	○	○	○
	ごりょう公園	西御料2条2丁目	○	○	○	○	○
	神陵公園	緑が丘3条3丁目	○	○	○	○	○
	緑が丘西緑地	緑が丘5条1丁目	○	○	○	○	○
	緑の沢公園	緑が丘東4・5条3丁目	○	○	○	○	○
西神楽	西御料公園	緑が丘南2条1丁目	○	○	○	○	○
	西神楽公園	西神楽南1条1丁目	○	○	○	○	○
東鷹栖	鷹の巣公園	春光台3条8丁目	○	○	○	○	○
	末広中央公園	末広3条10・11丁目	×	○	○	○	○
	末広北公園	末広5条12丁目	×	○	○	○	○
	末広東公園	末広東3条5丁目	×	○	○	○	○
	東鷹栖いなほ公園	東鷹栖4線10号	○	○	○	○	○

## 指定緊急避難場所（一時避難場所（屋内））

地区名	施設名	所在地	対象とする事象等				
			洪水	内水氾濫	土砂災害	大規模火災等	地震
西	新町小学校（2階以上の階）	4条西3丁目	○ （3階以上）	○	—	—	—
	旭川高等支援学校（2階以上の階）	5条西5丁目	○ （3階以上）	○	—	—	—
中央	ホテルルートイン旭川駅前1条通の指定された部分	1条通6丁目	○	○	○	○	○
	ホテルルートイングランド旭川駅前前の指定された部分	宮下通8丁目	○	○	○	○	○
大成	メガセンタートライアル旭川店（屋上駐車場）	6条通14丁目	○				
北星	大町小学校（2階以上の階）	大町1条1丁目	○	○	—	—	—
	旭川西高等学校（2階以上の階）	川端町5条9丁目	○ （3階以上）	○	—	—	—
	北門中学校（2階以上の階）	錦町15丁目	○	○	—	—	—
	旭川明成高等学校（2階以上の階）	緑町14丁目	○	○	—	—	—
	近文小学校（2階以上の階）	緑町17丁目	○	○	—	—	—
	ベルクラシック旭川（2階以上の階）	本町2丁目	○	○	—	—	—
	イオンモール旭川西店（3階屋内駐車場及び屋上駐車場）	緑町23丁目	○	○	—	—	—
新旭川	明星中学校（2階以上の階）	東5条1丁目	○ （3階以上）	○	—	—	—
東旭川	旭川21世紀の森ログハウス	東旭川町瑞穂	○	○	○		○
神楽	神楽小学校（2階以上の階）	神楽5条8丁目	○ （3階以上）	○	—	—	—
	神楽中学校（2階以上の階）	神楽6条12丁目	○ （3階以上）	○	—	—	—
	神楽岡小学校（2階以上の階）	神楽岡14条3丁目	○	○	—	—	—
	旭川ベルコ会館	神楽2条10丁目	○	○	—	—	—
	クィーンズK（2階）	神楽1条9丁目	○	○	—	—	—
	大雪アリーナ（2階）	神楽4条7丁目	○	○	—	—	—
	パーラートーエー神楽店（2階以上の階）	神楽5条9丁目	○	○	—	—	—
	杜のSPA神楽	神楽3条12丁目	○	○	—	—	—
	旭川宮前保育園	神楽2条12丁目	○	○	—	—	—
	神楽市民交流センター（2階）	神楽3条6丁目	○	○	—	—	—
	道北地域旭川地場産業振興センター（2階）	神楽4条6丁目	—	○	—	—	—
緑のセンター	神楽岡公園	○	○	—	—	—	

地区名	施設名	所在地	対象とする事象等				
			洪水	内水 氾濫	土砂 災害	大規模 火災等	地震
忠和	忠和中学校（2階以上の階）	忠和1条4丁目	—	○	—	—	—
	忠和小学校（2階以上の階）	忠和4条4丁目	—	○	—	—	—
神居	豊西会館	神居町豊里	○	○	—	—	—
	旭川市消防団第19分団詰所	神居町豊里	○	○	○	—	—

## 指定一時避難場所（広域避難場所）

地区名	施設名	所在地	対象とする事象等				
			洪水	内水 氾濫	土砂 災害	大規模 火災等	地震
中央	常磐公園	常磐公園	×	×	○	○	○
東旭川	東光スポーツ公園	東光21～27条7・8丁目及び東光22～27条9丁目	○	○	○	○	○
東旭川	東豊公園	豊岡12条11丁目	×	×	○	○	○
北星	花咲スポーツ公園	花咲町1～5丁目	×	○	○	○	○
春光	春光台公園	字近文5・6線3号～5線5号	○	○	○	○	○
永山	永山中央公園	永山6条17・18丁目	○	○	○	○	○
神楽	神楽岡公園	神楽岡公園	○	○	○	○	○
神居	忠和公園	神居町忠和	×	×	○	○	○

## 緊急時の避難に活用可能な河川空間

地区名	施設名	所在地	備考
中央	忠別広場	南6条通17丁目，南7条通17・18丁目，南8条通19～24丁目	水害時の使用不可
	神楽橋下流右岸広場	宮前通7丁目～9丁目，宮前2条1～3丁目，南6条通17丁目	水害時の使用不可
新旭川	金星橋上流左岸広場	東3条8～11丁目及び新富1条1・2丁目	水害時の使用不可
北星	新橋下流右岸広場	川端町4条4～6丁目	水害時の使用不可
	旭橋上流右岸広場	大町1条1丁目～旭町1条1丁目	水害時の使用不可
春光	花咲大橋上流右岸広場	花咲町6・7丁目及び末広東3条1丁目	水害時の使用不可
神居	旭川大橋左岸広場	神居1条1～4丁目及び忠和3条7・8丁目	水害時の使用不可
	雨紛広場	神居町雨紛	水害時の使用不可
永山	秋月橋左岸広場	流通団地2条2丁目～新富1条3丁目	水害時の使用不可
	永山橋左岸広場	永山北3条8丁目	水害時の使用不可
神楽	西神楽広場	神楽岡14条6丁目及び神楽岡15条5丁目	水害時の使用不可
	平成大橋上流右岸広場	神楽岡16条3・4丁目，神楽岡15条5丁目，神楽7条13・14丁目	水害時の使用不可
	両神橋下流右岸広場	神楽4～6条1丁目及び神楽6条2～4丁目	水害時の使用不可
東鷹栖	北旭川大橋下流右岸広場	末広東2条9～11丁目及び末広東3条4～12丁目	水害時の使用不可

## 4-7 避難施設と要配慮者利用施設等を結ぶ避難路候補一覧

避難経路候補（令和2年6月1日現在）

道路名	道路名
国道12号	3・4条間西2丁目1号線
国道12号（旭川新道）	4条西・曙2条道路線
国道39号	4条西3丁目・曙1条3丁目間1号線
国道40号	4条西4丁目1号線
国道237号	4・8条西道路線
道道愛別当麻旭川線	5条西1・4丁目間1号線
道道旭川旭岳温泉線	5条西6丁目・6条西1丁目間1号線
道道旭川芦別線	5・9条間西2丁目1号線
道道旭川環状線	6条西1・6丁目間1号線
道道旭川多度志線	7条西1・5丁目間1号線
道道旭川停車場線	8条西4丁目1号線
道道旭川幌加内線	旭西橋通線
道道上雨紛台場線	昭和通2号線
道道北旭川停車場線	緑橋通1号線
道道北旭川停車場永山線	平和通歩行者専用道路
道道新旭川停車場線	永隆橋通線
道道新開旭川線	中央橋通線
道道新開西神楽停車場線	大正橋斜線通線
道道鷹栖東神楽線	大正橋連絡道路線
道道近文停車場線	宮下通2号線
道道東旭川停車場線	宮下・1条間仲通線
道道東川旭川線	宮下・1条間仲通2号線
道道東川東神楽旭川線	宮下通6丁目・宮前通西間1号線
道道瑞穂旭川停車場線	宮下通11丁目・宮前通西間1号線
亀吉1・3条間1丁目2号線	1条通線
亀吉2条1・2丁目間1号線	2条通線
亀吉3条1丁目1号線	2・3条間仲通線
亀吉団地道路線	3条通線
曙1条通線	4条通線
曙1条1丁目・2条3丁目間1号線	4条通25丁目・東光12条道路線
曙1条4・7丁目道路線	4・5条間仲通2号線
曙1条5丁目・北2条8丁目間1号線	4条斜線9条通線
曙1・2条間6丁目1号線	5条通1号線
曙2・3条間6丁目1号線	5・6条間仲通3号線
曙2条4丁目・3条3丁目間1号線	5・6条通22・24丁目道路線
2条西2丁目・曙1条2丁目間1号線	6条通線
2条西3丁目1号線	6条通24・25丁目道路線
3条西1・3丁目間1号線	6・7条間仲通4号線

道 路 名	道 路 名
6・9条斜線通線	南6・9条通間25丁目1号線
7条公園通線	南8条通26丁目1号線
7条通2号線	豊岡1・2丁目間通1号線
7条通3号線	豊岡1・4条斜線通線
7・8条間仲通2号線	豊岡2条道路2号線
7・8条間仲通3号線	豊岡2条6丁目1号線
7・8条間仲通4号線	豊岡2条7丁目4号線
7・8条間仲通5号線	豊岡2条7丁目6号線
8条通2号線	豊岡2・3条間7丁目2号線
8条通4号線	豊岡3条3丁目1号線
8条通5号線	豊岡3条5丁目1号線
8・9条間仲通4号線	豊岡3条5丁目2号線
9条通21丁目・10条通20丁目間1号線	豊岡3条5丁目3号線
9条通21・23丁目間1号線	豊岡3条6丁目1号線
10条通線	豊岡3条7丁目1号線
10条通19・23丁目間1号線	豊岡4条4・5丁目間1号線
10・11条通間20丁目1号線	豊岡4条5丁目4号線
1丁目横通線	豊岡4・5条間4丁目1号線
4・5丁目間横通線	豊岡4・7条間2丁目1号線
5・6丁目間横通線	豊岡4・14条斜線通線
10・11丁目間横通1号線	豊岡5・6条間4丁目1号線
10・11丁目間横通2号線	豊岡6条道路1号線
11・12丁目間横通線	豊岡6条8・9丁目間1号線
13・14丁目間横通2号線	豊岡6・7条間8丁目5号線
16・17丁目間横通線	豊岡8条1丁目1号線
17・18丁目間横通線	豊岡8条1丁目2号線
19・20丁目間横通1号線	豊岡8条2・3丁目間1号線
20・21丁目間横通線	豊岡8条6丁目1号線
21・22丁目間横通線	豊岡8条6丁目3号線
21・22丁目間道路1号線	豊岡8・11条間1丁目1号線
21・22丁目間道路2号線	豊岡8・9条間7丁目1号線
常盤通1・3丁目間1号線	豊岡9条3丁目1号線
常盤通2丁目・中常盤町2丁目間1号線	豊岡9条8・9丁目間1号線
常盤通2丁目1号線	豊岡9・10条間5丁目1号線
南1条・宮下通間18・23丁目道路線	豊岡9・12条間3丁目1号線
南1条通21・23丁目間1号線	豊岡11条10丁目1号線
南1・5条通間21丁目1号線	豊岡12条1丁目1号線
南5条通24・26丁目間1号線	豊岡13・14条間5丁目1号線
南5条通25丁目3号線	豊岡13条4丁目2号線
南6条通線	豊岡13条5丁目・14条4丁目間1号線
南6条通2号線	豊岡15条7丁目4号線

道 路 名	道 路 名
豊岡2丁目道路1号線	東光16条6丁目1号線
豊岡2丁目道路2号線	東光16条8・9丁目間1号線
豊岡4丁目道路線	東光18条6・7丁目間道路線
永山東光2号線	東光19・26条間6丁目1号線
東光・豊岡2丁目道路線	東光20条5丁目2号線
東光1条9丁目2号線	東光3丁目道路線
東光1・5条間1丁目1号線	東光4丁目道路線
東光2条2・3丁目間2号線	東光南線
東光2・4条間5丁目2号線	東光北線
東光3条4・5丁目間2号線	東旭川南1条2丁目1号線
東光4条道路1号線	東旭川南1条2・3丁目間1号線
東光4条6丁目1号線	東旭川南1条4丁目6号線
東光4・5条間6丁目1号線	東旭川南1条4・5丁目間3号線
東光4・5条間6丁目2号線	東旭川南1条6丁目3号線
東光5条6丁目1号線	東旭川南1条6・7丁目間1号線
東光5条10丁目2号線	東旭川南1条7丁目4号線
東光6条1丁目2号線	東旭川南2条3丁目1号線
東光7条道路線	東旭川北1条4・5丁目間2号線
東光7条8丁目3号線	東旭川北1条5丁目2号線
東光7・9条間8丁目1号線	東旭川北1条6丁目4号線
東光8条7丁目1号線	東旭川北1条7丁目2号線
東光8条8丁目1号線	東旭川北1条7丁目3号線
東光8・9条間2丁目1号線	東旭川北1条7丁目4号線
東光8・9条間3丁目1号線	東旭川北1条7丁目5号線
東光9条道路線	東旭川北1・3条間6丁目1号線
東光9条1丁目4号線	東旭川北2条5丁目1号線
東光9条2丁目2号線	旭川小学校横道路線
東光10条2丁目4号線	北2丁目道路線
東光10条4丁目1号線	北仲通1号線
東光10条4丁目2号線	風防林道路線
東光10・18条間7丁目1号線	上4号・南4丁目道路線
東光11条2丁目2号線	上8号道路1号線
東光11・18条間6丁目1号線	上兵村
東光13条6・7丁目間2号線	上兵村・北1条4丁目道路線
東光13条8・9丁目間1号線	上兵村2号線
東光14・18条間6丁目1号線	上兵村・日ノ出3号線
東光15条3丁目1号線	下2号道路2号線
東光15条3丁目2号線	下3号線
東光15条道路線	下4号・南1丁目道路線
東光15・16条間3丁目1号線	下5号・南2丁目道路線
東光16条3丁目1号線	下6号・南3丁目道路線



道 路 名	道 路 名
下兵村13号線	大町1条13・15丁目間2号線
日ノ出11号線	大町1条15・19丁目間1号線
倉沼・日ノ出道路線	大町2条1丁目1号線
倉沼・豊岡7条道路線	大町2条11丁目1号線
旭山道路線	大町2条14丁目2号線
旭神2条1・2丁目間2号線	大町2条15丁目2号線
旭神2条2丁目2号線	川端線
旭神町・西神楽2線5号道路線	川端町3条6丁目1号線
旭神1号線	川端町4条6丁目1号線
旭神町7号線	川端町4条6・7丁目間1号線
旭神町10号線	北門線
旭町・川端町間道路線	北門町8・9丁目間2号線
旭町・大町1丁目道路線	北門町9丁目3号線
旭町・大町8丁目道路線	北門町15・19丁目道路線
旭町・北門町9丁目道路線	錦町16丁目1号線
旭町1条1・3丁目間1号線	錦町16丁目3号線
旭町1条3丁目1号線	錦町17丁目4号線
旭町1条4丁目1号線	錦町19・21丁目間2号線
旭町1条4・5丁目間1号線	錦町20丁目5号線
旭町1条5丁目・川端町3条5丁目間1号線	錦町通線
旭町1条13・15丁目間2号線	錦町緑町11・19丁目道路線
旭町1条15・16丁目間2号線	緑町16丁目1号線
旭町1条16丁目・北門町16丁目間1号線	緑町16丁目2号線
旭町1条16丁目1号線	緑町17丁目3号線
旭町1条16丁目3号線	緑町19丁目1号線
旭町1条18・19丁目間2号線	近文駅前道路線
旭町1条19・20丁目間2号線	近文公園道路線
旭町1条20丁目1号線	近文町17丁目2号線
旭町2条1丁目・大町2条1丁目間1号線	近文町24・25丁目間2号線
旭町2条6丁目・大町2条6丁目間2号線	近文町24・25丁目間3号線
旭町2条7・9丁目間1号線	近文町25丁目・緑町25丁目間1号線
旭町2条9丁目・大町2条9丁目間1号線	旭岡1丁目2号線
旭町2条11丁目・大町2条11丁目間1号線	旭岡1丁目3号線
旭町2条18丁目・大町2条18丁目間1号線	旭岡1丁目8号線
大町・住吉町間横通線	旭岡4・6丁目間1号線
大町・川端町間道路線	旭岡5丁目2号線
大町・北門町13丁目道路線	旭岡6丁目1号線
大町・緑町通線	旭岡道路線
大町1条3・10丁目間2号線	住吉町1・5条間1号線
大町1条10・11丁目間2号線	住吉町2条2号線
大町1条13・15丁目間1号線	住吉町3条2号線

道 路 名	道 路 名
春光町1区・住吉町道路線	春光台3・4条間8丁目1号線
春光町1区3・10条間2号線	春光台3・4条間9丁目1号線
春光町1区3条4号線	春光台3・4条間9丁目2号線
春光町1号線	春光台4条1・3丁目間3号線
春光町2区1・10条間1号線	春光台4条4丁目6号線
春光町2区3条1号線	春光台5条2丁目1号線
春光町3区4条1号線	春光台5条2丁目5号線
春光町3区4・9条間1号線	春光台5条2丁目道路線
春光町3区道路線	春光台5条2・3丁目間1号線
4区・春光6区3丁目道路線	春光台5条2・3丁目間2号線
4区1条1・4丁目間1号線	春光台5条2・3丁目間3号線
4区2条1・2丁目間1号線	春光台5条2・3丁目間5号線
4区2条3・6丁目間1号線	春光台5条3丁目2号線
4区2・3条間2丁目1号線	春光台5条3丁目4号線
春光5区1・4条間5丁目1号線	春光台3丁目道路線
春光5区2条1・6丁目間1号線	春光高台線
春光5区4条5・6丁目間1号線	春光東鷹栖通線
春光6区3条3・6丁目間1号線	鷹栖公園横道路線
春光6区3・4条間1丁目1号線	福祉幹線道路線
春光6区3・4条間2丁目1号線	末広1条道路線
春光6区4条1丁目1号線	末広1条1丁目1号線
6区大通線	末広1条2丁目2号線
春光4条4丁目1号線	末広1条2・3丁目間1号線
春光4条4丁目2号線	末広1条3丁目2号線
春光園道路線	末広1条10・12丁目間1号線
春光台・末広間道路線	末広1条10・12丁目間5号線
春光台1条1丁目1号線	末広1条13・15丁目間1号線
春光台1条1・2丁目間1号線	末広1・2条間1丁目1号線
春光台1条6・8丁目間3号線	末広1・2条間1丁目2号線
春光台1条6丁目・2条4丁目間1号線	末広1・2条間2丁目1号線
春光台1条道路線	末広1・2条間7丁目1号線
春光台1・2条間5丁目2号線	末広1・2条間10丁目1号線
春光台3条2・3丁目間1号線	末広1・7条道路線
春光台3条4・6丁目間1号線	末広2条4丁目1号線
春光台3条6丁目・4条9丁目間1号線	末広2条4・5丁目間1号線
春光台3条7・9丁目間1号線	末広2条4・5丁目間5号線
春光台3条9丁目2号線	末広2条13・15丁目間3号線
春光台3・4条間1丁目1号線	末広2条14・15丁目間1号線
春光台3・4条間2丁目2号線	末広2条通線
春光台3・4条間3丁目1号線	末広2条道路1号線
春光台3・4条間5丁目4号線	末広3・4条間1丁目1号線

道 路 名	道 路 名
末広3・4条間2丁目1号線	末広東2条4・6丁目間2号線
末広3・4条間4丁目1号線	末広東2条7丁目4号線
末広3・4条間7丁目1号線	末広東2条8丁目1号線
末広3条1・3丁目間1号線	末広東2条8丁目4号線
末広3条2・3丁目間2号線	末広東2・3条間5丁目1号線
末広3条4丁目2号線	末広東6丁目道路線
末広3条4・6丁目間1号線	花咲町1丁目1号線
末広4条7・9丁目間3号線	花咲町1丁目2号線
末広4条道路線	花咲町1丁目7号線
末広5条10・12丁目間1号線	花咲通線
末広5条11丁目1号線	東鷹栖1条3丁目1号線
末広5・6条間7丁目1号線	東鷹栖1・2条間3丁目1号線
末広5・6条間10丁目1号線	東鷹栖4条4・5丁目間1号線
末広5・6条間11丁目1号線	東鷹栖1線10号1号線
末広5・7条間2丁目1号線	東鷹栖2線10号11号線
末広5条4・6丁目間2号線	東鷹栖4線10号5号線
末広5条4・6丁目間3号線	2線道路2号線
末広5条道路線	10号道路2号線
末広6条1丁目2号線	11号道路1号線
末広6条1・3丁目間1号線	19号道路2号線
末広6条2・3丁目間1号線	神楽1条11丁目4号線
末広6条7丁目1号線	神楽2条4・8丁目間1号線
末広6条7丁目2号線	神楽2条道路線
末広7条4・6丁目間1号線	神楽3条2・3丁目間1号線
末広8条2・3丁目間1号線	神楽3条4丁目3号線
末広8条3丁目3号線	神楽3・4条間12丁目2号線
末広8条5丁目1号線	神楽4・14丁目連絡道路線
末広1丁目道路線	神楽5条1・3丁目間1号線
末広4丁目道路線	神楽5条11丁目1号線
末広7丁目道路線	神楽5条1丁目1号線
末広横通線	神楽5条4丁目1号線
末広高台通線	神楽5条6丁目・6条7丁目間1号線
末広東1条1・2丁目間1号線	神楽5条7丁目1号線
末広東1条10・12丁目間2号線	神楽5・6条道路線
末広東1・2条間7丁目1号線	神楽5・6条間4丁目1号線
末広東1・2条道路線	神楽5・6条間4丁目3号線
末広東1・3条間1丁目1号線	神楽5・6条間7丁目1号線
末広東1・3条間2丁目1号線	神楽6条11丁目3号線
末広東2条1・3丁目間2号線	神楽7条11丁目1号線
末広東2条9丁目3号線	神楽岡3条5・7丁目間1号線
末広東2条9丁目4号線	神楽岡4条5・6丁目間1号線

道 路 名	道 路 名
神楽岡5条5丁目3号線	西御料地通線
神楽岡6・7条間5丁目2号線	西御料4条3丁目1号線
神楽岡6・7条間5丁目3号線	西神楽公園道路線
神楽岡7条5・6丁目間2号線	西神楽南1条1丁目1号線
神楽岡7・9条間3丁目1号線	西神楽南1・2条間2丁目1号線
神楽岡8条4丁目2号線	西神楽南2条2・3丁目間1号線
神楽岡8条5・6丁目間3号線	西神楽南2条3丁目1号線
神楽岡8・12条間1丁目1号線	西神楽北1条1丁目・4線13号道路線
神楽岡8・9条間5丁目2号線	西神楽北2条1丁目4号線
神楽岡9条道路線	西神楽北2条2丁目3号線
神楽岡10条5・6丁目間1号線	西神楽3丁目道路線
神楽岡10・13条間3丁目1号線	西神楽1線12号道路線
神楽岡11条3・4丁目間1号線	西神楽2線5号18号線
神楽岡11条7・9丁目間1号線	西神楽2・4線12号道路線
神楽岡12条3・4丁目間1号線	西神楽3線5号2号線
神楽岡12条3・4丁目間2号線	西神楽3線5号5号線
神楽岡12条5・6丁目間1号線	西神楽3線6号7号線
神楽岡13条3・4丁目間1号線	西神楽4線5号2号線
神楽岡14条3・4丁目間1号線	神居1条15丁目1号線
神楽岡14条3・4丁目間2号線	神居1条16丁目1号線
神楽岡14条3・4丁目道路線	神居1条16丁目2号線
神楽岡14条6丁目1号線	神居1条17丁目1号線
神楽岡15・16条間3丁目1号線	神居1条1丁目1号線
神楽岡16条3・4丁目間1号線	神居1・2条間1丁目1号線
神楽岡1号線	神居1・2条間1丁目2号線
神楽岡2丁目道路線	神居1・2条間4丁目1号線
神楽岡4丁目道路線	神居1・2条間9丁目1号線
神楽岡通線	神居1・2条間16丁目2号線
緑が丘19号道路	神居1・2条道路2号線
緑が丘30号道路	神居2条17丁目2号線
緑が丘35号道路	神居3条5・10丁目間1号線
緑が丘39号道路	神居3条11・12丁目間1号線
緑が丘54号道路	神居3条20・21丁目間1号線
緑が丘65号道路	神居3条20丁目1号線
緑が丘68号道路	神居3・6条間14丁目1号線
緑が丘69号道路	神居3・7条間16丁目1号線
緑が丘70号道路	神居4条3・4丁目間2号線
緑が丘9号道路	神居4・6条間12丁目1号線
緑が丘通1号線	神居5条4丁目・6条2丁目間1号線
緑が丘通2号線	神居6条1・4丁目間1号線
旭川医科大学前道路線	神居6条15丁目1号線

道 路 名	道 路 名
神居6条16・18丁目間3号線	忠和5・6条間6丁目1号線
神居7条1・10丁目間1号線	忠和6条1丁目1号線
神居7条2・10丁目間1号線	忠和6条1丁目4号線
神居7・9条間1丁目1号線	忠和6条1丁目6号線
神居8条1・6丁目間1号線	忠和6条5・6丁目間1号線
神居8条16丁目・富沢間1号線	忠和6条6・7丁目間1号線
神居9条・高砂台道路線	忠和6条道路線
神居9条1丁目6号線	忠和7条5・6丁目間1号線
神居9条2丁目6号線	忠和7条5・7丁目間1号線
共栄・富沢1号線	忠和7条5丁目2号線
富沢6号線	忠和7条5丁目5号線
富沢小学校道路線	忠和7・8条間5丁目1号線
雨紛13号線	忠和7・8条間5丁目2号線
雨紛16号線	忠和4・5丁目道路線
雨紛1号・共栄道路線	忠和5号線
雨紛1号道路線	忠和8号線
雨紛5号・共栄道路線	忠和9号線
西1線道路2号線	高砂台2丁目3号線
忠和1条4丁目・2条3丁目間1号線	高砂台5丁目3号線
忠和1条5丁目・2条6丁目間1号線	高砂台5・7丁目間1号線
忠和1・2条間4丁目1号線	高砂台7丁目1号線
忠和2条4丁目1号線	高砂台8丁目・富沢間1号線
忠和2条5・6丁目間1号線	高砂台道路1号線
忠和2条6丁目・4条8丁目間1号線	台場・忠和間道路線
忠和3条1丁目3号線	台場29号線
忠和3条1丁目7号線	神居9条4丁目1号線
忠和3条6・8丁目間1号線	神居2丁目道路線
忠和3・4条間5丁目2号線	神居4丁目道路線
忠和3・4条間7丁目1号線	神居6丁目道路線
忠和4条1丁目4号線	神居8丁目道路線
忠和4条4丁目1号線	神居12丁目道路線
忠和4条4丁目2号線	神居15丁目道路線
忠和4条4・6丁目道路線	神居通線
忠和4条道路線	東1・2条間1丁目1号線
忠和5条1丁目1号線	東1・2条間3丁目1号線
忠和5条5・6丁目間1号線	東2条1・3丁目間1号線
忠和5条5丁目5号線	東3条1・3丁目間1号線
忠和5条6・8丁目間3号線	東3・4条間1丁目1号線
忠和5条6丁目3号線	東3・4条間6丁目1号線
忠和5・6条間1丁目2号線	東4条6・11丁目間1号線
忠和5・6条間2丁目1号線	東4・5条間11丁目1号線

道 路 名	道 路 名
東4・7条間1丁目1号線	永山3・6条間3丁目2号線
東4・7条間5丁目1号線	永山3・6条間6丁目1号線
東5条4・6丁目間1号線	永山3・6条間9丁目1号線
東5条6丁目1号線	永山3・4条間16丁目1号線
東5条6・10丁目間1号線	永山3・6条間13丁目3号線
東5条6・11丁目間1号線	永山3・6条間19丁目1号線
東5・6条間10丁目1号線	永山3・6条間22丁目1号線
東6条4丁目1号線	永山3・10条2丁目道路線
東6条・日の出橋道路線	台場55号線
東7・8条間1丁目1号線	台場道路1号線
東8条1・2丁目間1号線	金星橋通線
東8条2・3丁目間1号線	金星町1・2丁目間1号線
東8条4・6丁目間1号線	秋月2条2丁目1号線
新旭川大通	新富2・3条間1丁目1号線
大雪通・東1条2丁目道路線	新富3条1丁目10号線
大雪通7・8丁目間2号線	新富3条1丁目8号線
大雪通8丁目1号線	永山4条3・4丁目間1号線
流通団地2条3丁目1号線	永山4条5・6丁目間1号線
流通団地2・3条間4丁目3号線	永山4条23・24丁目間1号線
流通団地3条4丁目2号線	永山4・6条間24丁目1号線
新星・永山町間1号線	永山5条5・6丁目間1号線
1番線・パルプ町道路線	永山5条7・8丁目間2号線
1番通線	永山5条15・16丁目間2号線
3番線道路線	永山5条24丁目3号線
3線道路2号線	永山5・6条間11丁目1号線
功橋通線	永山5・6条間16丁目1号線
永山1条4丁目3号線	永山5・6条間6丁目1号線
永山1条19・20丁目間2号線	永山5・6条間8丁目3号線
永山1・2条間10丁目1号線	永山6条7・8丁目間1号線
永山1・2条間20丁目4号線	永山7条9・10丁目間1号線
永山1・2条間22丁目1号線	永山7・8条間10丁目3号線
永山2条4丁目1号線	永山7・8条間13丁目1号線
永山2条6丁目・流通団地1条3丁目間1号線	永山7・8条間18丁目1号線
永山2条17丁目1号線	永山7・8条間6丁目2号線
永山2条17丁目2号線	永山7・10条間3丁目1号線
永山2条21・22丁目間1号線	永山7・10条間3丁目3号線
永山2条21丁目1号線	永山8条3・4丁目間2号線
永山3条3・4丁目間1号線	永山8条5・6丁目間1号線
永山3条5・6丁目間1号線	永山8・10条間5丁目1号線
永山3条19・20丁目間2号線	永山9条5・6丁目間1号線
永山3条21・22丁目間2号線	永山9条7・8丁目間1号線

道 路 名
永山町1丁目・8条2丁目間1号線
永山町1丁目3号線
永山町1丁目4号線
永山町1・2丁目間1号線
永山町1・2丁目間2号線
永山町2丁目1号線
永山町2丁目9号線
永山町6丁目2号線
永山町6丁目6号線
永山町7丁目・流通団地道路線
永山町9丁目・東旭川北1条8丁目間道路線
永山町10丁目1号線
永山町10丁目6号線
2丁目・3番線道路線
5丁目道路3号線
6丁目道路2号線
7丁目道路1号線
7丁目道路2号線
8丁目道路2号線
11丁目道路2号線
11丁目道路3号線
11丁目道路6号線

## 4-8 臨時ヘリポート開設予定地

## 臨時ヘリポート開設予定地

ヘリポート名	所在地	土地の状況	
		長さ(m)	幅(m)
旭川飛行場	春光町	280	30
大雪クリスタルホール駐車場	神楽3条7丁目	164	94
花咲スポーツ公園陸上競技場	花咲町4丁目	190	130
富沢多目的運動広場	神居町富沢	230	200
総合防災センター	東光27条8丁目	20	23

## ドクターヘリ離着陸場（公園関係）

ヘリポート名	所在地	土地の状況	
		長さ(m)	幅(m)
永山中央公園（芝生広場）	永山6条18丁目	100	100
忠和公園（多目的運動場）	神居町忠和	300	300
千代の山公園（軟式野球場）	春光台3条3丁目	41	27
末広中央公園（軟式野球場）	末広3条10丁目	50	50



## 4-9 関係機関連絡先一覧

## 1 国

機 関 名	所 在 地	電話番号
旭川開発建設部	宮前1条3丁目	32-1111 (守衛) 32-4153 (防災対策官)
旭川道路事務所	神楽1条6丁目	61-0136
旭川河川事務所	永山1条21丁目	48-2131
北海道管区行政評価局旭川行政評価分室	宮前1条3丁目	38-3011
旭川地方検察庁	花咲町4丁目	51-6231
旭川地方法務局	宮前1条3丁目	38-1111
旭川地方裁判所	花咲町4丁目	51-6251
旭川家庭裁判所	花咲町4丁目	51-6251
旭川刑務所	東鷹栖3線20号	57-2511
旭川財務事務所	宮前1条3丁目	31-4151
旭川中税務署	宮前1条3丁目	90-1451
旭川東税務署	東6条1丁目	23-6291
北海道農政事務所旭川地域拠点	宮前1条3丁目	30-9300
北海道森林管理局旭川事務所	神楽3条5丁目	62-6738
上川中部森林管理署	神楽3条5丁目	61-0206
旭川運輸支局	春光町10番地	51-5271
旭川地方气象台	宮前1条3丁目	32-7102
旭川労働基準監督署	宮前1条3丁目	35-5901
陸上自衛隊第2師団	春光町	51-6111
第2特科連隊	春光町	51-6111
旭川公共職業安定所	春光町10番地	51-0176
旭川年金事務所	宮下通2丁目	72-5002 (庶務)

## 2 北海道

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道警察旭川方面本部	1条通25丁目	35-0110
旭川中央警察署	6条通10丁目	25-0110
旭川東警察署	1条通25丁目	34-0110
上川教育局	永山6条19丁目	46-4942
上川総合振興局	永山6条19丁目	46-5918
旭川肢体不自由児総合療育センター	春光台2条1丁目	51-2126
旭川児童相談所	10条通11丁目	23-8195
上川保健福祉事務所	永山6条19丁目	46-5979
道立旭川高等看護学院	緑が丘東3条1丁目	65-7101
旭川高等技術専門学院	緑が丘東3条2丁目	65-6667
上川総合振興局旭川建設管理部	永山6条19丁目	46-4907
上川総合振興局南部森林室	永山6条19丁目	46-5998
道立林産試験場	西神楽1線10号	75-4233

## 3 指定公共機関・地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道旅客鉄道株式会社旭川支社	宮下通6丁目	25-6003
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	札幌市中央区北1条西6丁目1番地	011-212-4466
日本銀行旭川事務所	4条通9丁目	23-3181
旭川赤十字病院	曙1条1丁目	22-8111
NHK旭川放送局	6条通6丁目	24-7000
日本通運株式会社札幌支店(道北エリア)	宮下通12丁目	23-5115
北海道電力ネットワーク株式会社 旭川支店	4条通12丁目	0120-06-0124
東日本高速道路株式会社北海道支社旭川 管理事務所	字近文7線南1号	55-4051
HBC旭川放送局	1条通8丁目	23-6610
STV旭川放送局	東旭川北2条6丁目	36-1010
HTB旭川支社	1条通9丁目	25-4151
UHB旭川支社	4条通10丁目4-9	26-2010
旭川ガス株式会社	4条通16丁目	23-4151
一般社団法人旭川市医師会	金星町1丁目	23-5728
一般社団法人旭川歯科医師会	金星町1丁目	22-2361
北海道土地改良事業団体連合会上川支部	空知郡中富良野町丘町7番8号 (富良野土地改良区内)	0167-44-2131
一般社団法人旭川地区トラック協会	流通団地2条4丁目	48-7244
一般社団法人北海道警備業協会旭川支部	旭町2条10丁目 (中央警備保障株内)	54-4664
独立行政法人国立病院機構旭川医療センター	花咲町7丁目	51-3161
日本郵便株式会社旭川中央郵便局	6条通6丁目	26-2141
日本郵便株式会社旭川東郵便局	東旭川町共栄98-4	37-3175
日本郵便株式会社永山郵便局	永山2条18丁目	47-0589
日本貨物鉄道株式会社北海道支社 旭川営業支店	流通団地1条5丁目	48-4420
株式会社ドコモCS北海道支社旭川支店	2条通8丁目	26-7544
一般社団法人旭川地区バス協会	近文町16丁目	51-0111
一般社団法人旭川薬剤師会	金星町1丁目	29-2422
公益社団法人北海道獣医師会上川支部	宮下通4丁目	24-1600

## 4 学校（高校・大学）

機 関 名	所 在 地	電話番号
旭川東高等学校	6条通11丁目	23-2855
旭川北高等学校	花咲町3丁目	51-4620
旭川西高等学校	川端町5条9丁目	52-1215
旭川永嶺高等学校	永山町3丁目	47-6006
旭川南高等学校	緑が丘東3条3丁目	65-8770
旭川工業高等学校	緑が丘東4条1丁目	65-4115
旭川商業高等学校	曙3条3丁目	22-3556
旭川農業高等学校	永山町14丁目	48-2887
旭川龍谷高等学校	豊岡5条4丁目	39-2700
旭川藤星高等学校	花咲町6丁目	51-8125
旭川実業高等学校	末広8条1丁目	51-1246
旭川大学高等学校	永山7条16丁目	48-1221
旭川明成高等学校	緑町14丁目	51-3220
旭川工業高等専門学校	春光台2条2丁目	55-8000
北海道教育大学旭川校	北門町9丁目	59-1204
旭川医科大学	緑が丘東2条1丁目	65-2111
旭川大学・旭川大学短期大学部	永山3条23丁目	48-3121

## 5 その他

機 関 名	所 在 地	電話番号
大雪消防組合	上川郡美瑛町本町2-4-1	0166-92-2029
東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道北支店	10条通10丁目	20-5410
社会福祉法人旭川市社会福祉協議会	5条通4丁目	23-0742